

第5次利根町総合振興計画 後期基本計画 (確定案)

2025 年(令和7年)1月

利 根 町

目 次

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の視点	4
3 計画の構成と期間	5

第2章 利根町の概況

1 利根町を取り巻く環境の変化	6
2 社会情勢の変化・時代の潮流	9
3 町民意向調査	12
4 利根町総合振興計画の取組状況	22
5 利根町の主な課題と方向性	24

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの方針

1 まちづくりの将来像	26
2 まちづくりの基本方針	27

第2章 計画の将来フレーム

1 将来人口	30
2 土地利用基本構想	31

第3章 施策の方向性と体系

1 施策の方向性	35
2 施策の体系	40

第3部 基本計画

第1章 重点施策(利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略)

1 総合振興計画とデジタル田園都市国家構想総合戦略の関係	42
2 重点施策(総合戦略)のコンセプト	43
3 戦略プロジェクトの内容	44
4 戦略プロジェクトの取組内容	46
5 人口ビジョン	60

第2章 分野別計画

分野別計画の見方	66
基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり	68
基本方針2 いつまでも健康で元気あふれるまちづくり	88
基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり	104
基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり	122
基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり	132

資料編

1 策定関連データに関する資料	148
資料1 現況と課題に関するデータ	148
資料2 指標一覧	154
資料3 個別計画一覧表	164
資料4 SDGs対応表	167
資料5 用語解説	170
2 策定経過及び策定組織に関する資料	172
資料1 第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定経過	172
資料2 利根町総合振興計画条例	175
資料3 利根町みんなのまち基本条例(利根町自治基本条例)	176
資料4 利根町振興計画審議会委員名簿	179
資料5 利根町振興計画策定委員会設置規定	180
資料6 利根町振興計画策定委員会委員名簿	181
資料7 諮問・答申	182

第1部

序論

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、町総合振興計画条例に基づき、2019年度（平成31年度）を初年度とした第5次利根町総合振興計画（とね魅力アップビジョン）を策定し、まちづくりの将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を目指して、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

この間、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症をはじめ、急激な人口減少と人手不足、気候変動に起因する自然災害の頻発化・激甚化、国際情勢の不安定化に起因する景気や物価への影響などが町民生活や地域経済に影響を与えてきました。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）*の進展、脱炭素・循環型社会実現に向けた気運の高まり、働き方改革、ダイバーシティ（多様性）*など、社会の在り方や人々の価値観、ライフスタイルなども大きく変化しつつあります。さらに、地方分権の一層の推進の中で、地方自治体においては、より効率的で柔軟な行財政運営が求められてきているところです。

このたび、前期基本計画が2024年度（令和6年度）をもってその計画期間が満了することから、引き続き、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、前期基本計画の検証・見直しを行うとともに、2025年度（令和7年度）を初年度とする第5次利根町総合振興計画後期基本計画を新たに策定するものです。

また、第5次利根町総合振興計画後期基本計画の策定においては、町全体のまちづくりを包括的に進めるため、町総合振興計画条例第3条2項の規定に基づき、利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略を包含する形で一体的に策定し、行財政運営の効率化を図るとともに、一元的な進行管理のもと効果的な施策の実現を目指していくものとします。

参考

～ まち・ひと・しごと創生*からデジタル田園都市国家構想*へ ～

◆国の地方創生の取組の過程

国においては、まち・ひと・しごと創生法を2014年（平成26年）11月に公布し、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、地方創生に取り組んできたところですが、新型コロナウイルス感染症の長期的な影響以降、官民双方で地方におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）*を積極的に進める方向となりました。

このことから、国ではデジタル田園都市国家構想を掲げ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂したデジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定し、地方版総合戦略の策定・改定を地方自治体にも要請しているところです。今後、地方版総合戦略として改定するデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、デジタル技術を地方の社会課題解決の手段として活用することが求められています。

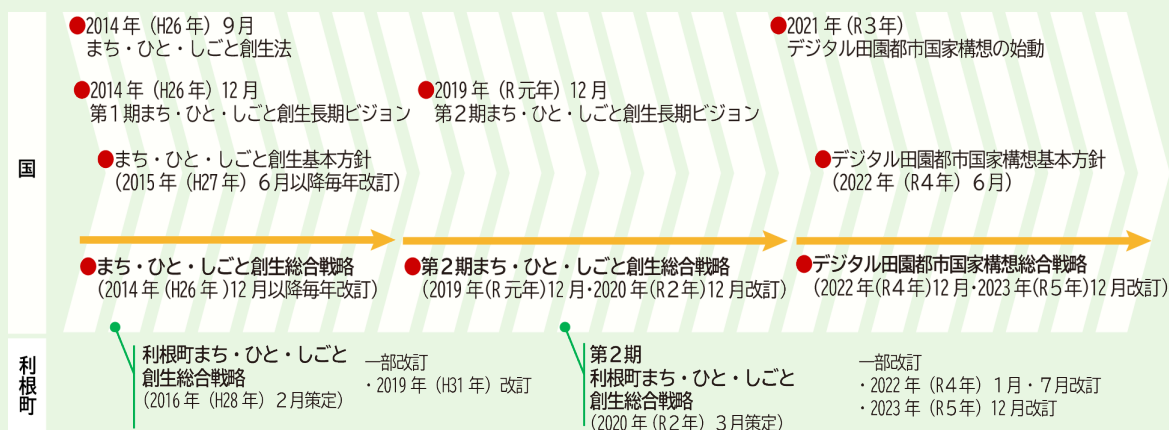
◆利根町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の経緯

本町においては、国・県と一体となって地方創生に取り組んでいく必要があることから、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第1期総合戦略」という。）を2016年（平成28年）2月に策定し、その改定版となる第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）を2020年（令和2年）3月に策定、さらにその後、一部改訂を適宜実施しながら、推進してきました。

第2期総合戦略の計画期間の満了を迎え、第3期の計画にあたる利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定にあたっては、総合戦略の更なる深化を図り、町全体のまちづくりとして包括的に進めるため、第5次利根町総合振興計画後期基本計画における重点施策として、総合振興計画に包含する形で位置づけることとなりました。

今後は、利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略を総合振興計画の重点施策として、一元的な進行管理のもと、計画に基づく行財政運営の効率化を図り、効果的な施策の実現に向けて推進していくものです。

国の計画の変遷と利根町における総合戦略の策定の流れ



2 計画策定の視点

2019年（平成31年）3月に策定した第5次利根町総合振興計画（とね魅力アップビジョン）では、「町民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画」「まちの魅力とブランド力を高める計画」「行政の経営指針として活用できる計画」「国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画」の4つの柱を掲げて進めてきました。

前期基本計画の成果を基に、後期基本計画期間における策定の視点として、基本構想の目指すまちづくりの将来像の実現に向けた集大成となる期間であることを考慮し、以下に掲げる事項に留意して本計画を策定しました。

（１）町民と行政がそれぞれの役割を果たし、協働のまちづくりに取り組む計画

総合振興計画については、町の最上位の計画であることを、町総合振興計画条例第4条及び町みんなのまち基本条例（自治基本条例）第25条において位置づけています。今後のまちづくりの方向性と必要な施策を明らかにし、町民・行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働のまちづくりを進めていくための計画です。

（２）持続可能なまちづくりを目指した計画

人口減少・少子高齢化の進行やデジタル技術の浸透・進展などを見据え、将来にわたって持続可能なまちづくりを着実に推進するための計画とします。そのため、各施策の分野においては「持続可能な開発目標（SDGs）＊」の視点や考え方を取り入れるものとし、今後、町政を推進する上でSDGsの達成につながる計画とします。

（３）行財政運営指針として活用できる計画

前期基本計画・第2期総合戦略の進捗状況を確認し課題を把握するとともに、これらの課題を踏まえた、後期基本計画期間における行財政運営の指針となる計画です。町政全般を網羅した計画であり、各分野における諸計画や事業の最上位計画として位置づけられるものです。

（４）戦略性と実効性の高い計画

社会情勢の変化を適切に捉え、まちづくりの将来像の実現を目指すために、利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略を第5次利根町総合振興計画後期基本計画に包含した一体的な計画とした、中長期的な見通しに基づく、戦略性を持った計画です。

3 計画の構成と期間

町総合振興計画条例第2条の規定により、総合振興計画は、まちづくりの指針となる総合的な計画であり、大きくは「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、本町のあるべき将来像と土地利用基本構想を明らかにし、基本方針などを示すものであり、2019年度（平成31年度）を初年度とし、2030年度（令和12年度）を目標年度とする12か年の長期構想です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示された将来像や基本方針などを実現するために必要な手段、施策を具体化して体系的に明らかにしたものです。後期基本計画は2025年度（令和7年度）から2030年度（令和12年度）までの6か年となります。

1) 重点施策

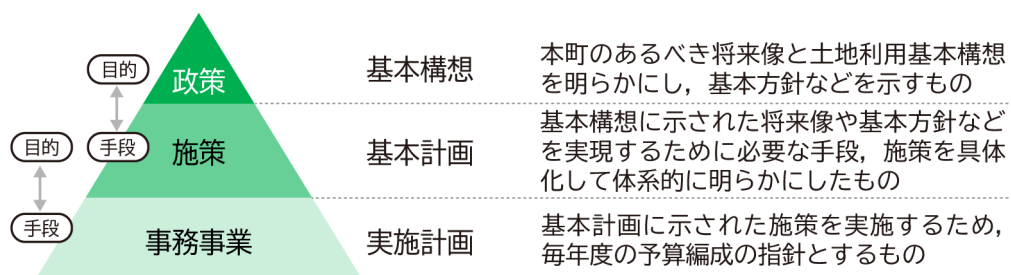
重点施策は、人口の将来展望である人口ビジョンも収録し、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づく地方版総合戦略に該当する計画としての役割を有します。

2) 分野別計画

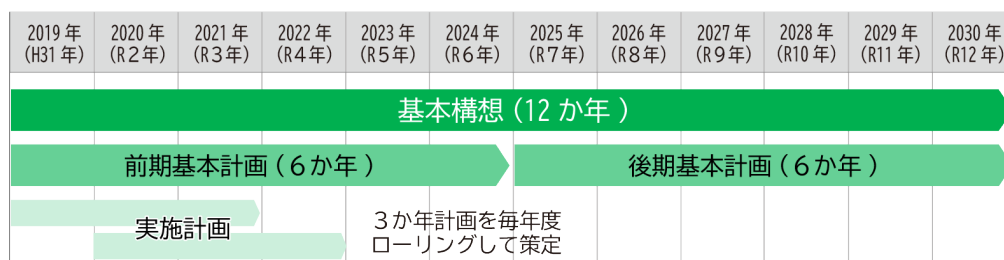
分野別計画は、それぞれの分野の政策を実現するために行う、施策の内容を示す計画です。実施計画の策定・推進の拠り所となります。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を実施するため、毎年度の予算編成の指針とするものです。3か年計画として、別途策定します。



第5次利根町総合振興計画の計画期間



※括弧書きの英語表記は元号の頭文字を示す。以降グラフ内表記等も同様。

第2章

利根町の概況

1 利根町を取り巻く環境の変化

(1) 位置と地勢

本町は、茨城県最南端の利根川流域にあり、都心より約40km圏内に位置しています。

町域はほとんど平坦で、羽根野から押戸の北部台地は標高20～29m、南部の布川台地は標高15～21mで、北部及び南部の台地と低地との間には傾斜40度以上の急崖が形成され、低地部で農業用地が形成されています。

町の中央には新利根川、北西部に小貝川が流れ、東側を河内町、北側を龍ヶ崎市、西側を取手市、南側に利根川を隔てて千葉県と接している県境に位置しています。

利根町の位置図



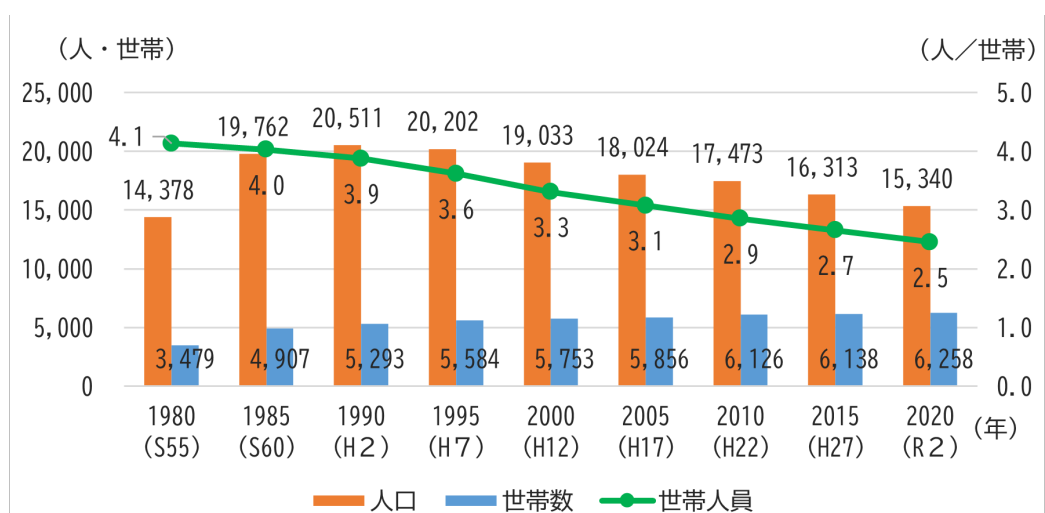
(2) 人口と世帯の推移

本町の人口は、減少傾向にあり、2020年（令和2年）国勢調査によると、15,340人となっており、総人口ピーク時の1990年（平成2年）と比較すると、5,171人の減少となっています。

世帯数は、微増傾向にあり、2020年（令和2年）が6,258世帯となっており、1990年（平成2年）と比較すると、965世帯の増加となっています。1世帯当たりの人口は、減少傾向にあり、2020年（令和2年）が2.5人となっており、1990年（平成2年）と比較すると1.4人の減少となっています。

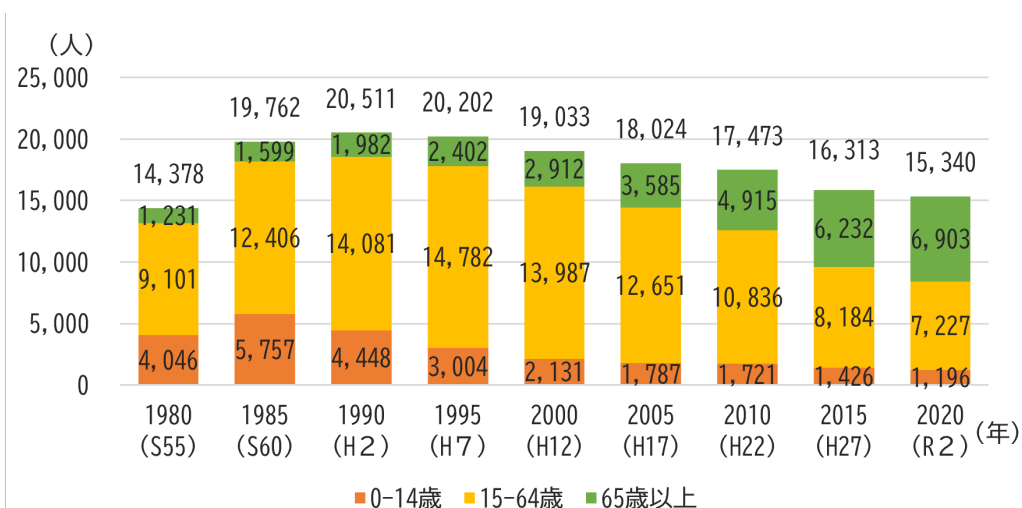
年齢階層（3区分）別人口の推移をみると、2020年（令和2年）の年少人口（0-14歳）は、総人口ピーク時の1990年（平成2年）の約4分の1となっており、総人口の10%を切っています。その一方で、生産年齢人口（15-64歳）の割合は、1995年（平成7年）までは増加傾向を示していましたが、2000年（平成12年）以降は減少へと転じています。

人口・世帯数・世帯人員の推移



出典：国勢調査

年齢階層（3区分）別人口の推移



出典：国勢調査

※年齢不詳を除くため総数は合わない

(3) 産業別就業人口の推移

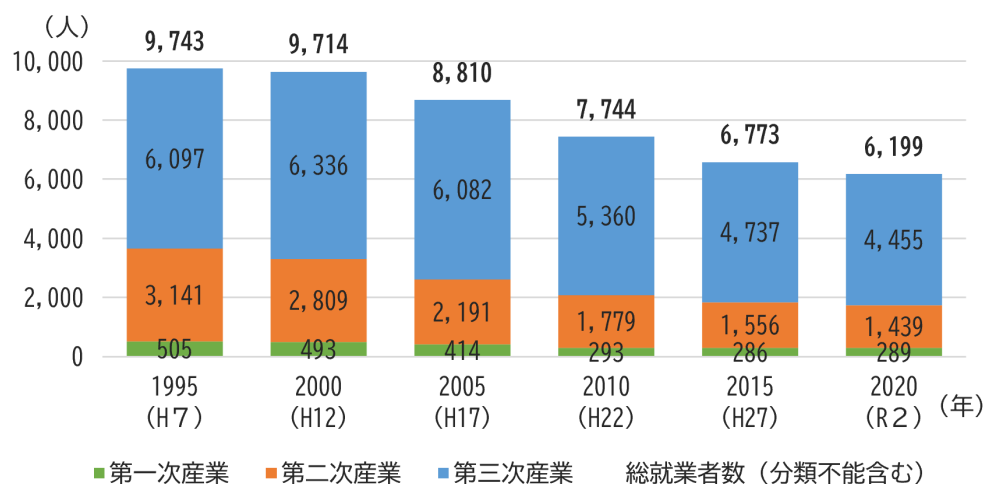
本町の就業人口は、減少傾向にあり、2020 年（令和 2 年）が 6,199 人となっており、1995 年（平成 7 年）と比較すると 3,544 人減少しています。

産業別にみると、第一次産業では 2020 年（令和 2 年）が 289 人（構成比 4.7%）となっています。1995 年（平成 7 年）と比較すると 216 人減少していますが、2010 年（平成 22 年）以降はほぼ横ばいで、構成割合は微増となっています。

第二次産業では、2020 年（令和 2 年）が 1,439 人（構成比 23.2%）となっており、減少傾向が続いています。1995 年（平成 7 年）と比較すると 1,702 人減少しており、構成割合は 2010 年（平成 22 年）以降横ばいとなっています。

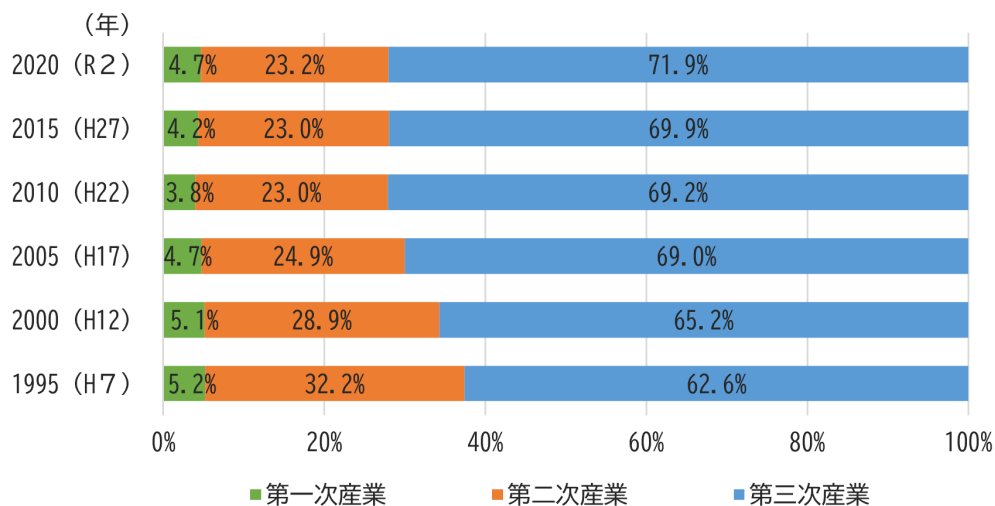
第三次産業では、2020 年（令和 2 年）が 4,455 人（構成比 71.9%）となっており、ピーク時の 2000 年（平成 12 年）と比較すると 1,881 人減少していますが、構成割合は通して増加傾向となっています。

産業別就業人口の推移



出典：国勢調査

産業別就業人口構成割合の推移



出典：国勢調査

2 社会情勢の変化・時代の潮流

(1) 成熟型社会への転換

人口減少・少子高齢化の時代に突入し、これまでの人口増加が続く中での成長型社会から成熟・安定型社会への転換が進みつつあります。

1) 人口減少・少子高齢化に対応した地方創生・地域再生

我が国は、人口減少・少子高齢化の進行が著しく、2056年（令和38年）には1億人を下回ると推計されており、地方においては東京一極集中の影響が拍車をかけています。また、少子高齢化の進行は、社会保障費の増大や担い手不足を招き、行財政のひっ迫に直結しています。そして、その影響を受け、これまでの社会保障の仕組みや土地利用等の様々な社会システムの限界が指摘されるようになり、時代に即した新たな方向性を見出すことが求められています。

昨今では、東京一極集中を解消し人や企業の地方分散や新しい地方経済の創生に向けて、「地方に仕事をつくる」「人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「魅力的な地域をつくる」が方向性として掲げられており、デジタル技術等も活用しながらこれらを実現する具体的な取組が求められています。

2) 協働や官民連携による新たなまちづくり

多様化・高度化する行政需要に対して、行政の有する限りある財源と人的資源の中だけでは対応することが難しくなっています。そのような中で、近年では新たな魅力あるまちづくりを実現するために、行政だけでなく地域や企業等の多様な主体との役割分担による協働や官民連携による新たなまちづくりの仕組みが広がっています。

協働のまちづくりでは、行政と多様な主体が連携し、各々が自らの責任と判断により、創意・工夫し、個性豊かな魅力あるまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

3) ライフスタイルの多様化

デジタル経済の進展も含めた技術革新は、新たなサービスを生み出し国民生活の選択肢に広がりを与え、ライフスタイルの多様化につながっています。価値観においても、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと人々の欲求が変化し、便利な暮らしを求めた都市での生活から、地方や農山村における生活を求める等、個人が求める自由なライフスタイルが許容されるようになり、より多様化が進んでいます。

働き方においても、ワーク・ライフ・バランス*の考え方の普及により、より生活とのバランスを重視する気運が高まりつつあり、二拠点居住や働き方改革なども取り組まれ始めており、新たな価値観に対応した生活環境づくりが求められています。

（２）世界的なトレンドへの対応

グローバル化と価値観の多様化とともに、急速な技術革新が進んでいます。また、地球規模での環境問題や安心・安全・平和に対する危機意識が高まっています。

１）グローバル化と価値観の多様化

グローバル化に向けてヒト・モノ・カネ・情報の流動を促すため、国家間の積極的な経済連携協定が取り組まれており、多様な文化交流、経済自由化が進んでいます。それに伴い、我が国と諸外国との関係は、経済的な相互依存が進行しており、国際情勢に伴う物価高騰やサプライチェーンの混乱、為替相場の大きな変動等の多方面で影響を受けています。

外国人労働者やインバウンドによる観光客も増加し、外国文化に触れる機会が多くなるとともに価値観の多様化が受け入れられ始めています。それに伴い、パートナーシップ制度*の普及等のように我が国の文化や慣習の一部においても変化がみられます。多文化共生社会の実現に向けては、互いの違いを尊重し、対等な関係を築きながら、地域社会を構築していくことが求められています。

２）世界で加速するDX化

Society5.0*に向けて、急速に技術革新が進む現代社会では、誰もが必要なときに必要な情報を得ることができる環境が整いつつあります。さらに、Beyond 5 G/6 G*に向けて世界的にICT（情報通信技術）*やAI（人工知能）*等のレベルが加速しています。

高度情報化により、地域間、個人間の情報格差の解消をはじめ、自宅にいたがらの買い物や在宅勤務の拡大等、生活の利便性と快適性の向上や生産活動の合理化に大きな影響を与えています。国・県をはじめ地方自治体においても様々なデジタル技術の導入が試みられており、業務の省力化や行政・公的サービスの高度化・効率化に向けて積極的な取組が求められています。

3) 安全・安心・平和への関心の高まり

世界的に自然災害や地震・津波等が頻発し異常気象のリスクが高まるとともに、北朝鮮の核・ミサイル問題や米中対立の激化、ウクライナ侵攻等の地政学的リスクも高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行や、それに伴う交流活動の制限が心理面に与えた影響は大きなものであり、世界的な不安をあおることとなりました。

危機意識の高まりにより、避難方法の確認や備蓄品等の備え、迅速な初動体制の確立等の重要性が再認識されており、旧来の地域コミュニティを基にした非常時対応では限界があるため、新たな時代に即した助け合いの仕組みづくりが求められています。

4) 持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化やオゾン層の破壊等、地球規模での環境問題が深刻化することで、持続可能性への危機意識が高まっています。2015年（平成27年）の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた国際社会全体の開発目標として2030年（令和12年）を期限とする持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が提唱されました。SDGsは、経済・社会・環境をめぐる包括的な17のゴールを掲げており、国だけでなく地方自治体の政策目標としても普及し、目標達成に向けた具体的な取組が求められています。

参考：持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール



出典：国際連合広報センターホームページより

3 町民意向調査

3-1 町民アンケート

(1) 町民アンケートの概要

町内在住者・町外在住者の利根町に対する意識や意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、下記のアンケート調査を実施しました。

1) 住民アンケート調査

調査対象者	満 16 歳以上の町民 2,000 名(無作為抽出)
調査方法	配布方法：郵送による配布 回収方法：郵送またはWEBサイトでの回収（どちらか選択）
調査期間	2023 年（令和 5 年）10 月 25 日(水)～ 2023 年（令和 5 年）11 月 15 日(水)
配布・回収 状況	標本数：2,000 票 回収数：579 票（質問紙 476 回収票，WEB103 回収票 ※うち無効票 2 票） 回収率：29.0% 標本誤差（許容誤差 3～5%以内）：3.99% 有効回収数：577 票（質問紙 475 回収票，WEB102 回収票） 有効回収率：28.9%

2) 町内企業に勤める町外在住者に対するアンケート調査

調査対象者	町内企業に勤めている町外在住者
調査方法	配布方法：企業を通じた配布 回収方法：企業への直接回収またはWEBサイトでの回収
調査期間	2023 年（令和 5 年）12 月 25 日(月)～ 2024 年（令和 6 年）1 月 19 日(金)
配布・回収 状況	回収数：294 票 有効回収数：294 票

3) 町外在住者アンケート調査

調査対象者	利根町から 30km 圏内の町外在住者
調査方法	・WE B形式によるアンケート調査※を実施 ・スクリーニング調査*を実施してから本調査を行う方法による
対象条件	・15 歳～79 歳, 男女 ・スクリーニング設問「あなたは茨城県利根町を知っていますか。」の質問に際して, 「1. よく知っている」「2. なんとなく知っている」「3. 聞いたことがある」と回答した方
調査期間	2024 年(令和6年)3月1日(金)～ 2024 年(令和6年)3月5日(火)
配布・回収 状況	依頼数: 25,194 票(調査依頼した対象者数) 有効回答数: 1,053 票(集計対象とする有効回答の対象者数) 回収率: 4.2%(有効回答数/依頼数)

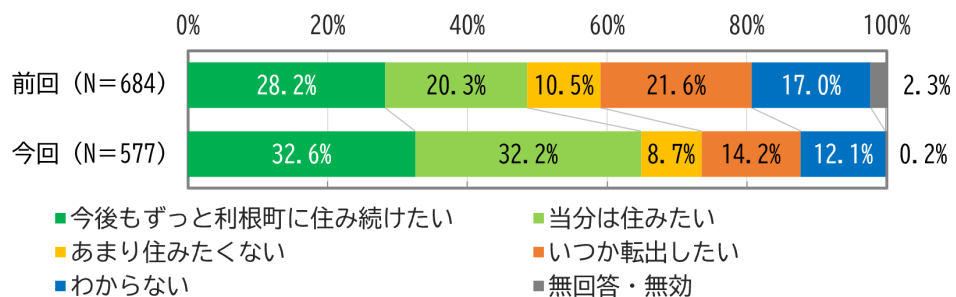
※(株) インテージが独自に募集した「キューモニター」と(株) NTTドコモが保有する「dポイントクラブ会員」, (株) マーケティングアプリケーションズが保有する「MA p p s P a n e l」を利用した全国 415 万人の会員から, 特定の指定エリアに居住する地域の住民を対象としたインターネット調査を実施。

(2) 住民アンケート調査結果の概要

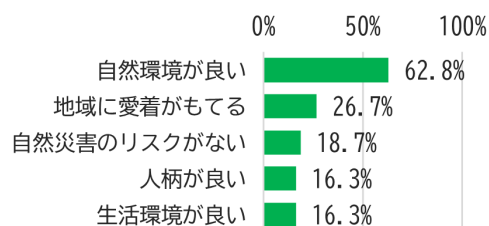
1) 定住意向に関すること

- ◆ 利根町にこれからも住み続けたいと思うか（定住意向）については、定住意向がある人（「今後もずっと利根町に住み続けたい」「当分は住みたい」）は64.8%となっており、前回調査と比較すると、16.3ポイント増加しています。
- ◆ 定住意向がある人の理由は、「自然環境が良い」が62.8%と最も多く、次いで「地域に愛着がもてる」が26.7%となっています。定住意向がない人（「あまり住みたくない」「いつか転出したい」）の理由は、「公共交通など移動環境が良くない」が78.0%と最も多く、次いで「買い物やレジャーに不便」が45.5%となっています。
- ◆ 利根町で生活する上で、10年後の生活を考えたときに不安なことでは、「親やあなた自身の介護が必要」が37.6%と最も多く、「近くで食料や日用品を買えない」が28.8%、「台風・集中豪雨・地震など災害で被災のおそれがある」が27.2%となっています。

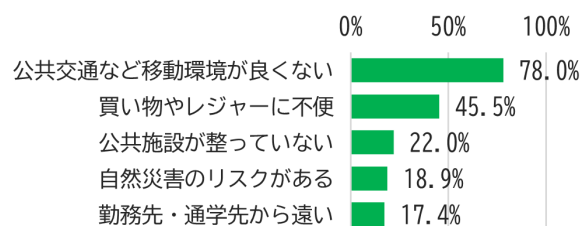
定住意向 ※グラフ中のNは回答数を表しています。



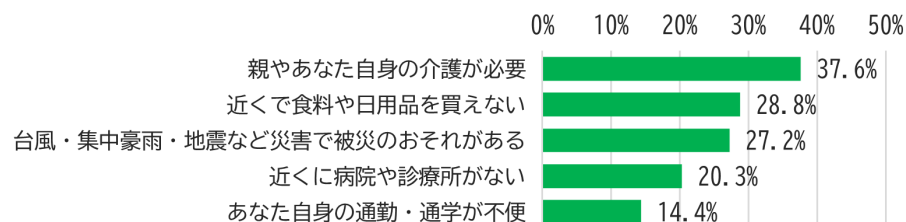
住み続けたい理由【上位5位】
(回答数：374 件)



住み続けたくない理由【上位5位】
(回答数：132 件)



10年後の生活を考えたときに不安なこと【上位5位】(回答数：577 件)

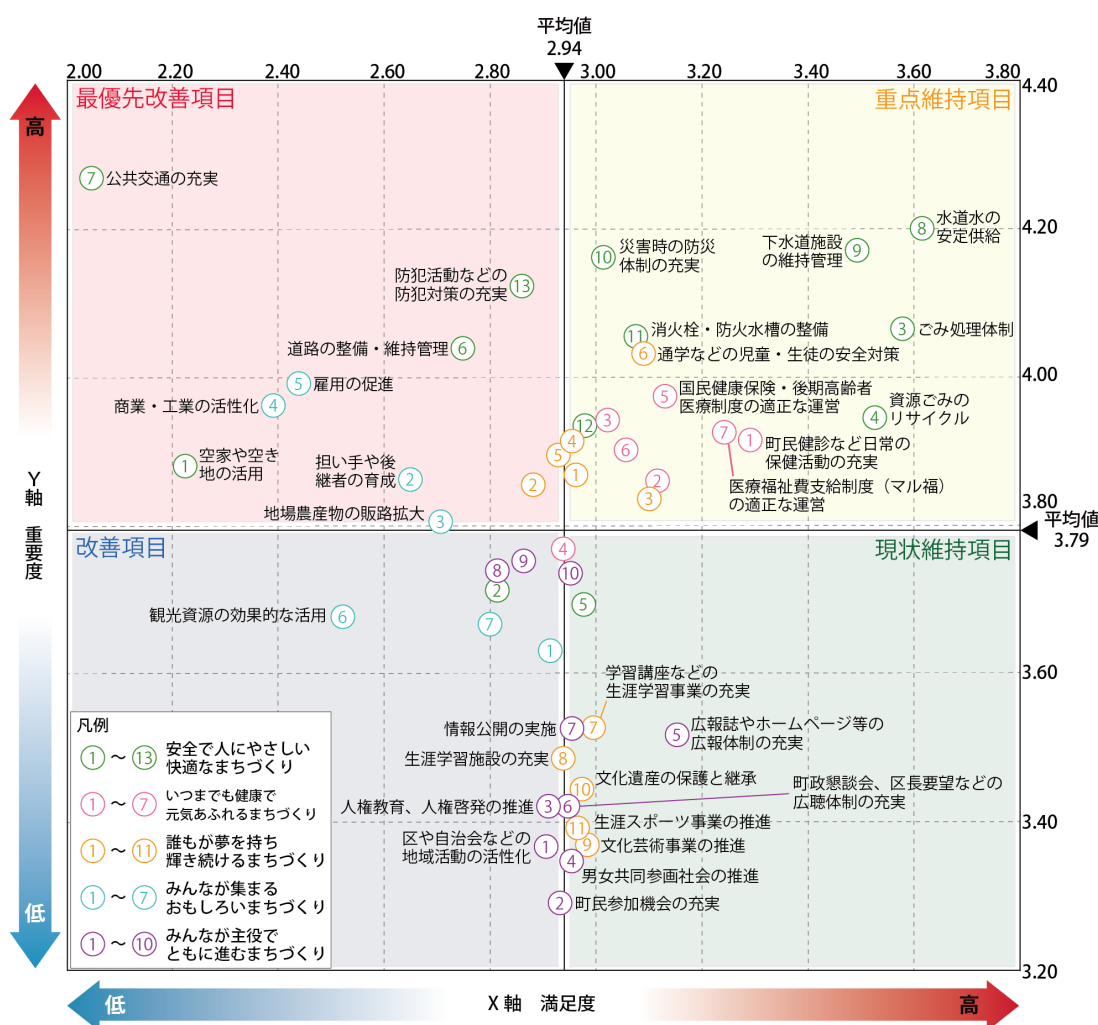


※各選択肢の合計値については、端数処理のため100%にならないことがあります。

2) 町の生活環境に対する現在の満足度と今後における重要度

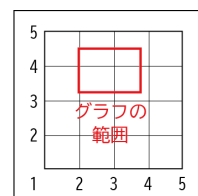
- ◆ グラフ左上の「最優先改善項目」（満足度が低く、重要度が高いもの）では、「公共交通の充実」「防犯活動などの防犯対策の充実」「道路の整備・維持管理」などがあげられています。
- ◆ グラフ右上の町の強みとなる「重点維持項目」（満足度も重要度も高いもの）では、「水道水の安定供給」「下水道施設の維持管理」「災害時の防災体制の充実」などがあげられています。なお、「いつまでも健康で元気あふれるまちづくり」の保健・医療・福祉等の分野のほとんどが強みとなる項目に入っています。

町の生活環境への満足度と重要度（回答数：577件）



※グラフは、右の図の赤枠部分を切り取って表示した図となります。

※満足度・重要度ともに評価が平均値程度のものは選択肢の文言を省略しています。

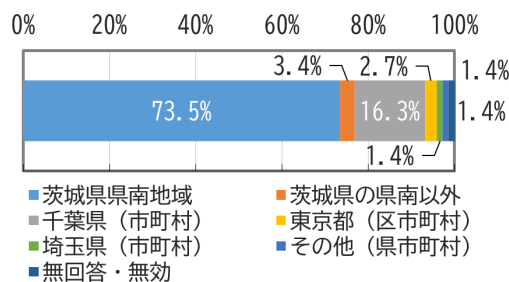


(3) 町内企業に勤める町外在住者に対するアンケート調査結果の概要

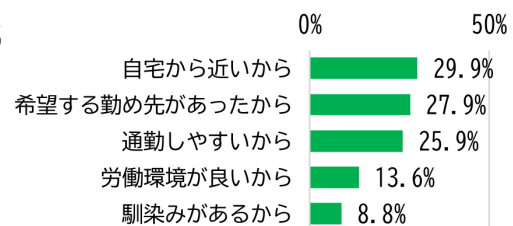
1) 働く環境としての利根町について

- ◆ 回答者の 73.5%が茨城県県南地域に居住しており、利根町を勤め先に選んだ理由は「自宅から近いから」が 29.9%、「希望する勤め先があったから」が 27.9%、「通勤しやすいから」が 25.9%となっています。
- ◆ 利根町の働く環境については、良いと思う傾向の人（「とても良い」「まあまあ良い」）が 60.2%と半数を超えています。
- ◆ 利根町で働き続けたいかについては、働き続けたい傾向にある人（「働き続けたい」「まあまあ働き続けたい」）が 56.1%と半数を超えています。その理由は、「自宅から近い」が 43.0%で、「自然環境が良い」が 29.7%、「地域の人たちの人柄が良い」が 28.5%となっています。
- ◆ 「あまり働き続けたくない」と回答した人の理由は、「公共交通など移動環境が良くない」が 44.4%、「買い物施設が整っていない」と「自宅から遠い」が 37.0%、「渋滞など道路環境が良くない」が 33.3%となっています。主に交通環境や買い物の利便性については、住民アンケート調査の町に住み続けたくない理由と同じとなっています。

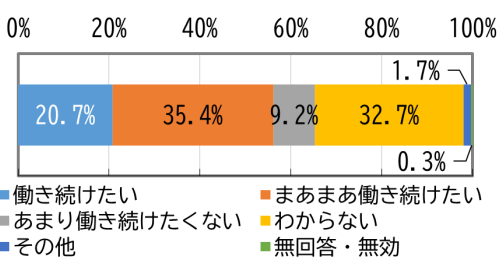
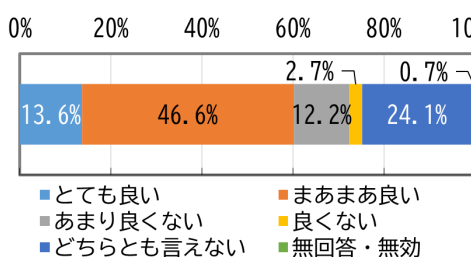
回答者の居住地（回答数：294 件）



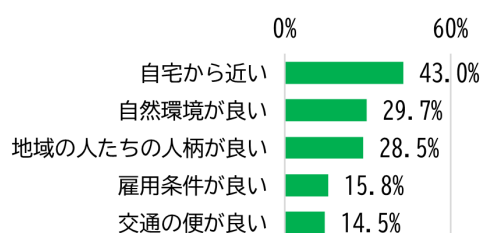
勤め先に選んだ理由（回答数：294 件）



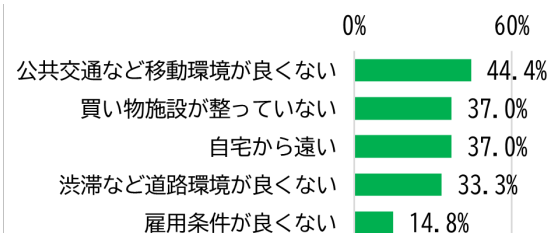
利根町の働く環境について（回答数：294 件） 利根町で働き続けたいか（回答数：294 件）



働き続けたい理由（回答数：165 件）



働き続けたくない理由（回答数：27 件）

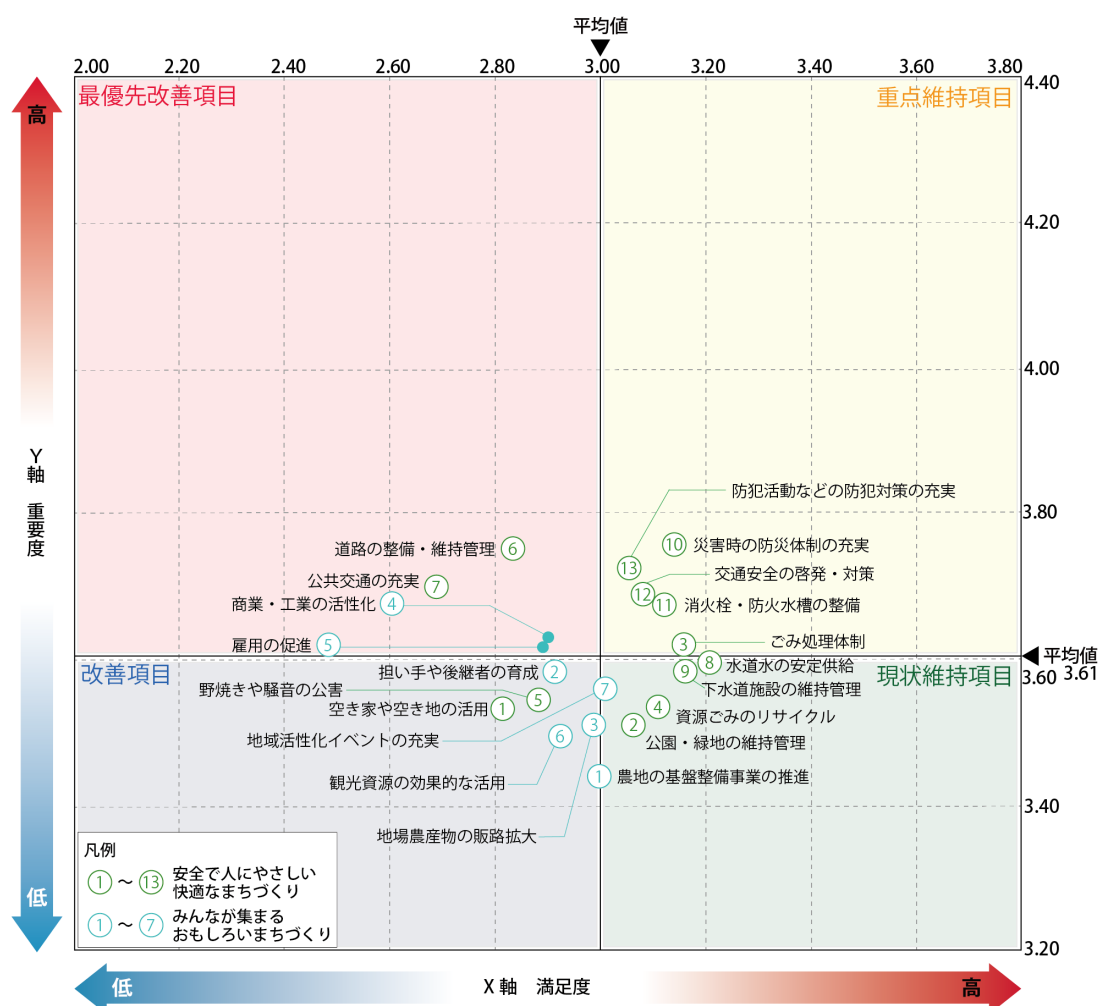


※各選択肢の合計値については、端数処理のため 100%にならないことがあります。

2) 町の生活環境に対する現在の満足度と今後における重要度

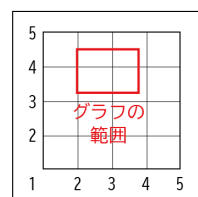
- ◆ グラフ左上の「最優先改善項目」(満足度が低く、重要度が高いもの)では、「雇用の促進」「商業・工業の活性化」「公共交通の充実」「道路の整備・維持管理」があげられています。
- ◆ グラフ右上の町の強みとなる「重点維持項目」(満足度も重要度も高いもの)では、「災害時の防災体制の充実」「防犯活動などの防犯対策の充実」「交通安全の啓発・対策」などがあげられています。
- ◆ 住民アンケート調査の結果と比較すると、満足度の平均値はほぼ差はないですが、重要度の平均値については、住民アンケートの方がやや高くなっています。

町の生活環境への満足度と重要度（回答数：294 件）



※グラフは、右の図の赤枠部分を切り取って表示した図となります。

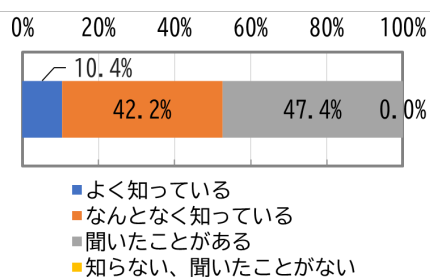
※当該設問(町の生活環境への満足度と重要度)は、住民アンケートに同じ設問がありますが、選択肢については、町内企業に勤める町外在住者が回答できる「安全で人にやさしい快適なまちづくり」「みんなが集まるおもしろいまちづくり」に関するもののみとしました。



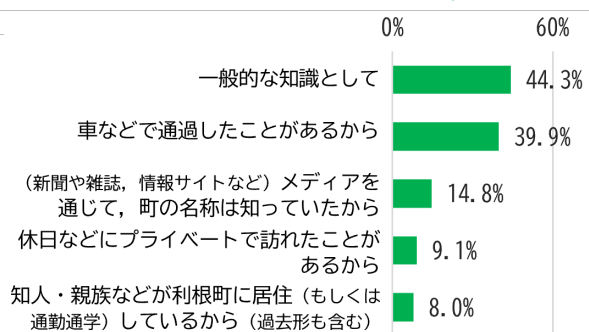
(4) 町外在住者アンケート調査結果の概要

- ◆ 利根町の認知については、「聞いたことがある」が 47.4%、「なんとなく知っている」が 42.2%となっています。認知理由では、「一般的な知識として」が 44.3%、次いで「車などで通過したことがあるから」が 39.9%、「メディアを通じて、町の名称は知っていたから」が 14.8%となっています。
- ◆ 利根町で楽しみたいことについては、「河川敷を散歩したり、桜並木を鑑賞してみたい」が 44.7%と高く、次いで「農産物直売所で新鮮な農作物を買いにいきたい」が 26.4%、「町にある個性なお店（ランチやカフェ、ベーカリー、スイーツなど）に行ってみたい」が 25.6%、「河川敷で行われる花火大会に行ってみたい」が 25.4%となっています。
- ◆ 来訪以外での利根町への関わり方については、「わからない・特になし」(59.3%)を除き、「ふるさと納税の寄附も含め、町産品の購入などを通じて応援したい」が 18.7%、「知り合いに利根町ならではの良さを伝えたい」が 8.9%となっています。

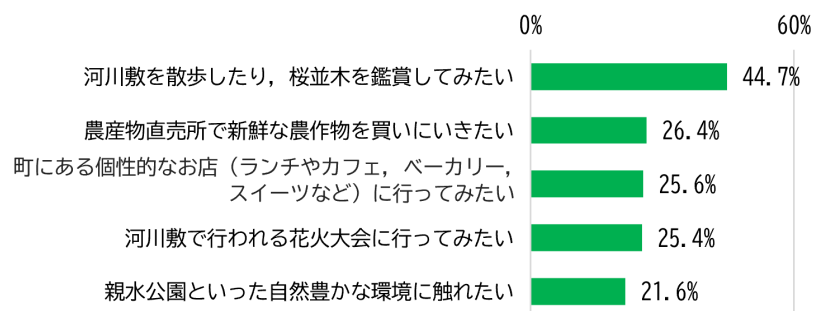
利根町の認知（回答数：1,053 件）



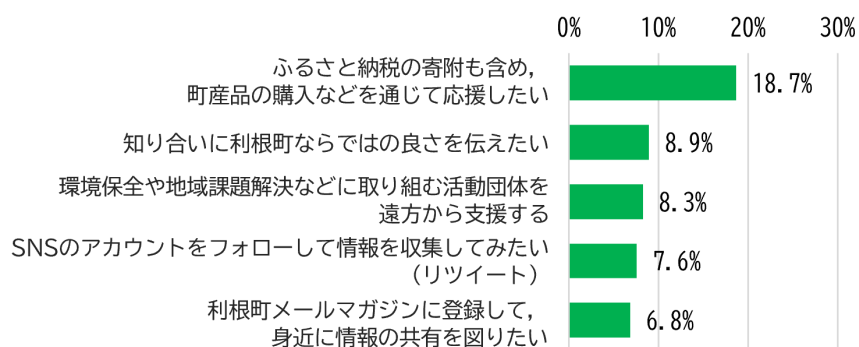
利根町の認知理由（回答数：1,053 件）



利根町で楽しみたいこと[上位5位]（回答数：1,053 件）



来訪以外でやってみたいこと[上位5位※]（回答数：1,053 件）



※「わからない・特になし」59.3%を除く

3-2 ワークショップ

(1) まちづくりワークショップの概要

アンケート調査からだけでは把握できない町民の皆様が日頃お考えになっていることを伺い計画策定の基礎資料とすることを目的に、ワークショップ（計5回）を実施しました。

1) 第1回町民ワークショップ

開催日 2023年（令和5年）11月18日（土）

参加人数 21人

テーマ 過去から考える、未来の利根町に大事なモノ・コト・ヒトは何？

内容 人口減少以降、利根町に新しく増えた、変わらずにある、無くなってしまった「モノ・コト・ヒト」は何かを皆で意見を出し合い、これまでの町の経緯を踏まえつつ、未来の利根町にとって大切なものとは何かを考えてもらいました。

全体で共通して「地域の人との関係性や子どもなど」のソフトの要素を代表に、子どもが体験や学べる場所・機会、働ける場所が20年後の利根町に向けて大事であるという結果になりました。



2) 第1回中学生ワークショップ

開催日 2024年（令和6年）1月22日（月）

参加人数 112人※

テーマ 架空の町“T町”の未来について考えよう！

内容 人口が減少し、消滅の危機となっている架空の町“T町”について、5年ごとに取り組むべき事業（カード）を、人口・財政・幸福度3つの視点で、各グループで話し合い選択していくゲームを行うことで、まちづくりとは何かを楽しみながら知ってもらいました。



人口・財政・幸福度の中で「幸福度」を重視し事業を選ぶ生徒が多い結果となりました。

※利根中学校3年生全員の数。（出席・欠席等にかかわらず）第2回も同じ。

3) 第2回中学生ワークショップ

開催日 2024年(令和6年)1月29日(月)

参加人数 112人

テーマ 町の未来と、未来の僕・私が利根町にできることを考えよう！

内容 自分の理想の30歳の姿と、それまでの間をどのように過ごしていきたいかを想像してもらいつつ、未来の利根町はどのようになってもらいたいのか、自身が利根町にできることは何かを考えてもらいました。



中学生102人中の42人(41%)が大学進学、44人(43%)が就職を機に転出する意向で、町内で定住やUターンを希望する6人(6%)の中学生は、公務員などの働き方を希望していることがわかりました。

4) 第2回町民ワークショップ

開催日 2024年(令和6年)2月17日(土)

参加人数 9人

テーマ 未来の利根町の次世代の担い手のために必要な取組を考えよう！

内容 「まち」「ひと・しごと」の視点から、将来の担い手である若者に対して、必要なまちづくりの将来像と、これまでの他のワークショップ成果をまとめた参考資料を確認しながら、必要となる取組について意見を出し合いました。

全体で共通して、子どもの体験や学びに向けた場所や仕組みづくりが大事であるという意見が出た中で、自然体験や利根町らしさを生かした学びや、多様な人たち等との交流を通じた新たな考え方や文化、技術を取り入れていくことを重要視していることがわかりました。



5) 第3回町民ワークショップ

開催日 2024年(令和6年)3月16日(土)

参加人数 12人

テーマ 利根町の将来の目標の実現に向けた方向性を考えよう！

内容 第2回町民ワークショップで出し合った意見(取組)を基に、「何のために(目的)」「何をするのか(手段)」を、不足している取組がないかの確認も踏まえて改めて整理し、利根町の将来に向けて取組のステップや最終目標を確認しました。



[まちに関する目的] 最終目標を「人材育成を町の魅力につなげていく」に、テーマを「子どもの発達と健康増進に向けた環境づくり」とし、新たな技術・文化を体験できる場所づくり、まちの魅力の継承と新たなブランドづくり、関係人口を増やしふるさと納税を増やすなどのキーワードがあげられました。

[ひと・しごとに関する目的] 「進化する利根」をテーマに、稼ぐ産業への転換や外から呼び込む交流の場づくり、これからを担う町民が暮らしやすく町を好きになってもらうまちづくりなどのキーワードがあげられました。

(2) まちづくりワークショップのまとめ

利根町らしさを引き継ぎ、時代に合った進化し続けるまちへ

ワークショップ全体を通し、「豊かな自然」や「地域の関係性」などといった利根町らしさを時代が変わっても継承していきたいという意向が寄せられていました。その一方で、利根町らしさを継承していくためにも、技術や考え方など時代に即した方法により、新たな変化を取り込み「稼ぐ産業づくり」や「新たなブランドづくり」など、まちが魅力的に進化していくことも望まれています。

4 利根町総合振興計画の取組状況



※スペースの関係上西暦年のみ表記しています。

人口 資料:国勢調査・常住人口調査(2023年までは10月1日/2024年のみ1月1日)

2019年 (平成31年/令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
-----------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

まちづくりの将来像:ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね



第5次利根町総合振興計画(前期6か年)

安全で人にやさしい快適なまちづくり

新規事業で取り組んできた主な施策・事業の例です。

- 狭あい道路拡幅工事(立木地区)(2022)

空き家・空き地バンク成約物件件数(累計) 54件(2017)→78件(2023)
公共施設の温室効果ガス排出量 986t(2017)→802t(2023)

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

- シルバー人材センターの一般社団法人化(2019)
- 移動スーパーの開始(2019)
- ときめき★おでかけ隊の開始(2019)

フリフリグッパ体操・シルバーリハビリ体操などボランティアの人数
225人(2017)→266人(2023)

誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

- 生徒1人1台タブレットの整備(2020)
- 利根小学校開校(2023)
- 大学奨学金返還支援補助金(2022～)

保育所等待機児童数 0人(2017)→0人(2023)
図書館利用者一人当たり貸出冊数 4冊(2017)→4.21冊(2023)

みんなが集まるおもしろいまちづくり

- とねまちゼロワンベース(2022～)
- TONE LOTUS FES. -蓮祭-(2021～)

担い手への農地集積率 27%(2017)→56.6%(2023)
認定農業者数 29経営体(2017)→33経営体(2023)

みんなが主役でともに進むまちづくり

- 町制施行70周年記念事業(2025)

- 地域おこし協力隊(2019～)
- とねまち未来ラボ(2020～)
- 上曽根運動公園ドッグラン設置(2022)
- 利根町みんなのまち基本条例の制定(2023)

町公式ホームページアクセス件数 113,001件(2017)→205,119件(2023)
経常収支比率*(普通会計)93.3%(2017)→90.6%(2023)



5 利根町の主な課題と方向性

各種データ等から把握された本町の特性や様々な意識調査やワークショップから把握されたまちづくりへの思いなどを踏まえ、本町を取り巻く政策課題を整理しました。

なお、整理にあたっては、社会学などにおける、我々が生きている場や環境を時間軸・空間軸・社会（人間）軸の中で総合的に捉える見方になぞらえて、本町のまちづくりのプロセスから課題をみた「時間軸」、町民が暮らしを営む生活の場から課題をみた「空間軸」、町民の暮らしと深く関わりのある地域社会の視点から課題をみた「社会軸」という3つの視点で整理しました。

（１）時間軸の視点からみた方向性

－本町のまちづくりのプロセスから－

過去・現在・未来にわたる時間軸の中で町民意識も変化しています。町民のライフスタイルを下支えする福祉や医療・学校教育・生涯学習等の分野などは、地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤を充実させていきながら、ソフト・ハードの各種施策・事業について持続可能なまちづくりの視点から適正化していく必要があります。

（２）空間軸の視点からみた方向性

－町民が暮らしを営む生活の場から－

自然に囲まれたゆとりある田園環境を求める首都圏からのニーズは一定程度存在しています。「モノ（商品）」から「コト（サービスを利用することによって得られる経験や体験）」を充実していく“まちづくり”を進めてきましたが、今後は「トキ（その日・その場所・その時間しかできない経験や体験）」を充実する“まちづくり”も意識し、首都圏から近い立地環境と豊かな自然に囲まれた環境の両方の魅力を生かした“まち”をつくっていくことが必要です。

（３）社会軸の視点からみた方向性

－町民の暮らしと深く関わりのある地域社会の視点から－

「成長社会」から「成熟社会」へと転換する中、町民ニーズは「量的な満足」から「質的な満足」へと変化しています。行政の経営資源には限界があることから、これまでの行政主導型から、町民と行政がともに考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換し、行政の在り方や地域社会の在り方などについて見直しを図っていく必要があります。

さらに人口減少が顕著である本町は、町内の人材では限界があり、外からの新たな知恵を取り入れていくことが重要です。そのためU I J ターン*者や関係人口など外部人材によって新しい風を吹き込むことにより、これからの時代に適した新しい町の地域社会づくりを構築していくことが求められます。

第2部

基本 構想

第1章

まちづくりの方針

1 まちづくりの将来像

まちづくりの将来像

ともに創ろう

みんなが住みたくなるまち とね

- ◆ 本町は、利根川を背景とした自然・田園環境，歴史など，魅力があり個性的な地域資源が多数あります。このような地域資源を生かして，「利根町らしさ」に磨きをかけ，自然・田園環境などが共生する環境の中で，快適で誰もが住みたくなるまちづくりを進めます。
- ◆ 本町の町民は「元気」であることに着目して，町民と地域がいきいきと躍動し，交流を深めながら，「利根町に住みたい」と誰もが思うようなまちづくりを進めます。
- ◆ 今までどおりの発想ではなく，「利根町らしさ」についても，既成概念にとらわれず，今あるものを最大限に活用し，多様性をキーワードとし，アイデアを町民が出し合い，おもしろいまちを志向します。
- ◆ 本町の将来像は，「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」とし，想いを町民と共有し，住民協働のまちづくりを進めます。
- ◆ また，本計画が，まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ，多くの町民の参加・協働が得られるよう，計画の愛称を「とね魅力アップビジョン」とします。

2 まちづくりの基本方針

本町の将来像「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を実現するために、5つの基本方針を定め、方針ごとの方向性を設定します。

～将来像を実現するための5つの基本方針～

基本方針
1

安全で人にやさしい快適なまちづくり

基本方針
2

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

基本方針
3

誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

基本方針
4

みんなが集まるおもしろいまちづくり

基本方針
5

みんなが主役でともに進むまちづくり

5つの基本方針が目指す まちの姿

基本方針

1

安全で人にやさしい快適なまちづくり

利根町の魅力である豊かな自然環境を守りながら、本町での暮らしを豊かなものにしていくために、カーボンニュートラル*の実現に向けた環境対策に取り組み、人や自然に配慮した環境づくりを行います。一方で、地域の活力を維持向上していくために、住宅地や公共・商業・業務施設、公共交通、基盤施設などの町民の生活を支える様々な機能を確保しながら、人口規模に応じた都市機能を維持し、集約と連携を目指した都市構造への転換を図るまちづくりを進めます。さらに、町民の生命、身体及び財産を守るために、火災を含む防災対策や防犯対策、交通安全対策等を進めることにより、安全で人にやさしい快適なまちを目指します。

基本方針

2

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

町民一人ひとりが生涯にわたり充実した生活を送ることができるよう健康づくりを支えるとともに、高齢者や障がい者など、サポートを必要とする人が、適切にその支援やサービスを受けることができる体制や仕組みづくりを行うことにより、誰もが住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で元気に暮らせるまちを目指します。

基本方針

3

誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

子どもたちが安心できる環境の中で健康に育つことができるよう子育て家庭を支えるとともに、自らの個性を自信を持って発揮し未来を切り拓いていけるよう、全ての子どもが質の高い教育を受けられる環境を整えることにより、子どもたちの豊かな学びや成長を支えます。また、町の全ての人が豊かな人生を送れるよう、一人ひとりの学びや、人との交流を含めた文化芸術・生涯スポーツ活動を支えることにより、誰もが夢を持ち輝き続けることのできるまちを目指します。

基本方針

4

みんなが集まるおもしろいまちづくり

就業者や来町者の増加につながるよう、町の実情に沿いながら自然・歴史・文化・食・観光・特産品などの地域資源の付加価値を高め、認知度の向上やPRに取り組むことで、市場における競争力を強化し地域産業の活性化を図るとともに、多様な働き場の創出と安定した経営基盤を確保することで、みんなが集まるおもしろいまちづくりを目指します。

基本方針

5

みんなが主役でともに進むまちづくり

利根町をより魅力あるまちへと成長させるため、効率的な行財政運営を進めることにより、町民が質の高い行政サービスを受けられるようにします。また、町民一人ひとりが互いを認め合い、尊重できる社会を目指すとともに、町に誇りと愛着を持ちいつまでも住み続けたいと思えるまちとなるよう、個人が持つ力を十分に発揮し仲間とともに主体的にまちづくりに関われる、みんなが主役となり、ともに進むことのできるまちを目指します。

第2章

計画の将来フレーム

1 将来人口

国勢調査の人口推移をみると、本町の人口は、自然減及び社会減の状況が長期的に続いています。本町の人口の増加が減少に転じた平成初期から中期にかけては、社会減が主要因となって減少してきましたが、その後、自然減が主要因となって減少する傾向へと変化している状況です。近年、外国人の転入が多くみられ、転入者数・転出者数ともに件数は増大している状況もありますが、本町で生まれ育った若い世代が進学・就労・結婚の時期に転出する傾向は継続して続いています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、2020年（令和2年）までの実績に基づく将来推計人口では、今後も減少傾向が続き、2030年（令和12年）には、12,907人まで減少すると予測されています。

まちづくりの将来像の実現に向けて、計画の目標年次である2030年（令和12年）の想定人口を12,900人と設定し、本計画に基づき、出産、子育て、保育、教育、就労、住まいに至るまで様々な施策を複合的に展開し、人口減少の傾向を緩やかにし、想定人口を上回るよう継続的に取り組み、まちづくりの将来像の実現を図っていくものとします。

2030年(令和12年)想定人口 12,900人

(単位：人、下段%)

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)
【町独自将来人口推計】						
総人口	18,024	17,473	16,313	15,340	14,117	12,919
年少人口 (0-14歳)	1,787 9.9	1,721 9.8	1,426 8.7	1,196 7.8	870 6.2	658 5.1
生産年齢人口 (15-64歳)	12,651 70.2	10,836 62.0	8,184 50.2	7,227 47.1	6,469 45.8	6,057 46.9
高齢者人口 (65歳以上)	3,585 19.9	4,915 28.1	6,232 38.2	6,903 45.0	6,777 48.0	6,204 48.0
年齢不詳 人口	1 0.01	1 0.01	471 2.9	14 0.1	—	—

【社人研推計】

総人口	14,233	12,907
年少人口 (0-14歳)	856 6.0	636 4.9
生産年齢人口 (15-64歳)	6,672 46.9	6,126 47.5
高齢者人口 (65歳以上)	6,705 47.1	6,145 47.6

【町独自将来人口推計】

社人研の方法に準じ、合計特殊出生率*の維持や転入転出による社会移動の均衡、外国人の急激な増加傾向の是正などを行って算出した将来人口推計

※将来人口推計にあたっての設定※

- ・合計特殊出生率：1.0を維持
- ・社会増減：移動数0（2030年（令和12年）までに）

※実績値は国勢調査に基づく。社人研推計は、日本の地域別将来推計人口（2023年（令和5年）推計）に基づく。

2 土地利用基本構想

本計画の目指す将来像を実現するため、必要な都市機能配置を含む土地利用の望ましい在り方と、これに基づく本町ならではのまちづくりの展開方向を以下のように定めます。

(1) 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

地区の特性を勘案したメリハリのある土地利用

本町の立地特性や、現有する歴史的資源及び利根川、小貝川などの自然的資源の有効活用を基本として、それらと市街化の進行との調和を図ります。

こうした基本的な考え方に基づき、本町の産業振興に資する土地利用を図り、地区の活力がみなぎる都市拠点と、生活しやすい住環境の形成を目指して、都市の整備を展開します。

人口規模に応じた機能集約型のまちづくりに向け、都市的活動を展開する地区や新たな産業を誘導する地区などの土地利用の在り方を明確にし、地区の特性を勘案した土地利用規制・誘導策によりメリハリのある土地利用を図ります。

2) 基本方針

基本方針 1

商業, サービス, 産業機能を集積させた魅力ある都市の創造

県道千葉竜ヶ崎線沿いに、買い物や娯楽、交流空間を持つ、魅力的で賑わいのある商業地の形成を図ります。

基本方針 2

生活しやすい住環境の形成

既成住宅地を中心に、生活の利便性と快適性を実感できる暮らしやすい住宅市街地の形成を図ります。

基本方針 3

地区活力の増大に資する産業用地の確保

県道美浦栄線バイパスの整備に伴う地区ポテンシャルを生かし、地区活力の増大を目指した産業用地の確保を図ります。

基本方針 4

優良農地の保全と新たな産業の創出

優良農地を積極的に保全しつつ、低未利用地を有効活用した、新たな産業を創出する土地利用を推進します。

基本方針 5

やすらぎと交流のための空間の創出

利根川や小貝川、新利根川などの水や緑の自然を保全・活用しながら、町民をはじめ、町外の人々にとっても憩いややすらぎの空間となるよう適切な整備を推進します。

また、各種イベントやスポーツレクリエーション活動などを通じてふれあい交流できる賑わい空間を創造します。

基本方針 6

地区の活性化に資する既存ストックの活用

空き家・空き店舗及び未利用となった公共用地などの有効活用を図るほか、公共施設については、単一目的の施設機能から複合化・多機能化を図った施設への移行を進めるなど、多様なニーズに対応した利活用を促進します。

3) 基本的な方向性

3) -1 都市的土地利用

現在，用途地域指定されている市街化区域のほか，幹線道路沿道や民間宅地開発により計画的に整備された住宅地などについては，個々の地区にふさわしい居住機能及び都市機能の誘導により，利便性の向上を期する都市的土地利用を展開します。

① 市街化区域エリア

取組の方向性 >> 都市機能集積とまちなか居住を誘導する土地利用の推進

町民生活を支える多様な都市機能を有し，多くの人が集まる住区として，土地の有効活用，高度化など，人口の集積に向けた土地利用の検討を進めます。

【主な取組】

- 住民サービス施設などの集積に向けた土地利用の促進
- 市街地への居住の誘導
- 生活の利便性向上に資する商業機能などの適正配置
- 低未利用地の有効活用

② 市街化調整区域エリア

取組の方向性 >> 周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導

市街化調整区域エリアは，優良農地などの保全を図るとともに，空き家等の既存ストックを有効的に活用するため，都市的土地利用の誘導を検討します。

また，住宅地が形成されている地区については，周辺の自然環境に配慮した住宅地として，都市的土地利用を図ります。

【主な取組】

- 空き家等の既存ストックの利活用

3) -2 自然的土地利用

市街化調整区域において、主として優良な農地や既存集落が一体的にまとまり農の風景を形成している田園環境共生エリアや河川の水辺や樹林地・社寺林の緑地などの自然環境共生エリアについては、本町の魅力と活力の向上を図る上で欠かせない資源として、保全と活用のバランスを保ちながら土地利用の展開を図ります。

① 田園環境共生エリア

取組の方向性 >> 良好な田園環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

農業生産機能と生活機能が調和、共生した土地利用の保全、誘導を図る地区づくりを行います。

【主な取組】

- 優良農地の無秩序な開発を抑制し、農業関連計画と連携した農地の保全
- 田園集落にふさわしい土地利用の誘導
- 歴史文化と緑地環境保全などに配慮した農住生活環境の維持

② 自然環境共生エリア

取組の方向性 >> 豊かな自然環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

森林や水辺の自然環境と集落など人間の諸活動に伴う施設、生活機能との調和、共生を図る地区づくりを行います。

【主な取組】

- 利根川などの水辺環境の保全
- 森林環境の保全

第3章

施策の方向性と体系

1 施策の方向性

基本方針 1

安全で人にやさしい快適なまちづくり

— 都市基盤・生活環境等 —

人口規模に応じた都市機能を維持し、活力と魅力が持続する暮らしやすい市街地の形成に取り組みながら、集約と連携を目指した都市構造へと転換を図り、効果的かつ計画的なまちづくりを進めます。民間の様々な知識や手法を取り入れながら、空き家・空き地の適正な管理及び活用、就業の場の確保や地域産業の活性化等、まちの魅力や活力向上に資する土地利用の展開・誘導を図ります。

▶▶▶ 基本施策 1 快適な住環境の整備

町環境基本条例や策定した町環境基本計画に基づき、町民・事業者・行政が協力し合い、環境にやさしいまちづくりを総合的に進めます。さらに、エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策、ごみの発生抑制・ごみの排出抑制・再使用・再生利用（4R*）の促進、公害など地域環境の悪化防止、生物多様性に配慮した自然環境の保全など、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けた取組を進めます。

▶▶▶ 基本施策 2 持続可能な環境対策

公共交通の更なる利便性の向上を図るとともに、町内と町外を結ぶ幹線道路や町民の生活を支える生活道路の整備・維持管理などにより、誰もが利用しやすく円滑に移動できるまちづくりを進めます。さらに、公園・緑地などのオープンスペースについては、適切な維持・管理・更新を図りながら、町民の憩いの場や交流の場として様々な活用を通じてまちの魅力づくりに生かします。

▶▶▶ 基本施策 3 移動環境と憩いの場の整備と維持管理

茨城県南水道企業団と連携を密にしながら、安心で安定的な水道水の供給の維持に努めます。下水道経営の基盤強化を図りながら、計画的な下水道施設の維持管理を進め、安定的かつ持続性の高い下水道事業の運営に努めます。

▶▶▶ 基本施策 4 上下水道の充実と管理運営

町民の生命、身体及び財産を守るため、防災に関する各種計画に基づき防災対策に取り組むとともに、町民・事業者・行政の連携・協力による防災体制の強化を図ります。また、日常生活における安心で安全な町民の暮らしを守るため、警察や地域住民と連携しながら、防犯対策や交通安全対策の充実に努めます。

▶▶▶ 基本施策 5 地域の安全・安心の強化

基本方針 2

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

－ 保健・医療・福祉等 －

町民全体の健康寿命延伸のため、町健康増進等複合施設の利用促進や各種健診やがん検診・健康相談、疾病予防対策により、町民の健康づくりを多面的に支えていくとともに、町内外の医療機関との連携強化を図り、町民の誰もが安心して健康に過ごせるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策 1 健康づくりの推進

ボランティアや民間事業者等の協力により、助け合いの仕組みづくりや地域福祉の担い手づくりに取り組みながら、町社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等との連携による各種福祉サービスの提供など、必要な支援を届ける仕組みの構築に努め、自助・共助・公助の考えに基づいた地域福祉の充実を図ります。さらに、高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き生活支援・外出支援サービスの提供に努めるとともに、医療など関連機関との連携強化等による一体的な支援体制の強化を図ります。

▶▶▶ 基本施策 2 支え合う福祉の推進

国民健康保険制度、医療福祉費支給制度（マル福）、後期高齢者医療制度、介護保険制度、国民年金制度によるセーフティネット（安全網）の維持・充実を図るため、各制度に関連した諸機関と連携を図り、安定的かつ適正な運営に努めるとともに、制度の周知・啓発や相談業務の充実に取り組み、誰もが安心して生活できる環境づくりに努めます。

▶▶▶ 基本施策 3 みんなを支える社会保障制度（医療・介護・年金）の充実

基本方針3

誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

— 子育て・教育・生涯学習等 —

妊娠・出産・子育て期にわたり、各段階に応じた情報提供や相談を行い必要な支援へとつなぐ切れ目ない支援を行うとともに、子育て支援サービスや保育サービス等の充実を進めることにより、安心して子どもを産み育てることのできるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策1 子育て環境の充実

子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を培うため、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むための取組を推進するとともに、学校・家庭・地域等がそれぞれの役割を十分に果たしながら連携を図ることにより、利根町ならではの充実した教育環境の中で、子どもたちが安心して成長することのできるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策2 特色ある学校教育の推進

生涯学習社会の実現を目指すため、利用者ニーズ等に応じた多様な学習機会の創出等を図ることにより、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って自分らしく人生を送ることができるまちを目指します。また、子どもたちがより豊かな人生を送ることができるよう、利根町ならではの学外での交流や体験の機会など、子どもたちのための学びを充実させます。

▶▶▶ 基本施策3 誰もが学ぶことのできる生涯学習の推進

文化芸術や生涯スポーツにおける活動への参加促進や、地域の歴史資源である文化財等の保存・活用を進めることにより、文化芸術・生涯スポーツの振興を図り、また、地域づくりの礎となる、人と人との交流や町への愛着を深めることができるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策4 地域づくりを支える文化芸術・生涯スポーツの推進

基本方針 4

みんなが集まるおもしろいまちづくり

— 産業等 —

効率的な生産基盤の整備や担い手の育成・支援，農村環境の保全などを行うとともに，地域産品の付加価値づくりをはじめ，安全・安心な生産の推進，地場産業事業の普及・推進及び地元産物の供給や地産地消の推進，町外への積極的なPRに努めることにより，地域の基幹産業として，安定した生産体制の中で魅力ある農産品が生産されるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策 1 農業の継承と新たな魅力形成

町内商工業の安定した経営基盤の強化を図るため，消費の拡大，販売促進につながる支援を行うとともに，低未利用地や空き店舗を有効活用し，起業・創業，継業の支援，雇用機会の創出を図り，地域商業の担い手となる人材の発掘・育成などにより，活力に満ちた商業活動が行われ，多様な働き場が創出されるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策 2 商工業の振興と担い手育成

季節ごとに表情を変える豊かな自然や歴史的にも貴重な史跡・名所のほか，地域活性化イベントの開催，地場産品などの地域資源，観光資源を積極的に活用して，交流人口の増加を図ります。また，これら町の魅力を効果的に発信することで，地域の魅力を生かした観光が推進された，人が集まるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策 3 地域の魅力を生かした観光振興

基本方針5

みんなが主役でともに進むまちづくり

－ 住民協働・行政運営等 －

町民がまちづくりの主役となり活躍できるように、まちに関する情報の共有や、まちづくり団体の育成・支援などによる協働のまちづくりを行う体制整備を推進するとともに、参加や交流を促す環境づくりを行うことにより、町民による活発な活動が取り組まれ、誰もがまちづくりに関わることのできるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策1 町民参加体制の充実

個性や文化を認め合い、互いの人格を尊重し合える共生社会の実現を目指し、誰もが社会のあらゆる分野において参加できる環境づくりを進めるとともに、今後も増加が予想される外国人を含めた町民一人ひとりが尊重され、誰もが個性を生かして活躍できるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策2 誰もが尊重される環境の整備

いつまでも住み続けたいと思えるまちとなるよう、地域への理解や愛着心を深める機会の創出やフィルムコミッションなど、効果的なシティプロモーションの取組を推進します。また、町民の声が行政に適切に届き、その意向が反映される機会をつくることで、町民と行政で積極的にコミュニケーションを図り、誰もが地域に愛着を持てるまちを目指します。

▶▶▶ 基本施策3 町内外に地域の魅力を発信する広報・広聴の推進

総合振興計画の進行管理を行いながら、施策の重点化と各施策・事業の着実な推進を図り、自主財源の確保や事務事業の見直し等による計画的な財政運営や効率的な行政を推進する体制強化により、町民にとって最適かつ持続可能な行財政運営を推進します。さらに、新たなデジタル技術を活用したDX*も含めた行財政改革の積極的な推進や、広域による共同事務処理や周辺自治体との連携・協力体制の強化など、限られた人員や予算などの行財政資源で最大の効果を発現できる行財政運営に取り組めます。

▶▶▶ 基本施策4 効果的・効率的な行財政運営の推進

2 施策の体系

施策の方向性を踏まえた計画の体系は以下の通りです。

基本方針	基本施策
1 安全で人にやさしい 快適なまちづくり	1 快適な住環境の整備
	2 持続可能な環境対策
	3 移動環境と憩いの場の整備と維持管理
	4 上下水道の充実と管理運営
	5 地域の安全・安心の強化
2 いつまでも健康で 元気あふれる まちづくり	1 健康づくりの推進
	2 支え合う福祉の推進
	3 みんなを支える社会保障制度（医療・介護・年金）の充実
3 誰もが夢を持ち 輝き続けるまちづくり	1 子育て環境の充実
	2 特色ある学校教育の推進
	3 誰もが学ぶことのできる生涯学習の推進
	4 地域づくりを支える文化芸術・生涯スポーツの推進
4 みんなが集まる おもしろいまちづくり	1 農業の継承と新たな魅力形成
	2 商工業の振興と担い手育成
	3 地域の魅力を生かした観光振興
5 みんなが主役で ともに進むまちづくり	1 町民参加体制の充実
	2 誰もが尊重される環境の整備
	3 町内外に地域の魅力を発信する広報・広聴の推進
	4 効果的・効率的な行財政運営の推進

第3部

基本 計画

第1章

重点施策

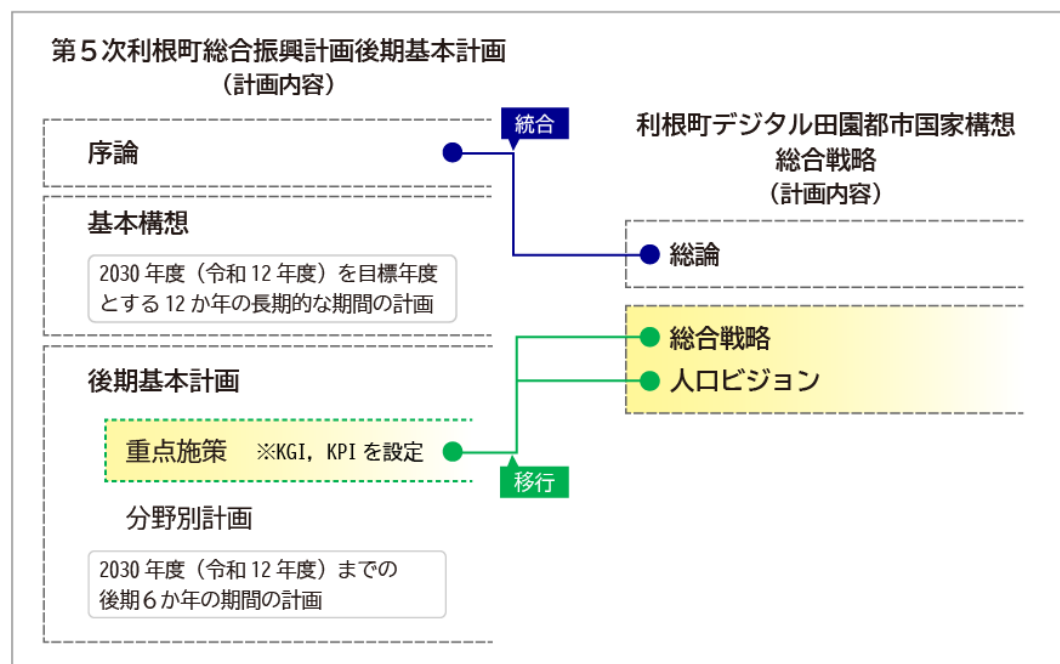
(利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略)

1 総合振興計画とデジタル田園都市国家構想総合戦略の関係

本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2期にわたって「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、持続可能なまちづくりを基本的な考え方とし、地方創生や人口減少対策、雇用の創出などを中心に施策を展開し、現在まで推進してきました。

これらの目標や施策は、総合振興計画における主要な施策と一致するものであることから、本計画で定める利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略は、第5次利根町総合振興計画後期基本計画における重点施策として位置づけ、一体的に施策の推進を図るものとします。

重点施策（利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略）の位置づけ



※ 本計画では、戦略プロジェクトごとに数値目標(KGI)、基本施策ごとに重点業績評価指標(KPI)を設定しています。KGI (Key Goal Indicator) は、組織が最終的に達成すべき目標であり、結果指標のことを指します。KPI (Key Performance Indicators) は最終的な目標を達成するために必要なプロセスを管理するための指標のことを指します。本計画においては、数値目標 (KGI) を達成するための評価指標としています。

2 重点施策（総合戦略）のコンセプト

本町においては、“TONEのある暮らし”をコンセプトに総合戦略を推進し、「子育て支援，教育環境，若者の移住・定住」などの人口減少対策に取り組んできました。

第1期総合戦略策定から8年が経過し，小さな変化ですが，様々に取り組んできた効果もみられるようになってきました。例えば，町民や事業者を巻き込んだイベントの実施は，町外の人が訪れる機会を増やし，新たな町の魅力となって定着しつつあります。また，長期的には転出超過が続いていますが，子育て支援策や定住促進策によって転入してきた新しい町民のほか，留学生や技能実習生などの外国人の転入もあるなど，人口動態にも変化がみられます。

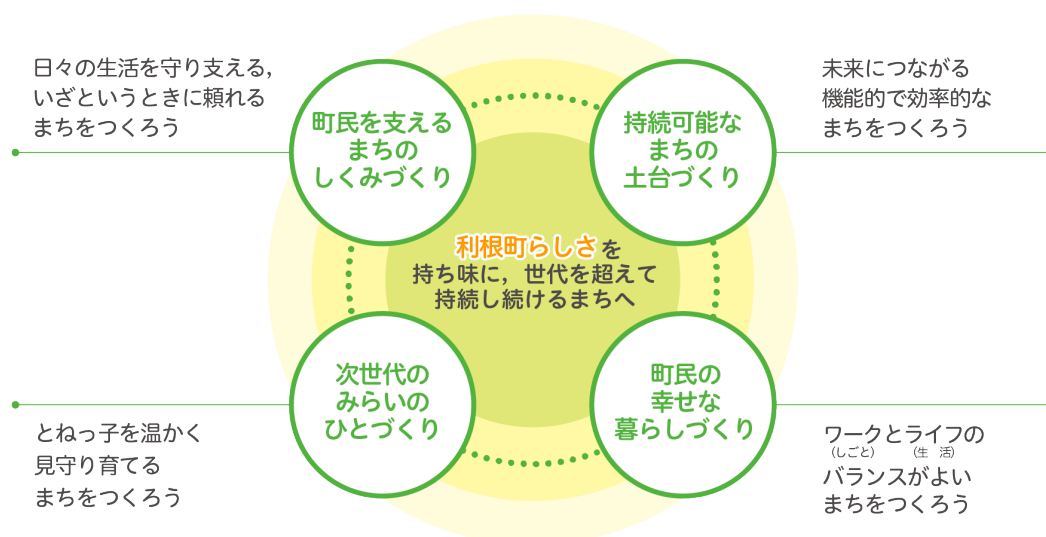
このような変化は，小さなことではありますが，その先の未来に向けた新しい可能性の種として大事にしないでなりません。2017年（平成29年）4月に過疎法に基づく過疎地域として指定された本町ですが，このような小さな可能性を広げ，望ましい方向に導くことができれば，大きな転換点となる可能性につながっていくものと考えます。

東京都心から約40kmに位置し，東京へ1時間に満たない時間で訪問でき，首都圏近郊でありながら豊かな自然環境の中で暮らし憩える環境は，本町の優位性でもあります。利根川を越え茨城と千葉をつなぐ幹線道路を通過する人も多く，町の認知度もある程度あることから，立ち寄りポイントとして関係人口を高められる可能性を持っています。

このような利根町らしさを生かしながら，まずは“持続可能なまちの土台づくり”を行い，“町民の幸せな暮らしづくり”の中で，“次世代のみらいのひとづくり”ができる環境を整え，“町民を支えるまちのしくみづくり”を強固なものにしていくことが重要です。

まちづくりの将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向けて，これらのキーワードに基づく施策を総合戦略の柱として位置づけ，後期基本計画における重点施策として進めながら，世代を超えて持続し続けるまちへとつなげていきます。

概念図



3 戦略プロジェクトの内容

戦略プロジェクト 1 持続可能なまちの土台づくりプロジェクト

～未来につながる機能的で効率的なまちをつくろう～

各種イベント等の実施により、まちを訪れる人やまちを知る人が少しずつ増えています。全国的にも人口減少が進む中、本町に魅力を感じて移住・定住、また町に興味を持って訪れたり、町を応援したりする人を増やしていくため、公共交通の充実や町内の余剰地や余剰空間の有効活用などによりまちの魅力を向上し、町の人たちが自信を持ってお勧めすることのできる持続可能なまちとなるよう、未来につながる機能的で効率的なまちづくりを進めます。

戦略プロジェクト 2 次世代の미래のひとづくりプロジェクト

～とねっ子を温かく見守り育てるまちをつくろう～

これまでの総合戦略では、とことん子育て応援プロジェクト、学力と心を育むプロジェクトとして子どもたちの成長に必要な環境づくりを行ってきました。昨今においては、妊娠時から出産・子育てまで一貫した相談等の支援や、幼児教育から小学校への円滑な接続、小中一貫教育の推進など、連続性のある子育て・教育環境が求められています。本町の子育て環境の特徴である、大人の目が行き届く、子どもをずっと見守ることを生かしたまちづくりを進めます。

戦略プロジェクト 3 町民の幸せな暮らしづくりプロジェクト

～ワーク（しごと）とライフ（生活）のバランスがよいまちをつくろう～

自身の幸せについては、健康状態や所得などの経済状況が良い状態であることが求められます。健康・福祉環境においては、今後も高齢者が増加することを踏まえ、いつまでも健康に暮らしていけるよう健康づくりを支えるとともに、いつまでも本町で生活していけるように取り組みます。また、地域経済に寄与する働く場の創出や町の産業振興に取り組むことで、人口が減少しながらも幸福度の高い生活を送ることができるまちづくりを進めます。

戦略プロジェクト 4 町民を支えるまちのしくみづくりプロジェクト

～日々の生活を守り支える、いざというときに頼れるまちをつくろう～

安心して暮らし続けるためには、様々なリスクに対し対策が整っていることや、必要なときに、適切なサービスを受けられる状態であることが重要です。そのため、人々の健康や命を守る、医療体制や防災対策の強化や、DX*など新たな技術活用による行政サービスの質の向上を図ることにより、日々の生活を守り支え、いざというときに頼れるまちづくりを進めます。

	具体的な施策	基本施策
戦略プロジェクト1	1)人口規模に応じた持続可能なまちづくり	◇集約と連携による効果的なまちづくり ◇誰もが移動しやすい公共交通 ◇交流・賑わい等に資する拠点の形成
	2)持続可能な地域づくり	◇空き店舗等の活用 ◇総合的な環境行政の推進 ◇農地等の活用 ◇人とのつながりによる地域づくり
	3)町外とのつながりをつくる	◇町内外の人がつながり町に関わる仕組みづくり ◇移住・定住の促進
戦略プロジェクト2	1)安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	◇子育てに関する相談支援・経済的支援 ◇保育サービス等の充実
	2)子どもたちが夢を持って学び、育つことができる環境づくり	◇確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成 ◇相談・支援体制の充実 ◇家庭・地域・学校等の連携
戦略プロジェクト3	1)からだどころがいつまでも健康でいられる環境づくり	◇自らの健康づくりの支援 ◇生活支援サービスの充実強化
	2)安心して仕事ができる環境づくり	◇働きやすい環境づくり ◇効率的・効果的な農業生産の推進 ◇商工業の振興
戦略プロジェクト4	1)町民の日々の生活を守り支える環境づくり	◇町民の日々の生活を守る対策支援
	2)リスクに備える防災対策	◇町民の生命、身体及び財産を守る防災対策
	3)デジタル化と協働により行政サービスの最適化を図る	◇デジタルを活用した効率的かつ満足度の高い行政運営 ◇情報共有と協力・連携による協働のまちづくりの推進

4 戦略プロジェクトの取組内容

戦略プロジェクト¹

持続可能なまちの土台づくり プロジェクト

～未来につながる機能的で効率的なまちをつくろう～

(1) 数値目標 (KGI)

項目	現況値		目標
	2023 年度 (令和 5 年度)		2030 年度 (令和 12 年度)
市街化区域内人口密度	50 人/ha	>>>	50 人/ha
滞在人口率	0.88 倍 (令和 4)	>>>	1.00 倍
移住促進施策を通じた移住者数	41 人	>>>	60 人

(2) 基本的な方向

- ❖ まちの中心となる場所や地域の拠点となる場所に地域の活性化に寄与する機能を設ける集約と連携のまちづくりと一体となって、町民の日常生活上に必要な円滑な移動手段を確保した地域公共交通の構築を図ります。
- ❖ 人口減少・少子高齢化の加速は、市街地では低未利用の土地の拡大など都市的土地利用に影響をもたらし、農業従事者の高齢化・後継者不足は、耕作放棄地の拡大など自然的土地利用に影響をもたらします。持続可能な地域づくりを進めるため、町内の余剰地や余剰空間の有効活用に取り組み、町民が地域の自然や人々に愛着を持って心地よく暮らしていけるよう、周囲の環境を良くするための取組を推進します。
- ❖ 本町を町外から応援してくれる人や住む人が増えるよう、町の魅力となるイベントや町の取組などを町内外に積極的に発信するシティプロモーション活動を推進します。

(3) 具体的な施策

1) 人口規模に応じた持続可能なまちづくり

本町は、豊かな田園地帯を下地に、利根川を越える幹線道路が町の中心を貫き、南北の丘陵部とその周辺に住宅市街地が分散する都市構造をしています。このような土地利用をベースとしつつ、将来の人口規模に応じて町民が暮らす生活機能の維持充実を図りながら、賑わいや活力・憩い・交流を担う都市機能を効率的に配置し、利根町らしさを残した持続可能なまちづくりを目指します。

ねらい

人口減少による地域の活力の衰退によって、日常生活に必要な都市機能が失われ、集約と連携の効率的なまちづくりにより、人口規模に見合った暮らしやすいまちへの転換を目指します。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度 (令和5年度)	2030 年度 (令和12年度)
空き地バンク成約件数	7 件	15 件
広域交通の運行本数 (平日・上下)	158 便/日 (令和6)	158 便/日
利根親水公園の口コミ件数	216 件 (令和6)	250 件

施策

基本施策と主な取組内容	対応する 基本計画の取組
◇集約と連携による効果的なまちづくり	
・市街地のスポンジ化*対策等による人口規模に応じた都市機能の維持 ・市街地内の管理不全の土地や未利用地・低未利用地における有効利用に向けた円滑な転換の促進	1-1-1-②
・就業の場の確保や地域産業の活性化等、民間活力を生かした土地利用の展開・誘導	1-1-2-④
・本町全体の土地利用計画などに対応した骨格道路網の整備 (町道 112 号線や町道 101, 102 号線)	1-3-2-①
◇誰もが移動しやすい公共交通	
・町地域公共交通計画に基づく、持続可能な公共交通体系の確立に向けた総合的かつ計画的な推進 (町地域公共交通計画の推進)	1-3-1-①
・庁内各部署の連携による公共交通利用に向けた意識啓発や環境整備	
・住み慣れた地域での暮らしの継続に向けた高齢者の外出支援や買い物支援等の実施	2-2-2-①
◇交流・賑わい等に資する拠点の形成	
・町民との協働による公園、緑地などのオープンスペースの適切な維持・管理・更新や様々な活用	1-3-2-③

2) 持続可能な地域づくり

空き店舗などの町のストックの活用や耕作放棄地など低利用の農地の活用などにより、余剰となった土地や空間をまちづくりの活性化のきっかけとしていきます。

町民から愛されている町の特徴として「美しく豊かな緑」と「人とのつながり」があります。これらを守り続けていくために、環境負荷軽減に関する取組や自然環境保全活動などの環境保全に関する取組を推進し、また、住民の交流の機会や住民が地域の課題解決または活性化のため主体的に取り組む活動を支援することにより、人とのつながりによる地域づくりをサポートします。

ねらい

人口減少が進むと地域の様々な機能が失われていきます。暮らしの環境や地域の基幹産業である農業、地域コミュニティなどが持続するよう様々な取組を進めます。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度（令和5年度）	2030 年度（令和12年度）
空き店舗バンク物件登録件数	2 件	5 件
町役場の事務・事業に伴い排出された温室効果ガス総排出量	802 t-CO ₂	789 t-CO ₂
基盤整備進捗率	58.5%	66.2%
とねまち未来ラボ参加者数	9 名	20 名

施策

基本施策と主な取組内容	対応する基本計画の取組
◇空き店舗等の活用	
・ 物件所有者と利用希望者のマッチングによる空き店舗バンクの活用 ・ チャレンジショップによる独立開業に向けた支援	4-2-2-②
◇総合的な環境行政の推進	
・ 町環境基本計画に基づく、人と自然の共生を目標とした良好で快適な環境の保全・創出	1-2-1-①
◇農地等の活用	
・ 農業の将来を見据えた地域計画の策定による、持続的な農地の有効利用の支援	4-1-1-②
◇人とのつながりによる地域づくり	
・ 町歴史民俗資料館資料の適正な整理、保存及び歴史資料のデジタル・アーカイブ*化	3-4-1-②
・ 地域に愛着が持てる機会の提供及び町歴史民俗資料館の展示の実施	3-4-1-③
・ 町民及び多様な主体との協働による地域の活性化や課題解決への取組	5-1-2-①
・ 外国籍の町民との共生に向けた、町民活動団体の支援や町民の国際理解を深める取組の推進	5-2-1-②
・ 町への愛着の醸成を目指した地域の次世代の担い手による町のシティプロモーションの企画運営	5-3-3-②

3) 町外とのつながりをつくる

利根町を町外から応援したい、利根町に移住・定住したいと思ってくれる人と町とのつながりを深めるため、利根町への興味や愛着心が増す情報の発信や町内外の多世代が交流できるイベント等を実施するとともに、移住・定住を促進していくため、住宅購入に関する費用援助や新たな働く環境づくりなどを推進します。

ねらい

町の人口が減少していても、町外とのつながりが多ければ、賑わい・活力も維持されます。町外とのつながりがより広がっていくまちづくりを進めます。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度（令和5年度）	2030 年度（令和12年度）
空き家バンク成約件数	71 件	83 件
スポーツ大会参加者数	667 人	900 人

施策

基本施策と主な取組内容	対応する 基本計画の取組
◇町内外の人がつながり町に関わる仕組みづくり	
・町民や町外在住者との親睦を深めるスポーツ大会の開催支援	3-4-2-④
・町内イベント・各種行事等の実施，支援による観光事業の推進と地域の活性化	4-3-1-②
・観光協会の運営及び実施するイベントなどの支援	4-3-1-③
・観光パンフレット等の活用によるイベントや町の魅力の周知及び積極的な観光PRの実施	4-3-2-①
・SNS*等の活用による町の魅力等の情報発信及び時代に沿った効果的なプロモーションの実施	5-3-3-①
◇移住・定住の促進	
・空き家・空き地バンク制度や諸施策と連携した住宅ストックの有効活用による定住促進 ・町内外の外部人材の協力等による空き家・空き地の流通及び利活用に関する様々な活用アイデアの実践	1-1-2-②

戦略プロジェクト2

次世代の미래のひとづくりプロジェクト

～とねっ子を温かく見守り育てるまちをつくろう～

(1) 数値目標 (KGI)

項目	現況値		目標	
	2023 年度 (令和 5 年度)		2030 年度 (令和 12 年度)	
年間出生数	38 人	>>>	38 人	
将来の夢や目標を持って生活している 児童・生徒の割合	児童 83.5% (令和6) 生徒 76.6% (令和6)	>>>	児童 85.0% 生徒 78.0%	

(2) 基本的な方向

- ❖ 妊娠・出産・子育て期において、経済的支援や相談支援等、切れ目のない支援を行うことにより保護者が安心して、子育てを行えるよう取り組みます。
- ❖ 本町の教育環境の中で育つ子どもたちが、夢に向かって突き進んでいけるよう、必要な学力を身に付けるとともに、感受性豊かな人間へと成長できるよう、利根町らしさを生かした教育プログラムを提供します。

(3) 具体的な施策

1) 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

保護者が子育てをしやすいと実感できるよう、子育てに困ったときにいつでも気軽に相談できる環境づくりを行うとともに、子育てにかかる費用負担の軽減を行います。また、保育サービス等の充実により、保護者等が安心して生活できるよう取り組みます。

ねらい

妊娠・出産・子育てと各ステージに応じた相談支援、経済的支援をきめ細かに行うことにより、本町で子育てしていくことに安心感を持って暮らし続けてもらえるようにします。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度（令和5年度）	2030 年度（令和12年度）
妊娠期からの相談対応率	—	100.0%
病児保育利用登録者数	75 人	75 人

施策

基本施策と主な取組内容	対応する 基本計画の取組
◇子育てに関する相談支援・経済的支援	
・妊産婦や乳幼児の疾病の早期発見や心身の健康の維持に向けた各種健診・発達相談・育児相談などの充実	3-1-1-①
・妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談への対応及び必要な支援への接続	3-1-1-②
・子育てを応援するための経済的な負担の軽減 ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るための相談支援	3-1-3-①
◇保育サービス等の充実	
・児童と保護者が安心して日常生活を送るための放課後における児童の安全な居場所づくり	3-1-2-②
・乳幼児の保護者や保育所等施設で働く人が、安心して働くための保育所等施設の運営支援	3-1-2-③

2) 子どもたちが夢を持って学び、育つことができる環境づくり

本町の子どもたちの学力向上や豊かな心を育てていくための取組や、学校生活や家庭の悩みなどを抱える子どもや保護者の相談・支援体制の充実を図ります。また、家庭、地域住民、学校等の連携により、子どもたちが地域の大人たちに見守られながら健やかに成長していくことができる環境づくりを行います。

ねらい

子どもたちが未来を切り拓いていく力を養うために、学校内外での学習や体験、また、相談や見守り等のサポートを通じて、より良い子ども時代を過ごしてもらい、将来、利根町で活躍したい、利根町を外から応援したいと思ってもらえるようにします。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度（令和5年度）	2030 年度（令和12年度）
英語検定料補助事業を利用して英検を受検した児童・生徒の延べ人数	53 人	70 人
町総合教育センターにおける相談対応数（児童・生徒・保護者・教職員の合計）	239 件	250 件
町図書館と学校等との連携による活動件数	1 件	15 件

施策

基本施策と主な取組内容	対応する基本計画の取組
◇確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成	
・児童・生徒一人ひとりの学力や学習意欲の向上を目指した非常勤講師や特別支援教育支援員の配置、町標準学力状況調査テスト等の実施 ・子どもたちが楽しみながらコミュニケーション能力や国際感覚を育める英語学習の充実	3-2-2-①
・町図書館との連携による、学校図書館の読書環境の充実と読書活動の推進	3-2-2-②
・体力テストの実施及び体力テストの結果に応じた児童・生徒の体力づくり	3-2-2-③
・早期に英語に慣れ親しみ英語に関して興味関心を深められる英語教室の実施 ・日常から離れた場所での学習活動を通じた自然体験、児童相互の交流を深める機会の創出	3-3-2-①
◇相談・支援体制の充実	
・不登校児童・生徒の居場所となる適応指導教室や児童・生徒や保護者の相談支援等を行う町総合教育センターの管理運営	3-2-2-④
・町総合教育センターを中心とした教職員等の研修などの実施	3-2-2-⑥
◇家庭・地域・学校等の連携	
・学校と地域が一体となった子どもたちを育むコミュニティ・スクール*の運営	3-2-3-①
・町子ども読書活動推進計画に基づく、家庭や地域、学校図書館、町図書館の連携による子どもの読書活動の推進	3-3-2-②
・地域ボランティアや学校等の協力による中学校部活動から地域クラブ活動への移行及び地域人材の活用促進による地域クラブ活動の活性化	3-4-2-①

戦略プロジェクト3

町民の幸せな暮らしづくりプロジェクト

～ワーク(しごと)とライフ(生活)のバランスがよいまちをつくろう～

(1) 数値目標 (KGI)

項目	現況値		目標
	2023 年度 (令和5年度)		2030 年度 (令和12年度)
特定健診受診者1件当たりの 医科の費用額	25,240 円	>>>	21,861 円
特定健診未受診者1件当たりの 医科の費用額	38,580 円	>>>	34,706 円
担い手農家への農地集積率	56.6%	>>>	66.0%

(2) 基本的な方向

- ❖ 誰もが住み慣れた地域でいつまでも心身ともに健康でいられるよう、町民一人ひとりの健康づくりを支えるとともに、高齢者や障がい者などが地域の中で生活し続けられるよう支援します。
- ❖ 町内で働く人が安心して働けるよう、仕事(事業)の継続や拡大を行うための取組や、新たな仕事(事業)を生む取組を推進します。

(3) 具体的な施策

1) からだとこころがいつまでも健康でいられる環境づくり

個人の健康づくりをサポートするため、情報の発信や各種健診やがん検診の勧奨等により、健康づくりを促進するとともに、高齢者に対しては、認知症予防や憩いの場に関する取組を支援します。このほか、誰もが生涯を通して安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの相談体制の充実とともに、生活援助を必要とする高齢者や障がい者の日常生活を支えるための支援サービスの充実強化に努めます。

ねらい

個々の健康寿命延伸を目指して健康づくりに取り組むとともに、生活の援助が必要になった場合でも、元気に楽しく暮らしている姿を町民や町外の人知ること、利根町で暮らしたい、暮らし続けたいと思ってもらえる人を増やします。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度 (令和5 年度)	2030 年度 (令和12 年度)
平均自立期間	男性 79.0 歳 女性 85.1 歳	男性 79.2 歳 女性 86.9 歳
高齢者の悩み相談できる相手がいない割合	39.0%(令和5)	37.0%

施策

基本施策と主な取組内容	対応する基本計画の取組
◇自らの健康づくりの支援	
・各種団体及び大学と連携した健康教室等の開催	2-1-1-①
・町健康増進等複合施設の積極的な利用促進	
・健康相談を通じた健康に関する知識の普及啓発	2-1-2-①
・がんの早期発見・早期治療に向けた、受診しやすいがん検診の環境づくり	2-1-2-③
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組による疾病の重症化予防と通いの場への関与促進	2-2-2-②
・介護が必要な状態になるリスクのある方や生活機能の低下がある方の早期把握及び生活機能の改善のプログラム実施等による重症化防止 ・認知機能低下予防事業やもの忘れ相談などの各種相談事業を通じた、認知症の正しい知識の普及啓発や認知症予防等の取組の実施	2-2-2-③
◇生活支援サービスの充実強化	
・自宅等で療養する方を支援する訪問診療の実施	2-1-3-①
・町地域福祉計画の推進による福祉の充実	2-2-1-①
・行政区や自治会の活動や各分野における地域活動への取組を通じた地域の福祉ネットワークづくり	
・地域の医療・介護の関係者の連携による地域包括ケアシステムの推進	2-2-2-①
・生活機能の維持・向上を目的とした訪問型サービスや通所型サービスの実施 ・各種介護予防教室や相談等を通じた高齢者のいきがいや自己実現のための活動的な取組支援 ・住民主体の介護予防活動の推進による、地域活動への積極的な参加やボランティアの育成等支援	2-2-2-③
・障がい者の困りごとや問題などの解消に向けた生活支援	
	2-2-3-②

2) 安心して仕事ができる環境づくり

効率的・効果的な農業生産が行えるよう、設備投資や付加価値を高める取組にかかる負担の軽減や、スマート農業の推進等に取り組みます。また、商工業の振興のため、町内への起業・創業や町内消費活動を促進するための取組を推進します。

ねらい

働きやすい環境の中で、喜びや達成感を得られる仕事ができるように支援することで、利根町で働きたいという人を増やします。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度（令和 5 年度）	2030 年度（令和 12 年度）
ワーク・ライフ・バランス*に関する啓発活動回数	3回	7回
地産地消協力店	20 店舗	25 店舗
企業・店舗等の継業・後継者育成相談数	—	5店舗

施策

基本施策と主な取組内容	対応する基本計画の取組
◇働きやすい環境づくり	
・新たな働く環境づくり（町内にいながらも都市と同じように仕事ができる環境等）の支援による移住定住の促進	1-1-2-⑥
・働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進	5-2-2-①
◇効率的・効果的な農業生産の推進	
・農地の集積による優良農地の保全及び老朽化した土地改良施設の更新や農地の基盤整備等の推進	4-1-1-①
・温暖化に伴う高温障害や害虫による品質低下の対策に向けた栽培技術の向上	4-1-2-②
・地場産品の付加価値を高める農業者等へ支援	4-1-3-②
・地場産品や町の産業の地域内外への周知、販売促進や魅力を P R する機会の創出	4-3-2-②
◇商工業の振興	
・プレミアム付商品券の発行等による町内店舗での消費の拡大	4-2-1-①
・中小企業の負担軽減に向けた経営基盤の安定化の支援	4-2-1-②
・継業を希望する人材とのマッチングなどによる地域に愛される企業・店舗等の継業や後継者育成の支援	4-2-2-③

戦略プロジェクト4

町民を支えるまちのしくみづくりプロジェクト

～日々の生活を守り支え、いざというときに頼れるまちをつくろう～

(1) 数値目標 (KGI)

項目	現況値		目標
	2023 年度 (令和 5 年度)		2030 年度 (令和 12 年度)
介護施設の入所定員数	233 人 (令和 6)	>>>	233 人
地震被害の想定最大避難者数に対応した備蓄品の確保割合	61.0%	>>>	100.0%
役場職員の残業時間数 (平均)	8 時間	>>>	5 時間

(2) 基本的な方向

- ❖ 子どもから高齢者まで、本町に暮らす誰もが安心して医療を受けることができるよう、広域的な医療提供体制の構築に努めます。
- ❖ 利根川に接する地域特性を踏まえ、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策により、町民の生命、身体及び財産を守ります。
- ❖ 行政ニーズの変化に高度化・複雑化する中、「町民目線」で「スピード感」を持って対応できる頼れる行政を目指すため、地域と連携しながら、それぞれが持つ強みを生かした協働のまちづくりをさらに深化させ、町民と行政がお互いに協力し、行政課題の解決に取り組みます。

（３）具体的な施策

１）町民の日々の生活を守り支える環境づくり

町民の健康や生命を守るため、地域医療機関及び近隣自治体や大学との連携を強化し、在宅医療や救急医療体制の充実を図ります。また、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や一時的に養育が困難となった家庭を支援します。

ねらい

子どもと大人の命を守るセーフティネットの環境を整えます。必要なときに必要な医療が受けられる環境の整備や、児童虐待など子どもを守る環境づくりなど、町の実情に応じた最適なセーフティネットの仕組みを確保します。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度（令和5年度）	2030 年度（令和12年度）
一般診療所数	6 施設（令和6）	6 施設
介護施設数	6 施設（令和6）	6 施設

施策

基本施策と主な取組内容	対応する 基本計画の取組
◇町民の日々の生活を守る対策支援	
・町、警察、防犯連絡員などの連携強化と町民等の啓発活動による防犯意識の向上	1-5-2-①
・筑波大学との協力・連携による国保診療所への安定的な医師の確保	2-1-3-①
・地域の医療機関とのネットワーク及び救急医療体制の構築	2-1-3-②
・認知症地域推進員配置や認知症初期集中支援チームの設置等認知症になっても安心して暮らせる地域づくり	2-2-2-③
・心の健康づくりや心の問題に関する支援・相談体制充実による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	2-2-3-③
・関係機関との連携強化による児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、一時的に養育が困難となった家庭への支援	3-1-3-②

2) リスクに備える防災対策

利根川に接する本町は、常に水害のリスクを有しています。町民の生命、身体及び財産を守るため、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた発災前・発災後の両面からの総合的な対策により、災害による被害の最小化を図ります。

ねらい

人口減少・高齢化が進む本町の特性を踏まえ、町民との協働により、誰一人取り残さない防災対策を講じていきます。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度（令和5年度）	2030 年度（令和12年度）
防災士資格取得人数 （自主防災組織）	34 人	50 人
災害時応援協定等の締結件数	49 件	60 件

施策

基本施策と主な取組内容	対応する 基本計画の取組
◇町民の生命、身体及び財産を守る防災対策	
・町地域防災計画に基づく計画的な災害時における必要な資機材及び食料等の備蓄・確保 ・町国土強靱化地域計画に基づく道路の改修整備・耐震診断・耐震改修等事前防災・減災に資する事業の実施	1-5-1-①
・各種防災対策の実施（避難所の整備、避難場所の標識の整備、維持管理・備蓄物資、必要な資機材等の整備）	1-5-1-②
・地域における防災力の向上（自主防災組織の活動への支援、地域・事業所等での防災士の養成等） ・町と自主防災組織との連携による防災訓練の実施を通じた町民に対する防災への理解と意識の高揚 ・災害弱者が円滑に避難できる体制の整備（災害弱者の状況把握・避難行動要支援者システムの維持管理など）	1-5-1-③

3) デジタル化と協働により行政サービスの最適化を図る

将来にわたって町民満足度の高い持続可能な行政運営を行っていくために、今後の人口動向や財政見通しを踏まえながら、本町の実情に応じて行政サービスを最適化していく必要があります。そのため、DX*など新たな技術の活用や外部人材の登用に取り組みながら、事業のスリム化や歳出の削減を図る「量の改革」に加え、事業の効率化や高度化を図るなど、事業のプロセスにも着目した「質の改革」への対応を図ります。さらに、や町民と連携した地域活動の充実に取り組みながら、町民との役割分担による協働のさらなる深化を図ります。

ねらい

行政ニーズの変化に対し、「町民目線」で「スピード感」を持って対応するため、デジタル化や協働などを取り入れた行政運営へと転換を図ります。

重点業績評価指標(KPI)

項目	現況値	目標
	2023 年度（令和5年度）	2030 年度（令和12年度）
外部人材の登用数	1 人	7 人
パブリックコメント案件当たりの意見者数の平均	1.1 人	2 人

施策

基本施策と主な取組内容	対応する基本計画の取組
◇デジタルを活用した効率的かつ満足度の高い行政運営	
・都市地域から地域に変化を与える活動に取り組む人材を活用した地域の課題解決への取組	5-4-1-②
・町DX推進計画に基づく、データとデジタル技術を活用した行政サービスの向上と業務効率化	5-4-1-③
・町民の立場に立った親切ていねいな窓口対応や証明書等の交付サービスの拡充によるやさしい窓口サービスの提供	5-4-4-①
・町民が役場に行かなくても各種手続を行えるオンライン申請の拡充	5-4-4-②
◇情報共有と協力・連携による協働のまちづくりの推進	
・区や自治会等の活動支援による主体的な地域運営の促進	5-1-1-①
・町政の透明性と町民の知る権利の確保を図ることによる関連法令に基づいた適切な情報開示	5-3-1-②
・パブリックコメントなどによる町民意向を反映した計画の策定	5-3-2-②

5 人口ビジョン

(1) 位置づけ・役割

これまで本町における人口ビジョンは、第1期総合戦略、第2期総合戦略と改定に合わせて見直しが行われてきました。国の総合戦略においては、まち・ひと・しごと創生法第8条の規定により、人口の現状及び将来の見通しを踏まえるものとされていることから、地方版総合戦略を定めるに当たっても、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることとされています。

このたび、利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略を重点施策として位置づけることから、重点施策の展開によって目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す人口ビジョンを本項目において整理しました。

(2) 既往のデータ等に基づく本町の人口の分析

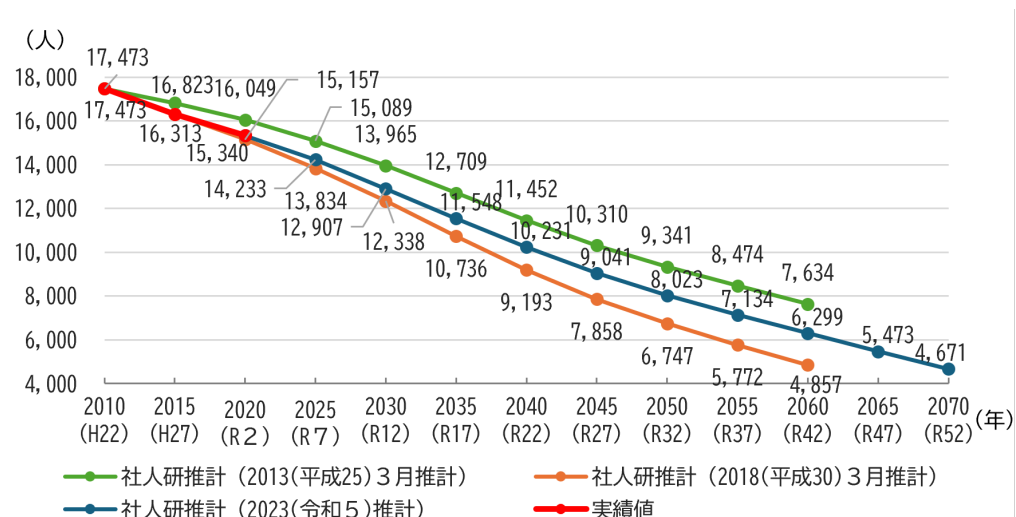
1) 社人研による将来人口推計との比較

社人研による将来人口推計は、国勢調査を基に5年ごとの将来人口を推計しているもので、2023年（令和5年）に公表された推計では、2020年（令和2年）の国勢調査を基に2050年（令和32年）までの将来人口を推計しています。

国から提供されたワークシートによる推計（社人研の推計方法に準じる）により、2070年（令和52年）まで試算すると、2030年（令和12年）には12,907人、2050年（令和32年）には8,023人、2070年（令和52年）には4,671人となり、2025年（令和7年）から45年間で約1万人の減少が見込まれています。

2018年（平成30年）に社人研から公表された将来人口推計と比較すると、2040年（令和22年）ではプラス1,038人、2060年（令和42年）ではプラス1,442人上振れする推計となっており、この結果から人口減少が若干緩やかになっていることがわかります。

社人研による将来人口推計の比較



出典：国立社会保障・人口問題研究所

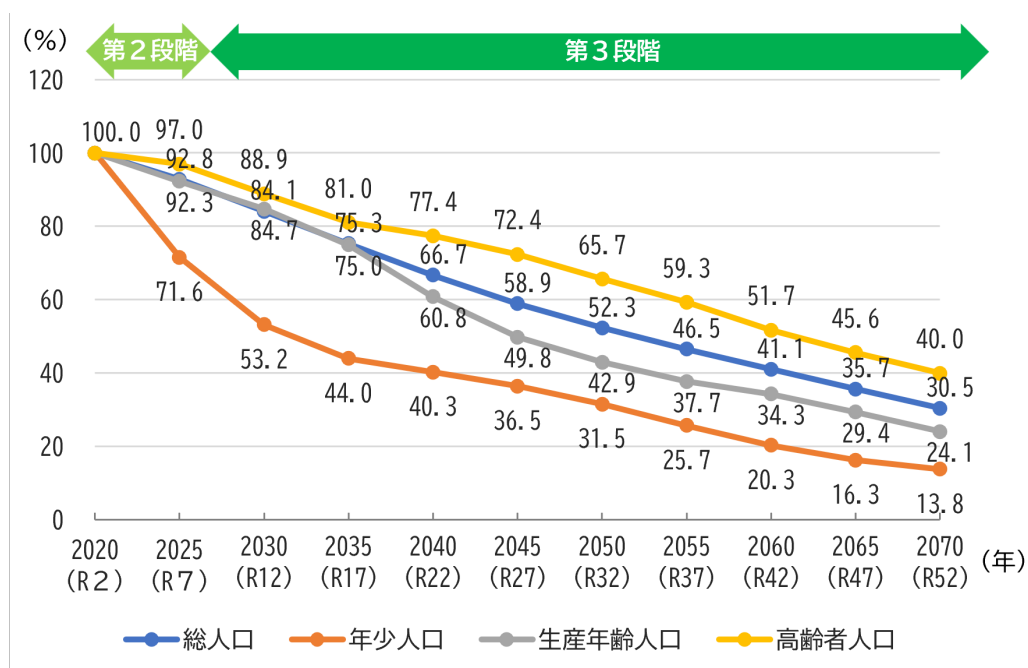
2) 社人研推計に基づく将来の人口減少段階の分析

一般的に、総人口の減少は「第1段階：高齢者人口の増加」「第2段階：高齢者人口の維持・微減」「第3段階：高齢者人口の減少」の3段階を経て進行するとされています。

2023年（令和5年）に公表された社人研の推計結果に基づき、本町における今後の人口減少段階をみてみると、実績値の2020年（令和2年）の段階において、人口減少と高齢者人口の増加が同時に進む第1段階の期間を既に過ぎ、2025年（令和7年）に至る期間まで第2段階の状態となると推定されています。

また、2030年（令和12年）以降は、高齢者人口の減少が進み、第3段階へ移る見通しとなります。生産年齢人口は、2035年（令和17年）に急激な減少傾向が見込まれ、2070年（令和52年）には24.1%まで減少する見込みであり、年少人口は、2020年以降に急激な減少傾向が見込まれ、2070年（令和52年）には13.8%まで減少する見込みとなっています。

利根町の人口減少段階



※数値は2020年（令和2年）を100とした場合の比率を表す。

出典：国立社会保障・人口問題研究所

3) 自然増減・社会増減の影響度の分析

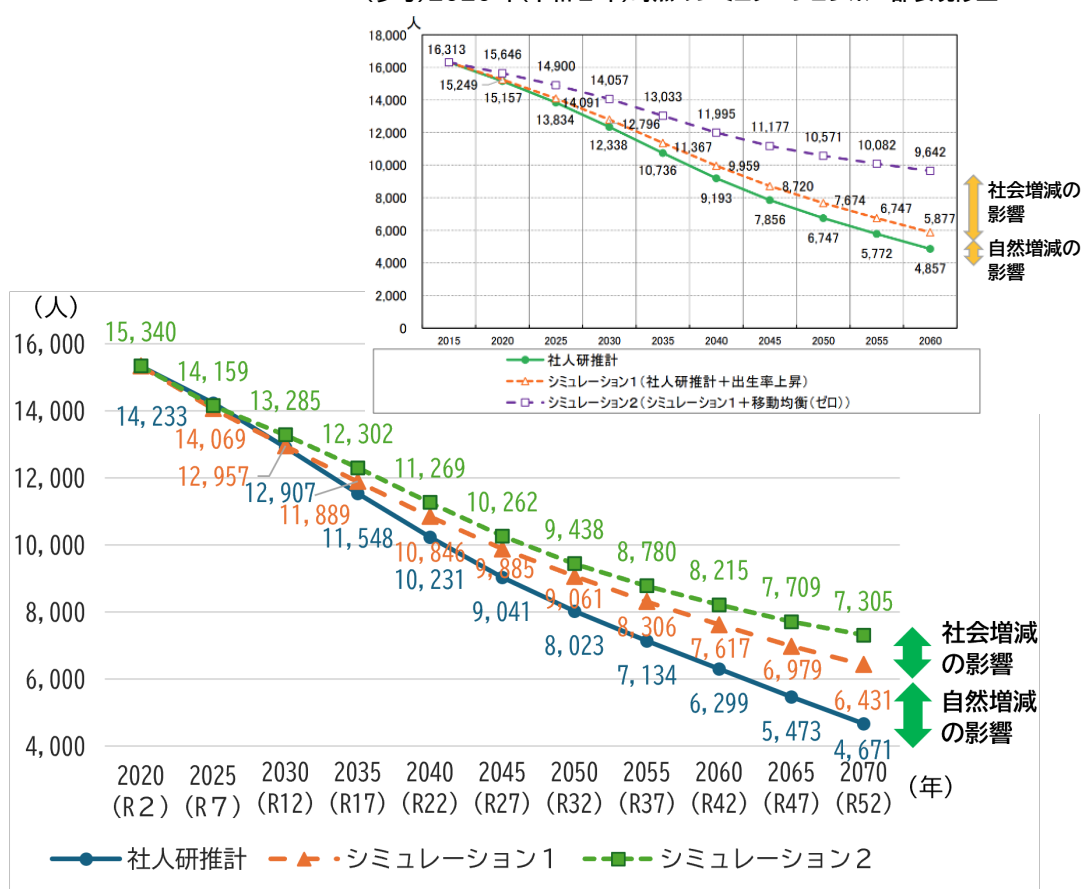
自然増減*と社会増減*の影響度を分析するため、2023 年（令和 5 年）に公表された社人研の推計結果に基づき、2通りのシミュレーションを行いました。

シミュレーションの結果、2070 年（令和 52 年）の人口を社人研推計の結果と比べてみると、シミュレーション 1 では 1,760 人の増加、シミュレーション 2 では 2,634 人の増加となりました。

このことから、第 2 期総合戦略時に策定した人口ビジョンにおける令和 2 年のシミュレーションの結果と比較すると、社会増減の影響度が縮小する傾向がみられます。

シミュレーション別の総人口の推移

（参考）2020 年（令和 2 年）時点のシミュレーション※一部表現修正



【シミュレーションの考え方】

推計法	概要
シミュレーション1 (自然増減の影響)	仮に、合計特殊出生率が2030年(令和12年)までに人口置換水準程度(2.1程度)まで上昇したとした場合
シミュレーション2 (社会増減の影響)	仮に、合計特殊出生率が2030年(令和12年)までに人口置換水準程度(2.1程度)まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした場合(転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合)

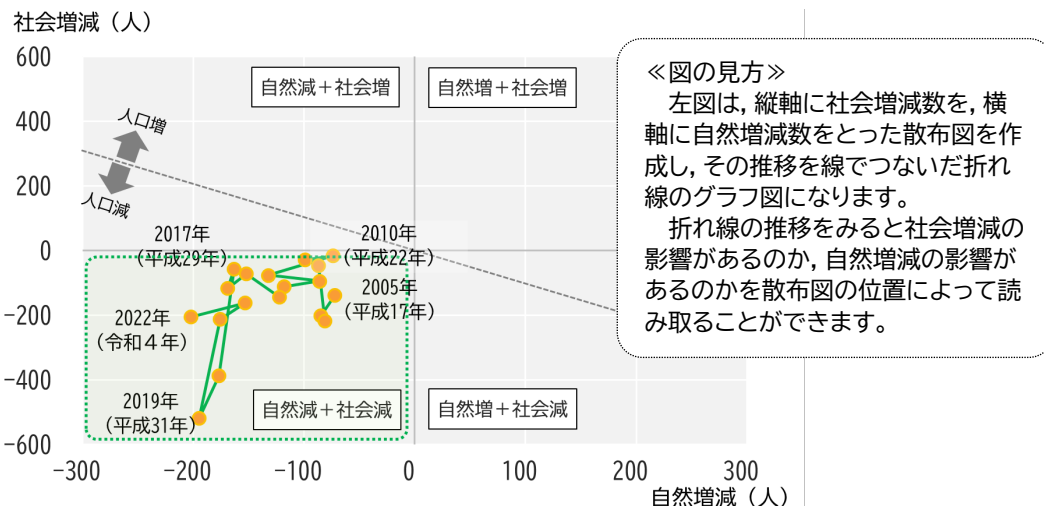
※人口置換水準とは、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる出生率をいう。我が国の人口置換水準は合計特殊出生率で表すと2.06～2.08（約2.1）とされる。

※合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計である。

（参考）利根町における自然増減・社会増減の傾向

本町の人口動態は、2005年（平成17年）から自然減と社会減が続いています。2019年（平成31年）前後には、急激に社会減が進行しましたが、増減を繰り返しながらも社会減は拡大する傾向にあります。また、自然増減数は、減少が続く傾向にあります。

自然増減・社会増減の推移（散布図）



出典：住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数に関する調査（総務省）

（3）町独自の考え方による人口推計

1）将来人口推計の仮定

社人研の推計結果を基に、合計特殊出生率*や社会増減数の仮定を置き、国の「長期ビジョン」と同様に、2070年（令和52年）までの総人口の推計を行います。

合計特殊出生率については、現状では1.03となっていますが、近年は出生数が減少している中、出産・子育て支援の政策効果があることを前提とし、2020年（令和2年）以降、合計特殊出生率1.0を維持すると仮定します。

また、社会増減数は、移住定住の政策効果があることを前提に2030年（令和12年）までに転入転出の差がゼロ（移動が均衡状態）と仮定します。現状では転入転出の差がプラス263人となっていますが、外国人の転入が顕著に影響していると考えられることから、長期的な将来推計人口の仮定にあたっては、日本人のみの人口動態の推移を参考に、直近の外国人の急激な転入増の傾向を一時的なものと捉えました。

【町の現状値】

合計特殊出生率 (2018～2022年（平成30～令和4年）)	社会増減数 (2023年（令和5年）)
1.03	転入転出の差 263

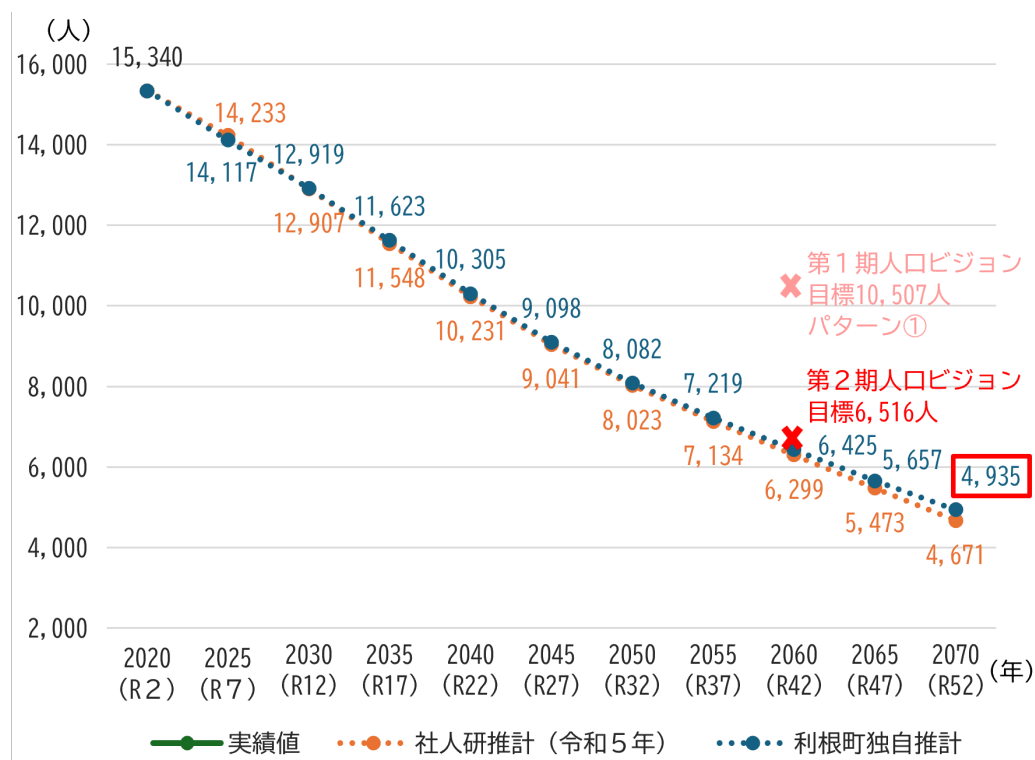
【独自推計の仮定と補正】

合計特殊出生率の仮定	社会増減数の仮定
2025年（令和7年）以降1.0を維持する	2030年（令和12年）までに転入転出の差0とする

2) 町独自の将来人口推計の結果

社人研推計では、2070年（令和52年）には4,671人の見通しとなりますが、2025年（令和7年）以降、合計特殊出生率*1.0を維持し、かつ、2030年（令和12年）までに移動が均衡状態とした場合の町独自推計では、4,935人（約4,900人）となります。

利根町における総人口の将来見通し



設定人口（2070年度（令和52年度）） **4,900人**

【総人口の将来見通し】

	2020年 令和2年 (実績)	2030年 令和12年 (推計)	2040年 令和22年 (推計)	2050年 令和32年 (推計)	2060年 令和42年 (推計)	2070年 令和52年 (推計)
総人口	15,340	12,919	10,305	8,082	6,425	4,935
年少人口 (0-14歳)	1,196 7.8	658 5.1	569 5.5	511 6.3	351 5.5	254 5.2
生産年齢人口 (15-64歳)	7,227 47.1	6,057 46.9	4,481 43.5	3,379 41.8	2,939 45.7	2,343 47.5
高齢者人口 (65歳以上)	6,903 45.0	6,204 48.0	5,255 51.0	4,193 51.9	3,135 48.8	2,338 47.4

第2章

分野別計画

1 分野別計画の見方

めざす姿

本計画において当施策が目指すまちの姿を記載しています。

指標

基本施策の成果を明確にするために示しています。目標値は上昇、減少、維持の考え方で具体的に数値で示しています。
※維持には、現状値を維持する値、もしくは目標年度の想定を抑えた値があります。

役割

めざす姿の実現のため、町民と行政の主な役割を記載しています。

現状と課題

施策に関する現状と課題を記載しています。

基本施策

1

快適な住環境の整備

めざす姿 /

人口規模に見合った集約と連携を目指した都市構造へと転換を図り、“暮らしやすさ”と“幸せ”あふれる住みよいまちを目指します。



指標

指標名	現状値	目標値
	2023 年度（令和 5 年度）	2030 年度（令和 12 年度）
町土に対する田・畑・宅地面積率	65.0%	65.0%
市街化区域内人口割合	65.6%	70.0%

役割

町民に期待する役割

- 土地利用のルールについて理解し、町民参加によるまちづくりに協力する。
- 行政が講じるまちづくり施策への様々な取組に参加・協力する。

行政の役割

- 土地利用に関する各種法令等に基づき、まちづくりの適切な運用に努める。
- 都市機能の維持向上や荒廃抑制対策などの様々な取組を継続的に進める。

現状と課題

東京都心から約40kmに位置する本町は、首都圏整備法による近郊整備地帯であり、町全域の2,486haが都市計画区域に指定され、そのうち211haが市街化区域、2,275haが市街化調整区域となっています。首都圏近郊であり平坦な地形条件から、市街化区域は主に旧来の中心地や住宅団地などの土地利用、市街化調整区域は主に農業を中心とした土地利用が図られています。

今後、社会経済情勢の変化などから、本町を取り巻く環境はさらに変化していくと考えられます。人口減少・少子高齢化の加速は、市街地では低未利用の土地の拡大など都市的土地利用に影響をもたらします。また、農業従事者の高齢化・後継者不足は、耕作放棄地の拡大など自然的土地利用に影響をもたらします。

このようなことから、これまで充実を図ってきた都市のストックを活用し、生活に必要な諸機能の維持・誘導施策や移住定住施策に取り組みながら、活力と魅力が持続する暮らしやすい市街地の形成を図るとともに、優良農地の保全・育成や集落機能の維持強化など良好な田園・集落環境の充実に取り組んでいく必要があります。

施策の内容

基本施策に基づく、施策とその施策が目指すべき内容を記載しています。

また、施策の具体的な内容として、主な取組を記載しています。

なお、重点施策（総合戦略）として位置づけられているものについては、戦略マークを付けています。

■ 施策の内容

施策1-1-1 持続可能なまちづくりに向けた土地利用

人口減少に対応するために、集約と連携を目指した都市構造へと転換を図りながら、効果的かつ計画的なまちづくりを進めます。

主な取組① 総合的かつ計画的な土地利用の推進

- ・ 町都市計画マスタープラン、町農業振興地域整備計画との整合性を図りながら、秩序ある土地の有効利用を推進します。
- ・ まちづくりに関する基礎的な調査・分析を行うとともに、適正かつ計画的な土地利用の実現に向け、規制誘導の適切な運用を行いながら、必要に応じて見直しを行い、地域特性に応じたきめ細かな土地利用誘導を図ります。

主な取組② 戦略的なまちづくりの展開

- 戦略** ・ 計画的な住宅地や公共・商業・業務施設が立地する市街化区域のエリアについては、まちの魅力向上を図る施策や生活に必要な諸機能の維持・誘導を図る施策と連携して低未利用な都市の既存ストックの活用に取り組み、市街地のスポンジ化*対策に努めながら、人口規模に応じた都市機能を維持し、活力と魅力が持続する暮らしやすい市街地の形成を図ります。
- ・ 田園や集落などが面的に広がる市街化調整区域のエリアについては、無秩序な土地利用や開発の抑制等による優良農地の保全・育成に努め、既存の公共施設等の諸機能を維持しながら、集落機能の維持強化に努めます。
- ・ 市街化調整区域のエリアのうち、幹線道路沿道などの効果的に活用される可能性が高い地区については、沿道に接する既存の住宅・産業・公共系土地利用を生かした新たなまちづくりの展開を目指します。
- 戦略** ・ 市街地内の管理不全の土地や未利用地・低未利用地について、有効利用に向けた円滑な転換を促進します。

基本計画

分野別計画

基本方針

安全で人にやさしい快適なまちづくり

基本方針 1

安全で人にやさしい快適なまちづくり

— 都市基盤・生活環境等 —



基本施策	施策	主な取組
1 快適な住環境の整備	1 持続可能なまちづくりに向けた土地利用	① 総合的かつ計画的な土地利用の推進 ② 戦略的なまちづくりの展開
	2 多様な人々が訪れ交流する住みよさあふれる住まいの環境づくり	① 良好な住環境の維持・充実 ② 空き家・空き地を活用した定住促進 ③ 町営霊園の適正な維持 ④ 町内外から人が訪れ交流が育まれる場所づくり ⑤ 移住定住の促進に向けた新生活を支援する補助体制の充実 ⑥ 町内での新たな働き方の支援
2 持続可能な環境対策	1 総合的な環境対策の推進	① 総合的な環境行政の推進 ② 環境意識啓発の推進
	2 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり	① 再生可能エネルギーの推進 ② 温室効果ガス排出抑制の推進 ③ 適正なごみ処理の推進 ④ 再使用・再資源化の推進
	3 安全・安心で快適な生活環境づくり	① 公害に関する情報の収集 ② 監視体制の強化と相談体制の充実 ③ 生活環境悪化の予防対策 ④ 生物多様性に富んだ生物生息空間の形成 ⑤ 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり
3 移動環境と憩いの場の整備と維持管理	1 公共交通の充実	① 公共交通体系の再編と利用促進 ② 公共交通サービスの確保
	2 道路・公園の整備と維持管理	① 町内幹線道路・生活道路の整備充実 ② 生活道路等の維持管理 ③ 公園・緑地の維持管理
4 上下水道の充実と管理運営	1 水道水の安定供給	① より安全でより安定した水道水の供給 ② 水道施設の適正な維持管理
	2 下水道の整備と管理運営	① 公共下水道施設の整備及び維持管理 ② 雨水対策の推進 ③ 公営企業会計に基づく下水道事業の推進 ④ 高度処理型浄化槽の設置・転換の促進
5 地域の安全・安心の強化	1 防災体制の強化	① 総合的な防災体制の強化 ② 危機管理の強化 ③ 地域における防災体制の強化 ④ 消防体制の強化と充実
	2 防犯の充実	① 防犯活動の展開 ② 消費生活相談の充実
	3 交通安全の充実	① 交通安全意識の啓発 ② 危険箇所の把握と交通安全施設の整備

快適な住環境の整備

めざす姿

人口規模に見合った集約と連携を目指した都市構造へと転換を図り、“暮らしやすさ”と“幸せ”あふれる住みよいまちを目指します。



3



5



8



11



12



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
町土に対する田・畑・宅地面積率	65.0%	65.0%
市街化区域内人口割合	65.6%	70.0%

役割

町民に期待する役割

- 土地利用のルールについて理解し、町民参加によるまちづくりに協力する。
- 行政が講じるまちづくり施策への様々な取組に参加・協力する。

行政の役割

- 土地利用に関する各種法令等に基づき、まちづくりの適切な運用に努める。
- 都市機能の維持向上や荒廃抑制対策などの様々な取組を継続的に進める。

現状と課題

東京都心から約 40km に位置する本町は、首都圏整備法による近郊整備地帯であり、町全域の 2,486ha が都市計画区域に指定され、そのうち 211ha が市街化区域、2,275ha が市街化調整区域となっています。首都圏近郊であり平坦な地形条件から、市街化区域は主に旧来の中心地や住宅団地などの土地利用、市街化調整区域は主に農業を中心とした土地利用が図られています。

今後、社会経済情勢の変化などから、本町を取り巻く環境はさらに変化していくと考えられます。人口減少・少子高齢化の加速は、市街地では低未利用の土地の拡大など都市的土地利用に影響をもたらします。また、農業従事者の高齢化・後継者不足は、耕作放棄地の拡大など自然的土地利用に影響をもたらします。

このようなことから、これまで充実を図ってきた都市のストックを活用し、生活に必要な諸機能の維持・誘導施策や移住定住施策に取り組みながら、活力と魅力が持続する暮らしやすい市街地の形成を図るとともに、優良農地の保全・育成や集落機能の維持強化など良好な田園・集落環境の充実に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の内容

施策1-1-1 持続可能なまちづくりに向けた土地利用

人口減少に対応するために、集約と連携を目指した都市構造へと転換を図りながら、効果的かつ計画的なまちづくりを進めます。

主な取組① 総合的かつ計画的な土地利用の推進

- 町都市計画マスタープラン、町農業振興地域整備計画との整合性を図りながら、秩序ある土地の有効利用を推進します。
- まちづくりに関する基礎的な調査・分析を行うとともに、適正かつ計画的な土地利用の実現に向け、規制誘導の適切な運用を行いながら、必要に応じて見直しを行い、地域特性に応じたきめ細かな土地利用誘導を図ります。

主な取組② 戦略的なまちづくりの展開

- 戦略** 計画的な住宅地や公共・商業・業務施設が立地する市街化区域のエリアについては、まちの魅力向上を図る施策や生活に必要な諸機能の維持・誘導を図る施策と連携して低未利用な都市の既存ストックの活用に取り組み、市街地のスポンジ化*対策に努めながら、人口規模に応じた都市機能を維持し、活力と魅力が持続する暮らしやすい市街地の形成を図ります。
- 田園や集落などが面的に広がる市街化調整区域のエリアについては、無秩序な土地利用や開発の抑制等による優良農地の保全・育成に努め、既存の公共施設等の諸機能を維持しながら、集落機能の維持強化に努めます。
- 市街化調整区域のエリアのうち、幹線道路沿道などの効果的に活用される可能性が高い地区については、沿道に接する既存の住宅・産業・公共系土地利用を生かした新たなまちづくりの展開を目指します。
- 戦略** 市街地内の管理不全の土地や未利用地・低未利用地について、有効利用に向けた円滑な転換を促進します。

施策1-1-2 多様な人々が訪れ交流する住みよさあふれる 住まいの環境づくり

利根町らしさあふれる良好な住環境の維持・充実に努めるとともに、町内外から人が訪れる住みよいまちづくりを進めます。

主な取組① 良好な住環境の維持・充実

- 都市計画法や建築基準法等関係法令に基づき、良好な住環境の形成を図るとともに、必要に応じて地区計画を含めた効果的な土地利用について検討し、良好な住環境の形成を誘導します。
- 空き家等の所有者などへ適切な維持管理について周知するとともに、各種相談に関する情報提供を行います。

主な取組② 空き家・空き地を活用した定住促進

- 戦略** 空き家や空き地等の状況を的確に把握するとともに、空き家・空き地バンク制度や諸施策と連携しながら、住宅ストックを有効に活用し、定住促進を図ります。
- 戦略** 町内外の外部人材の協力等により、行政・民間・団体・地域住民を巻き込みながら、空き家・空き地の流通及び利活用について様々な活用アイデアを実践し、地域課題の解決に取り組みます。

主な取組③ 町営霊園の適正な維持

- 墓地については、既設墓地の適切な維持管理や無縁墓の発生防止に努めるとともに、墓地需要の多様化に対応した適切な供給を図ります。

主な取組④ 町内外から人が訪れ交流が育まれる場所づくり

- 戦略** 就業の場の確保や地域産業の活性化等、民間活力を生かしながら、まちの魅力や活力向上に資する土地利用の展開・誘導を図ります。
- 公共用地や公共施設の効果的な利活用に向けて、民間のアイデアを生かした様々な試行を通じて、新たなまちづくりに向けた取組を進めます。

主な取組⑤ 移住定住の促進に向けた新生活を支援する補助体制の充実

- 戦略** 住宅取得に係る支援制度に取り組みながら、多様な住居ニーズに応じた移住定住の促進を図ります。
- 戦略** 結婚に伴う経済的負担を軽減し、希望通り結婚し安心して子どもを産み育てられる環境づくりを支援します。
- 戦略** 若い世代の金銭的負担を軽減し、次世代の地域の担い手となり得る人材の移住定住を促進します。

主な取組⑥ 町内での新たな働き方の支援

戦略

- 町内にいながらも都市と同じように仕事ができる新たな働く環境づくりを支援し、移住定住を後押しします。



フレッシュタウン



空き家コーディネーター委嘱状交付式

人と自然との共生を適切に確保し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なるまちを創り、次の世代に引き継いでいきます。



指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
環境基本計画に掲げた目標項目のうち 改善した項目割合	—	80.0%
環境基準達成率（水質）	31.0%	100.0%

役割

町民に期待する役割

- 日々の生活行動の環境への影響を認識し、日頃のライフスタイルを見直す。
- 積極的に、環境負荷低減や身近な環境を保全するための行動に取り組む。

行政の役割

- 町民・事業者との連携体制を構築し、環境施策を総合的に展開する。
- 各種情報の提供・助言などを通じ環境配慮への自主的な行動を促す。

現状と課題

近年、環境をめぐる様々な状況が大きく変化しつつあります。世界規模で地球温暖化が加速し、多様な生態系の損失、天然資源の枯渇、化学物質・廃棄物による環境汚染など、環境問題は地域レベルから地球規模へと拡大しています。

本町では、町環境基本条例の制定や町温室効果ガス排出抑制実施計画の策定をはじめ、各種環境保全の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。今後も、昨今の世界的な環境への意識の高まりや環境課題への具体的な対応、国・県における環境への取組と連携を図りながら、本町においても環境への取組を常に進化させていくことが重要です。

身近な環境については、環境基準の観測を引き続き行い必要な対策を講じるとともに、不法投棄や野焼きなどの生活環境を悪化させる行為の防止策を講じる必要があります。さらに、ごみの発生抑制・ごみの排出抑制・再使用・再生利用（4R*）の普及や自然環境保護・環境美化意識の向上、気候変動対策・温室効果ガス削減に対応した生活様式の見直しなど、町民一人ひとりの行動変容の促進が必要になっています。

■ 施策の内容

施策1-2-1 総合的な環境対策の推進

町民・事業者・行政が協力し合い、環境にやさしいまちづくりを総合的に進めます。

主な取組① 総合的な環境行政の推進

- 戦略**
- 町環境基本計画の策定に取り組むとともに、環境基本条例や策定した同計画に基づき、人と自然の共生を目標とした良好で快適な環境の保全・創出を図ります。

主な取組② 環境意識啓発の推進

- 町内にある地域資源を生かした環境教育を実践するとともに、社会教育活動事業を通じて、町民への環境学習の機会の提供に努めます。
- 環境イベントや講演会などの開催による環境意識の醸成など、関係機関と連携しながら、様々な活動を支援し、町民の環境への意識啓発を図ります。

施策1-2-2 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり

エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策、ごみの発生抑制・ごみの排出抑制・再使用・再生利用（4 R*）など、社会経済活動において、環境への負荷をできる限り軽減させ、持続可能な循環型の社会環境づくりを進めます。

主な取組① 再生可能エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーの推進に努めるとともに、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- 再生可能エネルギー導入への理解と意識高揚に向けた情報提供・意識啓発を図ります。

主な取組② 温室効果ガス排出抑制の推進

- 町温室効果ガス排出抑制実行計画に基づき、庁内における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組めます。
- 省エネルギーの取組への理解と協力に向けた啓発活動や町民が自発的に省エネルギーに取り組むための情報提供に努めます。
- 町内にある緑地の保全を図るとともに、住宅や事業所等での敷地の緑化などを通じて、二酸化炭素の吸収源の確保に取り組めます。
- 電気自動車などの次世代自動車や低公害車・低燃費車等、環境に配慮した自動車の導入の促進を図るため、町民への普及啓発に努めます。

主な取組③ 適正なごみ処理の推進

- ごみの適正な排出・分別の徹底を呼び掛けるとともに、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（ごみ）や龍ヶ崎地方衛生組合（し尿及び浄化槽汚泥）の協力のもと効果的な処理運営と環境負荷の少ない処理に努めます。
- 食品ロス削減や簡易包装の取組、マイバッグ持参運動等を通じて、日常の生活の中で実践できるごみの排出抑制の促進に努めます。

主な取組④ 再使用・再資源化の推進

- 町民の日常から排出される廃棄物の再利用の促進などを通じて、ごみの再資源化の推進を図ります。
- 本町における資源物の収集量や再利用状況などについて情報の提供に努め、町民や事業者の意識の高揚を図ります。

施策1-2-3 安全・安心で快適な生活環境づくり

住みやすい環境を次世代へ継承していくため、町民・事業者・行政が相互に連携・協力を図りながら、公害等による地域環境の悪化の防止に取り組みます。

主な取組① 公害に関する情報の収集

- 広報紙・町公式ホームページを活用し、町民や事業者への環境情報の提供を行い、公害の未然防止についての意識の高揚を図ります。
- 騒音、振動、悪臭などの典型7公害をはじめとした公害事案の情報の収集のほか、化学物質やダイオキシン類、放射性物質対策に向けて、基準データの把握や情報収集に努めます。

主な取組② 監視体制の強化と相談体制の充実

- 関係機関及び庁内部局との情報共有を図りながら、公害防止の監視体制強化を図ります。
- 公害事案の情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

主な取組③ 生活環境悪化の予防対策

- 住みよい生活環境を守るため、不法投棄やポイ捨て、雑草の繁茂や害虫の発生防止、野焼きの防止対策を進めるほか、動物愛護によるペットの適正飼養に関する普及啓発を行います。
- 町民参加によるクリーン作戦を定期的、継続的に実施するとともに、ポイ捨て・不法投棄の防止・抑止に向けた環境美化への啓発を促進します。

主な取組④ 生物多様性に富んだ生物生息空間の形成

- 町内の希少な動植物の保全など、生物多様性に関する様々な保全活動を通じて、町内の美しく豊かな自然環境を継承します。
- 県や周辺自治体と情報共有など連携を図りながら、在来種の保護と外来種の捕獲や防除対策などを推進します。

主な取組⑤ 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり

- 環境保全に関する意欲を高めるため、家庭や学校、職場、地域などで、環境教育・環境学習を進めます。
- 関係機関や各種団体等が実施する環境保全活動などを機会として、人の交流や情報共有を通じた活動の活発化を促進します。

移動環境と憩いの場の整備と維持管理

めざす姿

誰もが使いやすい道路・公共交通環境と自然豊かな憩いの場づくりにより、快適に移動でき居心地の良いまちの空間づくりを目指します。



指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
町が主体となる公共交通サービスの利用者数	16,536 人	15,500 人
道路維持管理工事延長	15,943m	20,000m

役割

町民に期待する役割

- 積極的な利用により、公共交通を地域で支える。
- 地域全体で公園や道路の維持管理や環境美化に協力する。

行政の役割

- 誰もが利用しやすい公共交通や道路ネットワークの維持・充実を図る。
- 公園の維持管理や安全管理に努め、住民と協働による公園づくりを進める。

現状と課題

本町の公共交通としては、千葉県我孫子市のＪＲ成田線布佐駅と取手市のＪＲ常磐線取手駅をつなぐ民間の路線バス（大利根交通自動車株式会社）の運行のほか、福祉バス（福ちゃん号）・デマンド型乗合タクシー（ふれ愛タクシー）の運行により、地域の移動手段を補完しています。

本町の道路網は、県道千葉竜ヶ崎線と県道取手東線、県道立崎羽根野線を骨格とし、それに接続する町道で構成されています。町東部には茨城県と千葉県をつなぐ若草大橋有料道路があり、首都圏中央連絡自動車道へとアクセスする県道美浦栄線バイパスが若草大橋有料道路に接続しています。

本町の都市公園は 31 か所あり、そのうち街区公園が 26 か所整備されています。また、都市公園以外の公園も整備され、特に利根親水公園は、町内外から人が訪れる拠点となっています。

公共交通・道路・公園は、都市施設として町民の生活を支える不可欠なものです。利便性の高い公共交通網の充実、円滑な移動を支える道路交通網の整備や道路・公園の適切な維持管理などを継続的にに行い、住みよい環境に向けて、さらに充実させていくことが求められます。

■ 施策の内容

施策1-3-1 公共交通の充実

公共交通の更なる利便性の向上が求められていることから、町民のニーズを的確に捉え、交通事業者などと協議・調整を図りながら、円滑な移動手段の確立に努めます。

主な取組① 公共交通体系の再編と利用促進

- 戦略** 町地域公共交通計画に基づき、公共交通体系の再編に取り組みながら定期的に計画の見直しを行い、持続可能な公共交通体系の確立に向けて、総合的かつ計画的に推進します。
- 戦略** 公共交通の利用促進を図るため、町民からのニーズを把握しながら、庁内各部署の連携により公共交通利用に向けた意識啓発や環境整備に取り組みます。

主な取組② 公共交通サービスの確保

- 町民や交通事業者、団体・企業等との連携によって地域で支える公共交通の仕組みを構築します。
- 国の動向を見据えつつ、公共交通のDX*の活用について検討しながら公共交通の利便性向上を目指します。
- 本町を含めたＪＲ成田線沿線の近隣自治体とで構成する協議会へ参加し、連携強化を図ることにより、町の公共交通利便性の向上に努めます。

施策1-3-2 道路・公園の整備と維持管理

町内と町外を結ぶ幹線道路や町民の生活を支える生活道路の整備充実を図るとともに、計画的な予防保全を基本とした維持管理や長寿命化を進めます。

主な取組① 町内幹線道路・生活道路の整備充実

- 戦略** 本町全体の土地利用計画などに対応した骨格道路網の整備を図るため、緊急輸送道路としての機能も兼ねた町の道路ネットワークの強化に向けて、町道 112 号線や町道 101、102 号線の拡幅整備など、効率的かつ効果的な道路網の形成を図ります。
- 町民の安全・安心な通行を確保するため、生活道路の整備を行います。

主な取組② 生活道路等の維持管理

- 定期的な道路パトロールの実施により、危険箇所や破損箇所の早期発見に努めるとともに、道路附属物や路面標示などの適切な維持管理を図ります。
- 町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的修繕を進め、老朽化対策を図ります。

主な取組③ 公園・緑地の維持管理

- 戦略** 町民の憩いの場や交流の場である公園、緑地などのオープンスペースについては、町民と協働で適切な維持・管理・更新を図りながら、様々な活用を通じてまちの魅力づくりに生かします。
- 利根親水公園については、水生植物や四季折々の植物が見どころとなっている公園の特色を生かして、町内外から人が訪れる観光の拠点として、より多様な使い方ができるよう公園機能の拡充に努めます。

上水道による給水・下水道による排水処理について適切な維持管理に努め、健全な水循環の環境を確保したまちを目指します。



6



13



14

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
経常収支比率（下水道事業）	101.1% (打ち切り決算時)	100.0%
汚水処理人口普及率	95.4%	96.5%

役割

町民に期待する役割

- 上下水道利用に関するコストを適切に負担し、事業の維持に協力する。
- 上水道の適切な使用や環境に配慮した排水処理に努める。

行政の役割

- 下水道接続率の向上に努め、保守等の維持管理を継続的に進める。
- 公営企業会計として、下水道事業の健全運営に努める。

現状と課題

本町の水道水の供給・維持管理は3市1町で構成される茨城県南水道企業団によって行われており、水道普及率は95.8%（2023年（令和5年）3月31日現在）とほぼ100%に近い状況です。また、下水道は、1975年度（昭和50年度）から下水道事業を開始し、着実な整備拡充により、下水道普及率は88.4%（2024年（令和6年）3月31日現在）、汚水処理人口普及率は95.4%（2024年（令和6年）3月31日現在）となっています。

上水道施設については、茨城県南水道企業団と連携して、長寿命化を図りつつ順次更新し、安心して安定的な水道水の供給を維持できるようにしていくことが求められます。下水道施設についても設備の更新時期を迎える中で、長寿命化の考えに基づいた適切な維持管理を進め、更新費用の平準化を図っていく必要があります。さらに、下水道については、公営企業会計に移行したことにより、引き続き下水道接続率の向上に取り組むとともに、将来にわたって安定的に供給し続けるために、中長期的なビジョンに基づいた下水道事業の健全な経営が必要となっています。

■ 施策の内容

施策1-4-1 水道水の安定供給

茨城県水道ビジョンに基づき、茨城県南水道企業団と連携を密にしながら、安心して安定的な水道水の供給の維持に努めます。

主な取組① より安全でより安定した水道水の供給

- ・ 茨城県水道ビジョンに基づき、茨城県南水道企業団と連携を密にしながら、適正な水質管理を実施し、より安全でより安定した水の供給に努めます。

主な取組② 水道施設の適正な維持管理

- ・ 茨城県南水道企業団と連携しながら、水道施設の適正な維持管理に配慮するとともに、計画的に更新し、水道水の安定供給に努めます。
- ・ 老朽配水管から耐震性の高い配水管への移行を行い、耐震化率の向上を図ります。

施策1-4-2 下水道の整備と管理運営

町下水道事業経営戦略や町下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道事業に対する継続的な財源確保や効率化を図りながら、計画的かつ安定的な下水道事業の運営に努めます。

主な取組① 公共下水道施設の整備及び維持管理

- ・ 町下水道事業経営戦略や町下水道ストックマネジメント計画などに基づき下水道の計画的な改修や見直し方針を定めます。
- ・ 老朽化する下水道施設を効率的に維持管理するため、官民連携（PPP／PFI）手法*の導入を検討し、持続可能な下水道事業運営に取り組みます。
- ・ 下水道供用開始区域内の未接続世帯に対して継続的に啓発活動を行い、水洗化率の向上を図ります。
- ・ 下水道施設の点検及び管渠の清掃などにより、適正な污水处理を行い、衛生的な環境の保持に努めます。
- ・ 地震などの自然災害における被害リスクを低減させるため、耐震性のある管渠に更新します。

主な取組② 雨水対策の推進

- ・ 内水ハザードマップの作成により雨水対策の推進を図ります。
- ・ 老朽化した雨水排水路の計画的な改修を行います。

主な取組③ 公営企業会計に基づく下水道事業の推進

- 地方公営企業法に基づき、「投資」と「財政」の両面から経営基盤の強化を図り、経営の健全性を確保します。

主な取組④ 高度処理型浄化槽の設置・転換の促進

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽の設置・転換を促進します。
- 浄化槽設置者に対しては、適正な維持管理を促すために、広報等により浄化槽の定期清掃・保守点検実施の徹底を図ります。

5 地域の安全・安心の強化

めざす姿

災害に対する様々な対策を講じるとともに、犯罪・交通事故などの未然防止に努め、町民が安心して暮らせるまちを目指します。



1



3



11



16



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
防災訓練参加地区数	31 地区	36 地区
刑法犯認知件数	82 件	50 件

役割

町民に期待する役割

- 災害のリスクを認識し、自助・共助の考え方に基づき災害への備えを行う。
- 防犯と交通安全に関する知識を学び、安全なまちづくりの活動に協力する。

行政の役割

- ハード・ソフト両面から町民の生命、身体及び財産を守る体制を構築する。
- 警察など関係機関と連携して交通事故や犯罪のないまちづくりを進める。

現状と課題

自然災害や火災、身近な犯罪、交通事故など様々な危機事象に対し、町民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心して快適に暮らせる環境を整えることは、行政の基本的な責務です。

本町では、防災対策として町地域防災計画や町国土強靱化地域計画などの計画に基づき、各種防災資機材の充実を図りながら、防災訓練の実施など、総合的な防災体制の充実を図っています。また、常備消防である稲敷地方広域市町村圏事務組合利根消防署と連携を図りながら、非常備消防である消防団・自主防災組織により、火災を含む防災体制の強化に取り組んでいます。

防犯対策・交通安全対策については、取手警察署の協力のもと、町防犯連絡員協議会との連携による防犯パトロールの実施や防犯連絡員への情報提供、町交通指導隊との連携による交通安全啓発活動（交通安全キャンペーン・立哨・交通安全教室）を実施しています。

人口減少・高齢化の進展などにより、防災や防犯など安全を確保する地域のなり手不足が課題となっており、自助・共助の仕組みづくりの充実を図りながら、誰一人取り残さない対策の重要性が増しています。

■ 施策の内容

施策1-5-1 防災体制の強化

町地域防災計画、町国土強靱化地域計画等に基づき、今後も地域の安全な暮らしを守るため、町民・事業者・行政が協力し合う防災体制の強化を図ります。

主な取組① 総合的な防災体制の強化

- 戦略** • 国の防災方針、県地域防災計画との整合性を図るとともに、町地域防災計画に基づき、災害時における必要な資機材及び食料等の備蓄・確保を計画的に行います。
- 戦略** • 町国土強靱化地域計画に基づき、緊急輸送路や避難路などの道路の改修整備、建築物の耐震診断・耐震改修など事前防災・減災に資する事業に取り組みます。
- 災害時に必要となる物資や人的な支援等の対応に向けて、県や近隣自治体及び関係機関との連携を図るとともに、目的に応じた災害時応援協定の締結を推進します。
- 平時に行政アプリなどの防災情報取得方法について周知を図るとともに、防災行政無線の補完手段の検討を行い、災害時に的確かつ迅速に情報伝達ができるよう対処します。

主な取組② 危機管理の強化

- 災害などの危機事象に対する危機対応能力の向上を図るとともに、訓練等を踏まえた計画・マニュアルの継続的な見直しなどを進めます。
- 町業務継続計画の実効性を高めるため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等について、業務を担当する対策部ごとの組織機能を強化します。
- 戦略** • 避難所の整備や避難場所の標識の整備・維持管理を行うとともに、備蓄物資や必要な資機材等の整備を進めます。

主な取組③ 地域における防災体制の強化

- 戦略** • 自主防災組織の活動への支援をはじめ、地域・事業所等での防災士の養成など、地域における防災力の向上を推進するとともに、地域の関係団体間のネットワークづくりを強化します。
- 戦略** • 災害に備えるため、町と自主防災組織との連携による防災訓練を実施し、町民に対して防災への理解と意識の高揚を促進します。
- 防災行動計画（マイタイムライン）の活用による防災体制の整備に取り組みます。
- 戦略** • 災害弱者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者システムの適切な維持管理など、地域と連携して災害弱者が円滑に避難できる体制の整備に取り組みます。

主な取組④ 消防体制の強化と充実

- ・ 稲敷広域消防本部と消防団，関係機関との連携を図りながら，本町に必要な常備消防力の強化を推進します。
- ・ 消防活動に対応するため，団員の確保・充実を図るとともに，消防施設の充実を図ります。
- ・ 既存の消防水利の維持管理に努めるとともに，消防法に基づき，防火水槽，消火栓等の計画的な消防施設整備を推進します。

施策1-5-2 防犯の充実

自主的な防犯活動の促進や防犯灯・防犯カメラの設置・改修の推進，多様化・複雑化する消費者問題に対応した消費生活相談の充実などに取り組み，安心して暮らせるまちを目指します。

主な取組① 防犯活動の展開

戦略

- ・ 町，警察，防犯連絡員などの連携強化を図りながら，町民や地域の防犯意識の向上に向けた啓発活動を引き続き実施し，安全な地域づくりに取り組みます。
- ・ 夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図るため，適切な維持管理を計画的に進めます。
- ・ 防犯カメラについては，地域で必要とされる箇所への設置を促進するとともに，適切な維持管理を計画的に進めます。

主な取組② 消費生活相談の充実

- ・ 消費生活に関する最新の事例の周知や対策に関する知識の普及啓発等の実施により，消費者トラブルの未然防止を図ります。
- ・ 消費生活相談窓口と関係機関との連携体制を強化し，オンラインによる相談も可能な相談体制の充実と，被害が発生した場合の迅速かつ適切な対応を促進します。

施策1-5-3 交通安全の充実

交通安全教育を推進し町民の意識の高揚を図るとともに、交通安全組織の育成・活動支援に努めるほか、危険箇所重点を置いた交通安全施設の整備を進めます。

主な取組① 交通安全意識の啓発

- 町交通指導隊や交通安全母の会利根支部などと協力し、交通安全教室等の開催、街頭立哨など、警察署・交番所と連携しながら交通安全への意識啓発に取り組みます。
- 実技（歩行・自転車）を取り入れた幼児・児童向けの交通安全教室等の開催や高齢者に対する運転免許証自主返納促進など、高齢者や子どもへの交通安全対策を進めます。

主な取組② 危険箇所の把握と交通安全施設の整備

- 交差点や急な曲がり角等、事故の起こる可能性が高い箇所には、地域住民等の要望を踏まえ、関連部局と連携し、交通安全施設の設置を推進します。



防災訓練



災害対策本部会議

基本方針 2

いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

— 保健・医療・福祉等 —



基本施策	施策	主な取組
1 健康づくりの 推進	1 健康づくりの強化	① 健康づくりの機会の提供 ② 食育の推進 ③ こころの健康づくりの推進
	2 保健予防の充実	① 生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の推進 ② 各種健診の推進 ③ がん検診対策の充実 ④ 感染症対策・熱中症対策の充実
	3 医療体制の充実	① 地域医療体制の充実 ② 救急医療体制の充実
2 支え合う福祉の 推進	1 地域福祉の充実	① 地域福祉を育む交流の環境づくり ② 助け合いの仕組みづくり ③ 地域福祉の担い手づくり ④ 必要な支援を届ける仕組みの構築
	2 高齢者福祉の充実	① 高齢者の暮らしやすい仕組みづくりと地域づくり ② 健康づくり・生きがいつくりの推進 ③ 介護予防・認知症対策の推進 ④ 医療・介護が連携した在宅生活支援
	3 障がい者福祉の充実	① 総合的な障がい者福祉の支援体制 ② 障がい者の日常生活支援 ③ 障がいの状態に応じた多様な支援の展開 ④ 障がい者が暮らしやすい社会環境づくり
3 みんなを支える 社会保障制度 (医療・介護・年金) の充実	1 国民健康保険制度の適正な運営	① 国民健康保険制度の適正かつ健全な運営 ② 国民健康保険税収納率の向上及び医療費の適正化
	2 医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営	① 医療福祉費支給制度（マル福）の周知と制度の安定的な運用
	3 後期高齢者医療保険制度の適正な運営	① 後期高齢者医療保険制度の周知と制度の安定的な運用
	4 介護保険制度の適正な運営	① 介護保険サービスの基盤整備 ② 介護保険制度の周知と制度運営の最適化
	5 国民年金制度の円滑な運営	① 国民年金の理解促進 ② 年金相談体制の充実

町民一人ひとりが健康に関して興味を持ち、家庭や地域の人とともに健康づくりに取り組みながら、安心して健康に過ごせるまちを目指します。



1



3



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
町健康増進等複合施設 トレーニングルーム 及びスタジオ（軽運動室）利用者数の合計	—	8,300 人
国民健康保険特定健康診査受診率	40.5%	60.0%

役割

町民に期待する役割

- 望ましい生活習慣となるために、家族ぐるみで健康づくりに取り組む。
- 地域全体の健康度を高めるため、地域の人と交流しながら健康づくりに取り組む。

行政の役割

- 町民が無理なく自然に健康な行動をとれる環境づくりを行う。
- いつでも医療を受けられるよう関係機関との連携による体制を整える。

現状と課題

国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現させるため、健康寿命延伸及び健康格差縮小の実現が目指されています。本町では、健康づくりの啓発や各種健診やがん検診の受診率向上等に向けて取り組んでおり、また、高齢化率が 45.23%（2024 年（令和 6 年）4 月 1 日現在 住民基本台帳）と県内でも上位となっていることから、健康寿命を延ばす施策や事業をより推進していくため、旧文小学校を活用した町健康増進等複合施設を 2025 年度（令和 7 年度）より開設します。

今後は当該施設の活用を含め、町民一人ひとりが主体的に、また、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう環境を整え、各種健診やがん検診の受診率や生活習慣病の予防対策に取り組む人の増加を目指すとともに、全ての町民が自分自身で食事や運動、睡眠・休養などの日々の生活習慣を改善するように促していくことが重要です。また、町民の健康や命を守るために、感染症・熱中症対策、関係機関との連携による医師の確保、自宅等でも医療を受けることができる体制を整えていく必要があります。

■ 施策の内容

施策2-1-1 健康づくりの強化

町民一人ひとりが心身の健康の大切さを認識し、若い頃から積極的に健康づくりに取り組んでいけるよう支援します。

主な取組① 健康づくりの機会の提供

- 「健康づくりとね 21」に基づいた健康づくりを官民協働で進めます。
- 戦略 • 各種団体及び大学と連携した健康教室等の開催により、町民の健康習慣づくりを支えます。
- 健康づくりのための情報を様々な手段で提供し、正しい知識の普及に努めます。
- 町民の健康づくりを支える保健福祉センターと町健康増進等複合施設の適正な維持管理に努めます。
- 戦略 • 町健康増進等複合施設のトレーニングルーム、スタジオ（軽運動室）を積極的に利用してもらえよう取り組みます。

主な取組② 食育の推進

- 食を通じた健康づくりを推進する食生活改善推進員を養成し、食を通じた健康づくり活動を継続して支えます。
- 食育を通じて、町民の心身の健康増進と豊かな人間形成を支えます。

主な取組③ こころの健康づくりの推進

- 精神保健に関する相談やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発により、こころの健康保持増進に努めます。
- 悩みを抱える人に寄り添い、生きることを支えるゲートキーパーの養成・研修を行うことで、町民のこころの健康づくりをサポートします。

施策2-1-2 保健予防の充実

町民の健康寿命の延伸を目指すため、生活習慣病の対策等に取り組むとともに、感染症・熱中症の対策の充実に努めます。

主な取組① 生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の推進

戦略

- 健康相談を行いながら、健康に関する知識の普及啓発に努めることにより、生活習慣病の発症予防に取り組みます。
- 生活習慣病の重症化を防ぐため、対象者への受診勧奨やかかりつけ医との連携による保健指導の充実に努めます。

主な取組② 各種健診の推進

- 町国民健康保険データヘルス計画・町特定健康診査等実施計画に基づき、各種健診を推進します。
- 町民一人ひとりの健康なからだづくりを進める環境づくりに向けて、被保険者の人間ドックまたは脳ドックの助成など、身体の不調や病気を早期に発見する機会の拡充に努めます。

主な取組③ がん検診対策の充実

戦略

- 受診しやすいがん検診の環境づくりを行うことで、がんの早期発見・早期治療につなげます。
- がん検診の重要性を伝える情報や、がん治療を受けても安心して社会生活を送るための情報の周知に努めます。

主な取組④ 感染症対策・熱中症対策の充実

- 感染症の発症予防、まん延防止のため、予防接種を実施するとともに、接種率向上に向けた取組を進めます。
- 感染症予防に関する情報提供と正しい知識の普及に努めるとともに、新たな感染症発生時に備えた環境整備を行います。
- 熱中症による重大な健康被害を未然に防ぐため、熱中症予防に対する普及啓発や、暑さを避けて休憩をとれる施設として指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置します。

施策2-1-3 医療体制の充実

町民が安心して健やかに暮らせるよう、関係機関との連携による医療体制の充実を図ります。

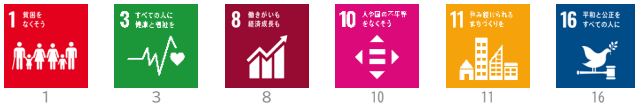
主な取組① 地域医療体制の充実

- 戦略 • 筑波大学と協力・連携し、国保診療所への安定的な医師の確保に努めます。
- 戦略 • 自宅等で療養する方を支援するため、訪問診療を行います。
- 生活困窮者が必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう取り組みます。
- 献血、骨髄ドナー登録に協力していただけるよう、啓発活動や情報発信等を行います。

主な取組② 救急医療体制の充実

- 戦略 • 地域の医療機関とのネットワーク及び救急医療体制の構築により、安心して医療を受けられるよう努めます。

地域全体の支え合いのもと、保健・医療・福祉の各分野が連携しながら、誰もが不安なく暮らせるまちづくりを目指します。



指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
ボランティア登録者数（健康・福祉関連）	133 人	100 人
要支援・要介護認定者数	994 人	1,243 人

役割

町民に期待する役割

- 自助・共助・公助の考え方を理解し地域福祉を実践する。
- 障がい者や高齢者に対する理解を深め、地域で見守る取組に協力する。

行政の役割

- 自助・共助・公助の考え方の普及に努め、地域の福祉ネットワークの構築を図る。
- 障がい者や高齢者が地域で暮らし続けられるよう必要な相談・支援を行う。

現状と課題

本町における 65 歳以上の高齢者人口は 6,907 人、高齢化率は 45.23%（2024 年（令和 6 年）4 月 1 日現在 住民基本台帳）となっています。高齢者人口の増加率は年々縮小し、高齢者人口が維持から微減へと転じる時期に差し掛かってきており、高齢者の年齢構成も、2022 年（令和 4 年）から後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回る状況となっています。

また、本町における障がい者数は概ね横ばいで推移する中、総人口に占める割合は増加傾向となるほか、年齢構成では、障がい種別等級にかかわらず 65 歳以上が 6 割以上を占める状況です。

本町では、福祉や障がいに関する各種計画に基づき、各種福祉施策を推進してきました。高齢者福祉については、人口構成の変化に伴い、年齢階級別介護認定者出現率や生活リスク該当割合が後期高齢者世代に多くなってきている中、できるだけ早期からの介護予防の取組が重要です。障がい福祉についても、障がい者への福祉施策の拡充（通称「にも包括」）に伴い、精神障がい者も地域の一員として暮らせるよう、総合的に施策を展開していく必要があります。

施策2-2-1 地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で豊かな生活を送ることができるよう、互いに助け合い、ともに支え合う地域福祉を形成します。

主な取組① 地域福祉を育む交流の環境づくり

- 戦略 • 町地域福祉計画に基づき、各種福祉サービスの提供など計画の推進を図りながら定期的に計画の見直しを行い、自助・共助・公助の考えを基本とした地域ぐるみの取組に努め、福祉の充実に努めます。
- 戦略 • 行政区や自治会の活動や各分野における地域活動への取組を通じて交流を促進するとともに、町健康増進等複合施設を活用するなど、地域の福祉ネットワークづくりにつなげます。

主な取組② 助け合いの仕組みづくり

- ボランティアや民間事業者等の協力を得ながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの見守りと安否確認活動を推進します。

主な取組③ 地域福祉の担い手づくり

- 地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、学校教育や生涯学習を通じて福祉意識を育てます。
- 関係機関と連携し、地域福祉活動の担い手の育成に向け、福祉やボランティアに関する啓発と活動支援を行います。

主な取組④ 必要な支援を届ける仕組みの構築

- 各種媒体を活用しながら、福祉に関する情報提供の充実に努めるとともに、相談内容の多様化・複合化に対応した専門的な相談窓口・支援体制の整備を図ります。
- 全庁の連携体制のもと、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。
- 町社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等との連携を強化し、民生委員児童委員が担う役割を明確にし、地域福祉を推進します。

施策2-2-2 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを構築します。

主な取組① 高齢者の暮らしやすい仕組みづくりと地域づくり

- 戦略** ・地域の医療・介護の関係者が連携し、包括的・継続的に在宅医療と介護を一体的に提供するための地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。
- 戦略** ・高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続するため、外出支援や買い物支援など誰もが安心して外出できる環境づくりを進めます。

主な取組② 健康づくり・生きがいづくりの推進

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、高齢者健診により生活習慣病の早期発見に努めるとともに、個別健診の勧奨をはじめ、健康に対する自己管理意識の啓発に努めます。
- ・年齢等で加入する健康保険が変更になった場合でも、健康状態に合わせた個別的な保健指導等が継続して受けられるよう、国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者健康診査の健診結果を連携させ、切れ目のない支援体制の確保に努めます。
- 戦略** ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、高齢者のフレイル予防*に向けて、保健事業と医療の連携を図りながら、疾病の重症化予防（ハイリスクアプローチ）と通いの場への関与（ポピュレーションアプローチ）を進めます。
- ・高齢者の知識・経験を生かしたボランティア活動の場や活動の機会の提供、就労活動及び社会貢献活動・交流機会の充実などに取り組みます。

主な取組③ 介護予防・認知症対策の推進

- 戦略** ・高齢者の介護予防を促進するため、生活機能の維持・向上を目的とした訪問型サービスや通所型サービス（デイサービス・元気アップ事業）などに取り組みます。
- 戦略** ・介護が必要な状態になるリスクのある方や生活機能の低下がある方の早期把握に努めるとともに、生活機能の改善のプログラム実施や体操教室などを通じて、重症化防止を進めます。
- 戦略** ・「もの忘れ予防講座」などの認知機能低下予防事業やもの忘れ相談などの各種相談事業を通じて、認知症の正しい知識の普及啓発や認知症予防等の取組を進めます。
- 戦略** ・各種介護予防教室や相談等を通し、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行い、高齢者の生きがいや自己実現のための活動的な取組を支援していきます。
- 戦略** ・住民主体の介護予防活動を推進し、地域活動への積極的な参加やボランティアの育成等を支援していきます。
- 戦略** ・認知症地域推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置、徘徊位置探索機貸与をはじめとした介護家族等の支援等を通じて、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

主な取組④ 医療・介護が連携した在宅生活支援

- 本町と取手市・守谷市の3市町と取手市医師会との協働により、医療と介護の一層の連携と各事業の質の向上に努めます。
- 本町の高齢者の生活支援等を推進するためのネットワーク（協議会）や生活支援コーディネーターを通じて、介護保険外の生活支援サービスの充実を図ります。
- 緊急通報システムや社会福祉協議会と連携した配食サービスなどの見守り体制の整備により、ひとり暮らし高齢者の孤立化を防ぎ、安心して生活できる環境を整備します。
- 安心して在宅療養生活が送れるよう、要援護者に対して、必要な医療や介護サービスを利用できる環境整備やいざというときにも安心できる体制を充実させます。
- 高齢者を支える家族（ケアラー・ヤングケアラー等）に対して、安心して相談できる窓口の周知と相談体制の充実を図り、支援に関わる多様な関係機関の連携体制の構築を行います。

施策2-2-3 障がい者福祉の充実

障がいのある方ができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、きめ細かで効率的な障がい福祉サービスを提供します。

主な取組① 総合的な障がい者福祉の支援体制

- 町障がい者プランに基づき、障がいのある方ができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、きめ細かで効率的な障がい福祉サービスを提供します。
- 町自立支援協議会や取手・竜ヶ崎障害福祉圏を構成する市町と連携しながら、総合的な障がい者福祉の推進体制づくりを構築します。

主な取組② 障がい者の日常生活支援

戦略

- 障がい者の困りごとや問題などの相談に応じ、問題の解消に努めることで、生活の支援をします。
- 多様化するニーズに対応し、必要とする人がサービスを十分に利用できるよう、各種福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい者の暮らしを支える土台である年金制度や各種手当などの各種制度について周知に努めます。
- 障がい者福祉の一層の推進を図るため、障がい者団体、福祉関連団体の活動を支援するとともに、町との協働関係づくりを進めます。

主な取組③ 障がいの状態に応じた多様な支援の展開

- 障がいの早期発見と乳幼児から適切な療育，一人ひとりの成長段階に応じて障がい福祉サービスの支援を切れ目なく行います。
- 戦略 • 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るとともに，心の健康づくりや心の問題に関する支援・相談の体制の充実を図ります。
- 難病患者やその家族に対して，障がい福祉サービス等の周知や利用促進，各種医療情報の提供など支援体制の充実を図ります。

主な取組④ 障がい者が暮らしやすい社会環境づくり

- 障がいについて理解を深める啓発や福祉教育を推進し，地域における支援の仕組みづくりやボランティア活動の促進を図ります。
- 地域社会の一員として自立した生活が送れるよう，障がい者の雇用と就労支援も含め，地域全体で障がい者を支える体制づくりを進めます。
- 障がい者の情報アクセシビリティの向上に向けて，情報提供や意思疎通支援の充実，情報環境のバリアフリー化などに取り組みます。



買い物支援

みんなを支える社会保険制度 (医療・介護・年金)の充実

めざす姿

社会保険制度の適正な運営により,町民の安心や生活の安定を支えるセーフティネット(安全網)の持続性向上を目指します。



1



3



10

指標

指標名	現況値 2023 年度(令和5 年度)		目標値 2030 年度(令和12 年度)	
	国保	後期	国保	後期
社会保険制度収納率(国保・後期)	95.3%	99.7%	96.5%	99.7%
後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用率(国保・後期)	86.9%	85.0%	90.0%	90.0%

役割

町民に期待する役割

- 各種社会保険制度に関する理解を深め,保険税や保険料の自主納付を行う。
- 健康管理や疾病予防を積極的に行い,必要に応じ支援制度を適切に利用する。

行政の役割

- 各種社会保険制度の周知を図り,円滑な運営に努める。
- 関係機関と連携を図りながら,相談・支援などができる体制を整える。

現状と課題

社会保険制度は,日々の生活を営む中でのリスクに備える相互扶助の仕組みとして重要な役割を担っています。近年,人口構造の変化や社会経済情勢の変化に伴い,その担うべき範囲は拡大傾向にあり,その結果,給付と負担のバランスに不均衡が生じるなど,制度自体の持続可能性が危惧される状況にあります。

今後も町民が将来にわたり安心して暮らしていけるよう,国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度の安定的な運営に取り組むとともに,町独自の支援策を拡充した医療福祉費支給制度(マル福)の運用などを継続して行う必要があります。また,後期高齢者の増加などに対応して,安定した介護保険制度の運営,高齢者が安心してサービスを受けられる環境整備,介護サービスの量と質の均衡がとれた供給体制の整備なども求められています。さらに,国民年金制度についても,世代と世代の支え合いであるという制度の趣旨の普及と徹底を図りながら,町民の国民年金への加入促進,納付意識の向上を図っていく必要があります。

施策2-3-1 国民健康保険制度の適正な運営

医療費の適正化や抑制化，保険税収納率の向上などに取り組み，国民健康保険制度の適正かつ健全な運営に努めます。

主な取組① 国民健康保険制度の適正かつ健全な運営

- マイナンバーカードの健康保険証利用に対応しながら，受診履歴の活用や医療事務の効率化に努めます。
- 保険税に対する理解を得るため，各種媒体を用いた情報発信に努めるとともに，相談体制の充実に取り組みます。

主な取組② 国民健康保険税収納率の向上及び医療費の適正化

- 社会保険制度の安定と費用負担の公平性の観点から，保険税の催告等による滞納対策を強化し，収納率向上に取り組みます。
- レセプト点検やジェネリック医薬品の推奨等に取り組み，医療費の適正化に努めます。

施策2-3-2 医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営

町独自の支援策を拡充した医療福祉費支給制度（マル福）の継続的な運営に努め，子育てしやすく安心して医療を受けられる環境づくりを推進します。

主な取組① 医療福祉費支給制度（マル福）の周知と制度的な運用

- 県制度に上乗せ拡充した医療福祉費支給制度（対象年齢の拡大や所得制限・自己負担金の撤廃等）については，町独自の福祉政策として引き続き実施を継続し，安心して医療を受けられる環境づくりを推進します。
- 各医療機関の協力を得ながら医療福祉費制度の情報提供や相談の場を増やすとともに，引き続き広報紙や町公式ホームページ等により制度の周知・啓発に取り組みます。
- 町独自に拡充している支援策の広報等の周知を通じて，子育てしやすく安心して医療を受けられる町としての認知度を高めます。
- 県の医療福祉費助成制度との連携・調整を図りながら，引き続き医療福祉費支給制度（マル福）の円滑な運営に努めます。

施策2-3-3 後期高齢者医療保険制度の適正な運営

茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料収納率の向上や医療費の適正化などに取り組む、制度の安定的な運営に努めます。

主な取組① 後期高齢者医療保険制度の周知と制度の安定的な運用

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用に対応しながら、受診履歴の活用や医療事務の効率化に努めます。
- ・ 社会保障制度に対する町民の理解が得られるよう、制度の周知と円滑な運営に努めます。
- ・ 社会保険制度の安定と費用負担の公平性の観点から、保険料の収納率向上に努めます。
- ・ ジェネリック医薬品の推奨等に取り組み、医療費の適正化に努めます。

施策2-3-4 介護保険制度の適正な運営

効率的で円滑な介護保険事業の実施に取り組むとともに、制度の適正な運営のため、介護保険料の設定・確保に努めます。

主な取組① 介護保険サービスの基盤整備

- ・ 介護保険法に基づき、適正な介護サービス提供に努めるとともに、安定的で円滑な事業の実施に取り組めます。
- ・ 介護保険に係る各種申請等手続の電子化など、介護保険に伴う事務や各種制度運用におけるデジタル化を推進します。

主な取組② 介護保険制度の周知と制度運営の最適化

- ・ 介護給付費の推移を勘案し、それに応じた保険料の設定を行うとともに、介護認定及び給付の適正化を図ります。
- ・ 介護保険制度のパンフレットなどにより、住民への周知・制度の普及に努め、制度への理解を促進します。

施策2-3-5 国民年金制度の円滑な運営

日本年金機構との連携により、年金制度の周知・啓発や相談業務の充実を図り、住民の年金受給権確保に努めます。

主な取組① 国民年金の理解促進

- パンフレット等を利用して、国民年金制度とその実情について周知を図ります。

主な取組② 年金相談体制の充実

- 日本年金機構と連携し、窓口での相談業務の充実を図るとともに、適切な事務処理に努めます。

基本方針 3

誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

— 子育て・教育・生涯学習等 —



基本施策	施策	主な取組
1 子育て環境の 充実	1 母子保健の充実	① 妊産婦・乳幼児の健診及び相談支援の充実 ② 妊娠・出産・乳幼児期の子育てにおける支援体制の充実
	2 子育てを支える環境づくり	① 子育て支援サービスの充実 ② 子と保護者の居場所づくり ③ 幼児教育・保育の質の確保及び向上
	3 子育て家庭への支援充実	① 子育て家庭への生活支援 ② 子育て家庭を守る体制の強化
2 特色ある 学校教育の推進	1 豊かな教育環境づくり	① 学校施設の計画的な修繕・改修の推進 ② 学校給食による健康づくりの推進
	2 義務教育の充実	① 確かな学力を育む教育の推進 ② 豊かな心を育む教育の推進 ③ 健やかな体を育む教育の推進 ④ 配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実 ⑤ 学校の安全対策と安全教育の充実 ⑥ 教職員の資質向上 ⑦ 幼保小連携・小中一貫教育の推進
	3 学校と地域の連携強化	① 地域における子どもを育む環境の整備 ② 地域における子どもたちの安全確保
3 誰もが学ぶこと のできる 生涯学習の推進	1 学びの機会と場の充実	① 多様な学びの機会の提供 ② 効果的な情報発信・提供の推進 ③ 学習施設の適正管理及び利用促進
	2 子どもたちの育ちを豊かにする学びの機会の充実	① 子どもの体験活動の充実 ② 子どもの読書活動の推進 ③ 家庭教育の充実 ④ 青少年の健全育成
4 地域づくりを支える文化芸術・生涯スポーツの推進	1 文化芸術の振興	① 文化芸術活動の推進 ② 文化財等の適正な保存・継承 ③ 歴史文化に触れる機会の充実
	2 生涯スポーツの推進	① スポーツの機会の提供 ② スポーツ施設の適正管理 ③ スポーツ活動の支援と人材育成 ④ スポーツ技術・競技力の向上

切れ目ない支援により，安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。



1



3



16



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
保育所等待機児童数・ 放課後児童クラブ待機児童数の合計	0 人	0 人
とね子育て支援センター利用者延べ人数	937 人	1,162 人

役割

町民に期待する役割

- 子や保護者の健康や子育てに関する情報を積極的に取り入れる。
- 交流や相談，生活に関すること等，必要となる支援を選択する。

行政の役割

- 子と保護者が，体も心も健康に生活できるよう支援サービスを充実させる。
- 各種支援サービスとサービスを必要とする人がつながるよう取り組む。

現状と課題

少子化・人口減少は，労働・経済活動や租税・社会保障など，あらゆる分野において担い手が減少するため，社会全体の活力低下が強く懸念される深刻な問題として捉えられています。本町においても 2024 年（令和 6 年）4 月には年少人口（0～14 歳）が 1,000 人を下回り，年間の出生数でみると近年では 30 人台と子どもの数の減少が顕著となっています。

このような中，本町では健診及び相談の実施や保育サービスの充実等，子育て環境の充実に努めてきたところですが，子育てに関する相談件数については年々増加傾向にあり，また，物価高騰の影響やひとり親家庭の増加等により，経済的に困難を抱える家庭が増加していることが問題となっています。

本町に住む人が，家庭や子育てに夢を持ち，かつ，次代の社会を担う子どもを安心して産み，育てることができるよう，子どもを産み育てやすい環境づくりを進めていくとともに，子どもの健やかな成長を支えていくための支援を充実させていくことが重要です。

■ 施策の内容

施策3-1-1 母子保健の充実

妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を行う「こども家庭センター」の適切な運営に努め、子と保護者がともに健康な生活が送れるよう取り組みます。

主な取組① 妊産婦・乳幼児の健診及び相談支援の充実

戦略

- ・ 妊産婦や乳幼児の疾病の早期発見や、心身の健康を維持するため、各種健診・発達相談・育児相談などの充実に努めます。
- ・ 妊娠・出産、乳幼児の子育てに関する情報の発信や、知識の普及・啓発を進めます。

主な取組② 妊娠・出産・乳幼児期の子育てにおける支援体制の充実

戦略

- ・ 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぎ、妊婦等包括相談支援及び妊婦のための支援給付金の支給といった経済的支援を一体的に実施します。
- ・ 未熟児等にかかる医療費の助成や、産後ケア等、関係機関との連携による支援を行います。

施策3-1-2 子育てを支える環境づくり

子どもの健やかな成長を支える各種サービスや子や保護者が交流を行う場などを提供するとともに、幼児教育・保育の質の確保及び向上に取り組みます。

主な取組① 子育て支援サービスの充実

- ・ 町民のニーズや社会情勢等に応じた、子育て家庭における支援の充実に図ります。
- ・ 子育て世代が本町のサービスを十分利用できるよう、「とねまち子育て支援ガイドブック」を充実させ、情報の更新と周知を図ります。

主な取組② 子と保護者の居場所づくり

- ・ 未就園児とその保護者を対象とした、情報交換や交流、体験の場となるよう、とね子育て支援センターの運営を行えるよう支援します。
- ・ 児童と保護者が安心して日常生活を送れるよう、町健康増進等複合施設の活用なども含めた放課後における児童の安全な居場所づくりに努めます。

主な取組③ 幼児教育・保育の質の確保及び向上

戦略

- ・ 乳幼児の保護者や保育所等施設で働く人が安心して働けるよう、ニーズに応じた保育所等施設の運営を行えるよう支援します。

施策3-1-3 子育て家庭への支援充実

誰もが安心して、子どもを産み育てられるよう、子育て家庭の生活支援に取り組めます。

主な取組① 子育て家庭への生活支援

- 戦略** • 子育てを応援するため、妊娠祝い品の支給や給食費無償化など経済的な負担の軽減に努めます。
- 戦略** • ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るための相談支援を行います。

主な取組② 子育て家庭を守る体制の強化

- 戦略** • 関係機関との連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や、一時的に養育が困難となった家庭への支援に努めます。

特色ある学校教育の推進

めざす姿

子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を培うため、充実した教育環境の中で安心して成長できるまちを目指します。



指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
授業がわかりやすいと思う児童・生徒の割合	小学生 75.5% 中学生 63.4%	小学生 78.0% 中学生 70.0%
コミュニティ・スクール*として 地域と連携した活動件数	4 件（令和 6）	8 件

役割

町民に期待する役割

- 安定的な学校生活や日常生活を送れるよう、保護者と学校で連携する。
- 保護者や地域の人たちが積極的に学校運営に関わり支援する。

行政の役割

- 子どもたちが必要な力を養うための魅力的な教育環境を整える。
- 誰もが十分に教育を受けられる環境づくりに取り組む。

現状と課題

国においては、2040 年（令和 22 年）以降の社会を見据えた教育施策の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」を掲げており、グローバル化への対応や、共生社会の実現、地域や家庭とともに学び支え合う社会の実現などが目指されています。

本町においては、より良い教育環境を提供するために、小学校の統合や英語教育の推進などを進め、2025 年度（令和 7 年度）には、配慮が必要な子への対応や教職員の資質向上等を目的とした旧文間小学校を活用した町総合教育センターを開設します。

今後も、「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」などといった次代を生き抜くための資質・能力を備えた人材となれるよう、町の規模を生かしながら、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図っていくことが重要です。また、子どもたちが安心して学ぶことができるよう、学校施設等の適正な運営・管理や、学校生活における安全対策・安全教育に取り組むとともに、地域等との連携により社会全体で子どもたちの学びや安全を守っていく必要があります。

■ 施策の内容

施策3-2-1 豊かな教育環境づくり

児童・生徒が健康で快適に学校生活を送ることができるよう、学校施設等の適切な運営・管理に取り組みます。

主な取組① 学校施設の計画的な修繕・改修の推進

- 町学校施設長寿命化計画に基づき、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設の機能・性能を確保します。

主な取組② 学校給食による健康づくりの推進

- 地元食材を取り入れた給食など、安全でバランスよく栄養摂取ができる給食を提供できるよう努めます。
- 学校給食施設・設備等の適正な管理により、安全安心な学校給食を提供できるよう努めます。

施策3-2-2 義務教育の充実

子どもたちが社会や人生をより豊かなものにしていくための教育環境を整えます。

主な取組① 確かな学力を育む教育の推進

- 新しく就学する児童・生徒が、円滑に入学できるよう必要な支援を行います。
- 戦略** 児童・生徒一人ひとりの学習意欲や学力の向上を目指し、非常勤講師や特別支援教育支援員の配置、町標準学力状況調査テストの実施等に取り組みます。
- 戦略** 子どもたちが、楽しみながらコミュニケーション能力や国際感覚を育めるよう、英語学習の充実を図ります。
- 課題設定・解決能力や論理的思考力、創造力を育む教育プログラムに取り組みます。
- 子どもたちの学びをより充実させるICT*環境については、授業で支障なく活用できるように整備・運用します。

主な取組② 豊かな心を育む教育の推進

- 安定的・計画的な教材整備等により、児童・生徒が豊かな人間関係形成のための教育活動を得られるよう取り組みます。
 - 児童・生徒が多様な体験をし、見聞を広め、自ら学び、考える力を育むための社会科見学を行えるよう支援します。
 - 全ての子どもが自主的に読書活動を行い、人生を豊かにより深く生きる力を身に付けていけるよう、学校図書館においては、教育活動に必要な資料の充実に努めるとともに、司書教諭、学校司書による児童・生徒への支援等により、学校図書館の利用促進に努めます。
- 戦略**
- 町図書館との連携を密にして、学校図書館の読書環境の充実と読書活動の推進に取り組みます。
 - 戦争のない社会を実現させるために、平和に関する教育を継続して実施し、次世代へ恒久平和の重要性を深めるよう努めます。
 - 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、児童・生徒の実態に即した指針となる計画を策定し、教育活動を通じて、互いの人権を尊重し明るい社会を築いていこうとする力を育みます。
 - 児童・生徒及び保護者が抱える諸問題の改善や早期解決を目的に、専門的教育相談員及び特別支援教育相談員並びにスクールソーシャルワーカーによる適切な指導・助言等を行います。
 - 子どもたちが学校生活の中で、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整えます。

主な取組③ 健やかな体を育む教育の推進

- 戦略**
- 体力テストを実施し、専門の講師による授業を行うなど、体力テストの結果に応じた児童・生徒の体力づくりに取り組みます。
 - 児童・生徒の健康管理をサポートするため、健康診断を実施し、結果に応じて疾病の予防を行うなど適切な事後措置を行います。

主な取組④ 配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が学校生活や学習上の困難を改善または克服できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援を行います。
- 戦略**
- 不登校児童・生徒の居場所となる適応指導教室や、児童・生徒や保護者の相談支援等を行う町総合教育センターの管理運営に取り組みます。
 - 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
 - 必要に応じ、日本語を母国語としない児童・生徒をサポートするための人員を配置します。
 - 障がいのある児童・生徒や、経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、円滑に教育を受けられるよう努めます。

主な取組⑤ 学校の安全対策と安全教育の充実

- 安全で楽しい学校生活を送れるよう、学校施設の安全対策を講じるとともに、児童・生徒への安全教育の充実に取り組みます。
- 子どもたちが安全に徒歩や自転車、バスで通学できるよう、登下校における安全対策に取り組みます。

主な取組⑥ 教職員の資質向上

- 教職員の働きやすい環境づくりを目指し、教職員の適正配置や学校運営指導員の確保を行います。
- 町総合教育センターを中心に、教職員の資質・能力の向上に係る研修や若手教職員等の課題に対応する研修などを行います。
- 教職員の心身の健康管理をサポートします。

主な取組⑦ 幼保小連携・小中一貫教育の推進

- 小学校就学予定者が円滑に小学校教育に接続できるよう、幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続に努めます。
- 障がいのある幼児や児童・生徒が円滑に就学または進級できるよう、適切な支援を行います。
- 児童・生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を行うため、小中一貫教育を推進します。

施策3-2-3 学校と地域の連携強化

児童・生徒が安全に学校生活を送れるよう、地域と連携した学校運営に取り組みます。

主な取組① 地域における子どもを育む環境の整備

- 学校と地域が一体となって子どもたちを育む場所として、町総合教育センターを拠点としたコミュニティ・スクール*の運営を支援します。

主な取組② 地域における子どもたちの安全確保

- 学校と家庭・地域による連携体制を整え、犯罪や事故から子どもたちを見守る活動に取り組みます。

誰もが学ぶことのできる 生涯学習の推進

めざす姿

子どもからお年寄りまで、誰もが学び続けることができるまちを目指します。



4



11



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
町文化センター・町生涯学習センター・ 町図書館の利用者数の合計	54,683 人	52,000 人
小学生・中学生の一人当たりの年間貸出冊数	小学生 13.7 冊 中学生 2.4 冊	小学生 20 冊 中学生 10 冊

役割

町民に期待する役割

- 誰もが生涯学習に関心を持ち、積極的に取り組む。
- 子どもの成長を、家庭での教育や地域での見守りにより支える。

行政の役割

- 町民が学習活動に興味を持って参加できるよう支援する。
- 子どもが様々な体験や経験等を通じて成長できるよう支援する。

現状と課題

人生 100 年時代と呼ばれる中、より豊かで充実した人生を過ごすために、誰もがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会、すなわち、生涯学習社会の実現が目指されています。

町においても、生涯学習を推進する取組を実施しているところですが、学習活動に参加する人の固定化や、学習活動を行う施設の老朽化などが問題となっています。

これらに対応するために、誰もが学習に取り組めるよう、社会人、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、貧困の状況にある子ども、障がい者、外国人など、それぞれの学習ニーズを踏まえた学習機会を提供することが重要です。特に、次代を担う子どもにおいては、学校以外の家庭や地域の中で、多様な体験や人との出会い・交流を通して、主体的に地域や社会に関わる態度を育てていく必要があります。

また、町民の学習活動の拠点となる生涯学習施設・社会教育施設については、町民ニーズを踏まえた老朽化対策を進めることにより、施設の利用促進を図る必要があります。

■ 施策の内容

施策3-3-1 学びの機会と場の充実

誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って自分らしく人生を送れるよう、多様な学習機会の提供に取り組むとともに、学習活動等を行う人が安心して快適に生涯学習施設を利用できるよう支援します。

主な取組① 多様な学びの機会の提供

- 町民の学習意欲を促進させるため、町民ニーズに沿った参加しやすい学習講座を開催します。
- 町図書館における各種サービスの向上に努めるとともに、町民のニーズに沿った講座等を開催するなど、町民が本に触れる機会が増えるよう努めます。

主な取組② 効果的な情報発信・提供の推進

- 生涯学習活動に関する情報を積極的かつ効果的に提供します。

主な取組③ 学習施設の適正管理及び利用促進

- 生涯学習センターは、施設の適正な管理を行うとともに、町民ニーズを踏まえた運営の充実を図ります。
- 文化センターは、老朽化が進んでいるため、町民が安心して利用できるよう、施設の修繕・整備の充実を図ります。
- 町図書館は、施設の修繕・整備を行うとともに、デジタル化を含めた利用者の利便性向上を図ります。
- 町民の交流や活動の場として町健康増進等複合施設に設置するスペースについては、利用が促進されるよう運営に取り組みます。

施策3-3-2 子どもたちの育ちを豊かにする学びの機会の充実

子どもたちが家庭や地域の中で、より豊かな人生を送ることができるよう、学外での交流や体験ができる機会の充実や家庭教育の充実、青少年の健全育成に取り組みます。

主な取組① 子どもの体験活動の充実

- 地域の伝統文化や自然科学などについて、体験を通して学ぶことのできる活動の充実を図ります。
- 戦略** • 早期に英語に慣れ親しみ、英語に関して興味関心を深められるよう、学校教育と連携した英語教室を行います。
- 戦略** • 日常から離れた場所での学習活動を通じて、自然の素晴らしさを体験するとともに、児童相互の交流を深める機会の創出に努めます。

主な取組② 子どもの読書活動の推進

- 戦略** • 町子ども読書活動推進計画に基づき、社会教育と学校教育の両面から読書活動を推進するとともに、家庭や地域、学校図書館、町図書館が連携し、社会全体が一体となった読書環境づくりに努めます。
- 子どもたちが読書習慣を身に付けられるよう、成長段階に応じた講座等を開催するなど、本に親しむきっかけづくりを行います。

主な取組③ 家庭教育の充実

- 児童・生徒の保護者を対象に、家庭教育に関する学習及び意見交換の場を提供します。

主な取組④ 青少年の健全育成

- 地域の中で青少年が安心して成長していけるように、見守り活動等を実施する団体等を支援します。
- 二十歳を迎えた方を祝福するための「はたちのつどい」を行います。

地域づくりを支える 文化芸術・生涯スポーツの推進

めざす姿

文化芸術・生涯スポーツを通じて、人と人との交流や町への愛着を深めることができるまちを目指します。



3



4



11



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
音のまち TONE ふれあいコンサートの参加団体数	6 団体（令和 4）	10 団体
町民運動会参加者数	1,568 人	1,500 人

役割

町民に期待する役割

- 文化芸術を通じて、地域の人や歴史とふれあう。
- スポーツ活動に積極的・継続的に参加し、健康・体力づくりに取り組む。

行政の役割

- 町民の文化芸術活動・スポーツ活動を支援する。
- 地域の歴史文化を伝える資源の適切な保存・活用を行う。

現状と課題

単身高齢者や単身世帯の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」の希薄化が指摘されており、社会教育を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要視されています。

町においては、町民の文化芸術活動・スポーツ活動のサポートやスポーツ大会の実施等により、文化芸術・生涯スポーツを推進し、町内や町内外の交流の促進を図ってきましたが、人口減少とともに、各種参加率が減少してきており、新たな参加者の確保が課題となっています。

このことから、生涯学習や社会教育が果たしうる役割について理解促進・意識向上を図りながら、誰もが文化芸術・生涯スポーツに取り組んでもらうことで、郷土愛を育て、また、地域や社会のために学習・活動の成果を役立てていくことが重要です。

■ 施策の内容

施策3-4-1 文化芸術の振興

生涯を通して文化芸術に親しみ、心豊かな人生を送ることができるよう環境を整えるとともに、地域の歴史文化を物語る資源を後世に残し、伝えていけるよう取り組みます。

主な取組① 文化芸術活動の推進

- 多くの町民が幅広く文化芸術に触れることができるよう、文化芸術に関する催しや団体の活動をサポートします。
- 音のまちTONEふれあいコンサートなどの自身の学習や活動の成果を発表する機会を提供します。
- 町民が講師となり主体的に講座を行うふれあい楽集を通して、生涯学習ボランティアの養成を図ります。

主な取組② 文化財等の適正な保存・継承

- 利根地固め唄をはじめとした、県・町指定文化財の保護と継承に努めます。
- 戦略 • 町歴史民俗資料館資料の適正な整理、保存に努めるとともに、歴史資料のデジタル・アーカイブ*化を進めます。

主な取組③ 歴史文化に触れる機会の充実

- 戦略 • 本町の魅力を再発見し地域に愛着が持てる機会の提供や町歴史民俗資料館の展示に取り組みます。
- 歴史ボランティアを養成し、ふれあい楽集と連携した様々な歴史に関する取組を推進します。
- 日本民俗学の父・柳田國男が少年時代に過ごした旧小川家や関連する資料等を公開する町柳田國男記念公苑の適切な管理・運用に努めます。

施策3-4-2 生涯スポーツの推進

いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりを目指します。

主な取組① スポーツの機会の提供

- 生涯にわたり自らの健康を保持増進できるよう、町民運動会やスポーツ教室等、スポーツに触れる機会を提供します。
- 戦略** 地域ボランティアや学校等の協力のもと中学校部活動から地域クラブ活動に移行を行い、地域人材の活用を促進し、地域クラブ活動の活性化を図ります。
- 町民と学生等との交流を通じたスポーツの機会を日本ウェルネススポーツ大学との連携・協力により創出します。
- 総合型地域スポーツクラブとの連携・協働により、ニュースポーツを含めた誰でも楽しめるスポーツ活動の普及促進に努めます。
- スポーツによるまちづくりを進めるため、町健康増進等複合施設の活用によるeスポーツに触れる機会の創出を図ります。

主な取組② スポーツの施設の適正管理

- 地域の運動・スポーツの場として体育施設の適正な管理運営に努めます。

主な取組③ スポーツ活動の支援と人材育成

- 町内外の外部人材の協力等を得ながら、町内各種スポーツ団体の育成及び活動支援を行い、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整えます。

主な取組④ スポーツ技術・競技力の向上

- 戦略** スポーツ活動を通じて町民や町外在住者との親睦を深めるスポーツ大会の開催を支援します。



利根町文化祭



町民運動会

基本方針 4

みんなが集まるおもしろいまちづくり

— 産業等 —

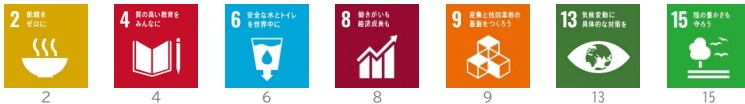


基本施策	施策	主な取組
1 農業の継承と 新たな魅力形成	1 農業生産基盤の充実	① 優良農地の確保と生産基盤の充実 ② 適切な農地利用の推進 ③ 農村環境の保全
	2 多様な担い手の育成と 安定的な生産・経営	① 意欲ある農業者の育成・支援 ② スマート農業の推進と栽培技術の向上 ③ 法人化への支援
	3 特色ある農業の形成	① 安全・安心な農産物生産の推進 ② 地場農産物の地産地消と販路拡大
2 商工業の振興と 担い手育成	1 商工業の活性化の推進	① 販売促進・消費の拡大 ② 安定した経営基盤の支援
	2 起業・継業・雇用の 機会の充実	① 産業用地の検討と企業誘致の推進 ② 起業・創業の支援 ③ 継業・後継者育成の支援 ④ 雇用機会の充実
3 地域の魅力を 生かした 観光振興	1 観光事業の推進	① 新たな観光資源の創出・活用 ② 観光による賑わいづくり ③ 観光協会との連携強化
	2 地域の魅力発信	① 広報媒体等を活用した魅力発信 ② 地場産業の周知とPR

農業の継承と新たな魅力形成

めざす姿／

地域の基幹産業として、安定した生産体制の中で魅力ある農産品が生産されるまちを目指します。



指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
いばらきみどり認定数	—	5 人
遊休農地率	2.2%	1.0%

役割

町民に期待する役割

- 安心・安全な農産品の生産と農地の有効活用に取り組む。
- 創意工夫により、農産品の付加価値の創出や省力化・効率化に取り組む。

行政の役割

- 持続的な農業に向けた基盤整備と適切な農地利用を支援する。
- 農業者の安定的な経営と担い手育成を支援する。

現状と課題

我が国の農業は、生活に必要不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、基幹産業として地域の経済を支えコミュニティの基盤を形成し、国土保全等の多面的機能を有しており、我が国の経済・社会において重要な役割を果たしています。しかし、昨今では農家の高齢化や人手不足等に直面しており耕作放棄地の増加が続いています。

本町は、経営体当たりの経営耕地面積が増加傾向にありますが、農業従事者の7割以上が60歳以上となっており担い手の高齢化と後継者不足に直面しています。そのため、基盤整備の推進や農地中間管理機構により担い手農家へ農地の集積を図り、有効活用することで耕作放棄地を解消していくことが必要になります。また、農業の省力化・効率化に向けたスマート農業の推進や近年の気候変動に対応した栽培技術の向上、物価が高騰する中での経営改善や安定化などに対する支援の充実が求められます。また、地場農産物の消費の拡大に向けて、付加価値を高めるとともに地産地消や販路拡大に向けた取組も重要です。

■ 施策の内容

施策4-1-1 農業生産基盤の充実

農業生産の向上，省力化のために，農地の集積・集約を推進し，有効活用するとともに，豊かな農村環境の保全を図ります。

主な取組① 優良農地の確保と生産基盤の充実

戦略

- 農地を集積し優良農地の保全を図るとともに，老朽化した土地改良施設の更新や農地の基盤整備等を推進します。
- 受益農業者の同意等に基づき，土地改良施設の新設と更新，管理や区画整理等を実施します。
- 農業者が自主的に農地等の利用関係の調整に取り組むために設置している組織の活動を支援します。

主な取組② 適切な農地利用の推進

戦略

- 農地の中間的受け皿となる機関を活用することで，貸したい人から農地を借り受け，規模拡大等を図る担い手農家へ貸し付け，遊休農地の発生の抑制と農地の有効活用を図ります。
- 農業の将来を見据えた地域計画の策定により，持続的な農地の有効利用を支援します。

主な取組③ 農村環境の保全

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動を支援します。
- 有害鳥獣による農業被害等を防ぐための取組を実施します。

施策4-1-2 多様な担い手の育成と安定的な生産・経営

地域農業の担い手を確保するために、新規就農者の育成とともに安定的な生産活動と経営活動に向けて積極的に支援します。

主な取組① 意欲ある農業者の育成・支援

- 地域の担い手である農業者に対して、需要に応じた米の生産を推進していきます。
- 新規就農者の発掘や育成を支援し、地域農業の担い手の確保に努めます。
- 新規認定農業者や農地所有適格法人など農業経営改善支援に取り組みます。
- 農業経営の安定化のため、金利負担の軽減を図ります。

主な取組② スマート農業の推進と栽培技術の向上

- 省力化・効率化を目的としたスマート農業を推進し、経営の安定化を図ります。
- 戦略** • 温暖化に伴う高温障害や害虫による品質低下の対策に向けた栽培技術の向上を図ります。

主な取組③ 法人化への支援

- 効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、集落営農の組織化・法人化等を支援します。

施策4-1-3 特色ある農業の形成

地域特性や社会情勢の変化に対応した新たな農業の形成を図ります。

主な取組① 安全・安心な農産物生産の推進

- 農薬や化学肥料をできるだけ減らした、自然環境にもやさしい安全・安心な農産物の生産を支援します。
- 農業への興味関心を高め、安全・安心な農産物を推進する活動に取り組みます。

主な取組② 地場農産物の地産地消と販路拡大

- 戦略** • 地場産品の付加価値を高める取組を行う農業者等へ支援します。
- 地域のニーズに即した農業生産と消費者を結びつける取組を支援します。
- 農家の販路拡大を図るための活動を支援します。



地場産野菜の直売会

活力に満ちた商業活動が行われ、多様な働く場が創出されるまちを目指します。



4



8



9



12



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
商工会に加入している事業所数	230 件	230 件
チャレンジショップを活用した 創業支援者数	2 者	4 者

役割

町民に期待する役割

- 町内で活発な購買活動に取り組み、地元の商店等を大切にする。
- 創意と工夫に満ちた商工業活動と地元雇用に積極的に取り組む。

行政の役割

- 企業誘致等により、新たな産業の創出や地域経済の活性化に取り組む。
- 経営の安定化と多様な就業の機会の創出に向けて支援する。

現状と課題

我が国の商工業は、グローバル化の視点や物流ネットワークの充実などの社会情勢の変化及びそれに伴う消費者ニーズの多様化、競争の激化などにより厳しい状況にあります。また、地方都市においては交通利便性の高まりと大規模店の出店等の影響を受け、中心市街地の衰退が続き空き店舗が増加するとともに、後継者不足などの課題に直面しています。

本町では、年間販売消費額や事業所数の減少が続いており、プレミアム付商品券の発行による町内での消費の拡大を図るとともに中小企業の安定した経営基盤の構築に向けた支援に取り組んでいます。また、空き店舗やチャレンジショップであるとねまち 0→1 BASE（ゼロワンベース）の活用による町内での創業の後押し等により、町内で多様な働き方を実現するとともに、地元商工業の次世代の担い手となる若者が働き続けられる雇用をつくり出していくことが必要です。

一方で、地域に親しまれながらも後継者不足や物価の高騰などの影響を受け、経営が続けられなくなった店舗や事業所の後継者育成や事業継承を後押しする取組も重要です。

■ 施策の内容

施策4-2-1 商工業の活性化の推進

販売促進と経営力の向上を支援し、安定した経営基盤の構築を推進します。

主な取組① 販売促進・消費の拡大

- 戦略**
- ・ プレミアム付商品券の発行等により、消費者の購買意欲の向上を促し町内店舗での消費の拡大に努めます。

主な取組② 安定した経営基盤の支援

- 戦略**
- ・ 中小企業の負担軽減に向けた補助を行い、経営基盤の安定化を支援します。
 - ・ 中小企業の設備投資による労働生産性向上を図るため、税制支援や金融支援を受けることができる先端設備等の導入計画策定を推進します。
 - ・ 関係機関と協力し、経営指導や相談業務等により、町内中小企業者の経営改善を図ります。

施策4-2-2 起業・継業・雇用の機会の充実

低未利用地や空き店舗等を活用した新たな産業の創出を推進するとともに、安定的な就業機会の充実を図ります。

主な取組① 産業用地の検討と企業誘致の推進

- ・ 企業誘致を推進し、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図ります。
- ・ 低未利用地を有効活用し、新たな産業を創出する土地利用を推進します。

主な取組② 起業・創業の支援

- ・ 講座の開講及び専門家からの相談対応などの起業や創業のための包括的な支援に努めます。
 - ・ 空き店舗等を活用し、助成等により起業・創業しやすい仕組みを構築します。
- 戦略**
- ・ 空き店舗バンクに登録された空き店舗物件の情報を起業や出店を希望する人たちに向けて情報提供することで、物件所有者と利用希望者のマッチングに努めます。
- 戦略**
- ・ 町内で起業を目指す人たちを対象に、チャレンジショップを一定期間、安価で貸し出すことで、独立開業に向けた支援を行います。

主な取組③ 継業・後継者育成の支援

- 戦略**
- ・ 継業を希望する人材とのマッチングなどにより、地域に愛される企業・店舗等の継業や後継者育成の支援に努めます。

主な取組④ 雇用機会の充実

- ・ 関係機関と連携して求人情報を発信するなど、町内での雇用機会の充実を図ります。

地域の魅力を生かした観光振興

めざす姿

地域の魅力を生かした観光が推進され、人が集まるまちを目指します。



指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
町公式ホームページの「利根町観光案内」ページへの年間アクセス数	2,505 アクセス	4,500 アクセス
町が支援し観光協会などが主催した町内イベント件数	6 件	8 件

役割

町民に期待する役割

- 町外からも人が訪れるようにイベント等の開催やPRに積極的に協力する。
- 観光資源の保全や管理活動へ積極的に参加・協力する。

行政の役割

- 観光資源の整備・保全や活用に取り組み、町外からも人が集まる地域の魅力を生かしたイベント等を開催する。
- 地域の魅力情報を発信し町をPRする。

現状と課題

我が国の観光は、経済波及効果の高い産業の一つとして位置づけられており、訪日観光だけでなく国内旅行においても、観光需要を取り込むことにより地域活性化や雇用機会の増大が期待されています。また、観光振興を通じて人が集まることで、住民にとってもまちに対して誇りと愛着の醸成につながります。

本町では、2024 年（令和 6 年）で第 47 回となる町納涼花火大会や新たな観光イベントである TONE LOTUS FES. ～蓮祭～など、地域の魅力を生かしたイベント開催に積極的に取り組んでいます。また、町地場産業フェスティバル等の開催により、地場産品をPRし消費の拡大を促すことで地域経済に還元していくことも重要となります。

一方で、本町の魅力を広報媒体等を活用し町外へ発信することも大事であり、今後も魅力の発信を充実させることが必要です。

■ 施策の内容

施策4-3-1 観光事業の推進

豊かな自然や遺史跡等の地域の魅力を生かした観光資源を整備・保全するとともに、地域の魅力を生かしたイベント開催等の地域経済に寄与する取組を推進します。

主な取組① 新たな観光資源の創出・活用

- ・ 町内の豊かな自然環境や文化的な価値のある遺史跡等を積極的に活用し、新たな観光資源の創出及び活用に取り組みます。

主な取組② 観光による賑わいづくり

- ・ 地域の特性を生かした来街者に充実感を与えるイベントの企画運営に努めます。
- 戦略 ・ 町内イベント・各種行事等の実施、支援により観光事業の推進と地域の活性化を図ります。

主な取組③ 観光協会との連携強化

- 戦略 ・ 観光協会の運営及び実施するイベントなどを積極的に支援します。

施策4-3-2 地域の魅力発信

地域の魅力情報を発信し、地域のイメージアップに努めます。

主な取組① 広報媒体等を活用した魅力発信

- 戦略 ・ イベントや町の魅力を様々な広報媒体や観光パンフレットなどを活用し、周知するとともに、積極的な観光PRに努めます。
- ・ 観光協会イメージキャラクター「とねりん」を積極的に活用し、町の魅力のPRを図ります。

主な取組② 地場産業の周知とPR

- 戦略 ・ 地場産品や町の産業について、地域内外に周知するとともに、販売促進や魅力をPRする機会を創出します。

基本方針 5

みんなが主役でともに進むまちづくり

— 住民協働・行政運営等 —



基本施策	施策	主な取組
1 町民参加体制の 充実	1 地域活動の活性化	① 区や自治会によるコミュニティの基盤づくり ② ボランティア・NPO等の活動促進 ③ 大学との連携事業の推進
	2 参加や交流を促す 環境づくり	① まちづくりへの参加基盤の構築 ② 交流の場と機会の提供
2 誰もが尊重される 環境の整備	1 人権尊重の啓発と 支援の充実	① 人権施策の推進 ② 多文化共生社会の地域づくり
	2 男女共同参画社会の 推進	① 男女共同参画の普及・啓発 ② 暴力・ハラスメント対策及び被害者支援
3 町内外に地域の 魅力を発信する 広報・広聴の推進	1 広報活動と情報共有 の充実	① 広報活動の充実 ② 情報共有と情報公開の推進
	2 広聴体制の充実	① 広聴活動の推進 ② 町民意向の反映
	3 シティプロモーション の推進	① SNS等を活用した魅力発信 ② 地域への愛着を醸成する機会づくり ③ フィルムコミッションの推進
4 効果的・効率的な 行財政運営の推進	1 DXを取り入れた行 財政改革の推進	① 行財政改革の推進 ② 職員の育成と組織の活性化 ③ 自治体DXの推進 ④ 行政情報の適切な運用
	2 財政の健全な運営	① 計画的な財政運営 ② 財源の確保 ③ 税収等の確保
	3 効率的な行政運営	① 総合振興計画に基づく計画的行政の運営 ② 効率的な行政を推進するための体制強化 ③ 公有財産の有効活用と管理
	4 窓口サービスの充実	① 利用者の視点に立った窓口サービスの向上 ② デジタルを活用した窓口行政サービスの向上
	5 広域行政の推進	① 広域的連携の強化

町民参加体制の充実

めざす姿

町民による活発な活動が取り組まれ、誰もがまちづくりに関わることのできるまちを目指します。



10



11



16



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
住民協働事業提案件数	25 件	49 件
大学等と連携した取組数	8 個	12 個

役割

町民に期待する役割

- 地域の交流やつながりを大切にし、積極的に参加する。
- 地域の課題解決や魅力増進のために一人ひとりができることに取り組む。

行政の役割

- 町民が積極的に地域活動に取り組めるように支援の充実を図る。
- 町民が気兼ねなく、地域の取組への参加や交流できる環境づくりに取り組む。

現状と課題

生活スタイルの多様化や職住分離となっている昨今においては、地域のつながりの希薄化が進行している状況です。情報化社会の進展に伴う SNS* の普及も拍車をかけています。

本町では、昼夜間人口比率が流出超過となっているとともに、若者世代においても顕著な転出傾向がみられます。このことから、地域の交流やコミュニティを維持していくためには、地域活動の担い手の確保と参加・交流の促進が重要な課題となります。そのためには、地域活動の活性化に向けた各種団体の支援や行政との協働による事業の実施、町みんなのまち基本条例（自治基本条例）の推進によるまちづくりへの参加基盤の構築、布川地区コミュニティセンターなどの地域交流施設の町民による積極的な活用を後押しすることが必要となります。

また、日本ウェルネススポーツ大学等の専門機関のノウハウを地域の課題解決に活用する連携・協力体制の構築も重要となります。

■ 施策の内容

施策5-1-1 地域活動の活性化

町民をはじめ、民間企業や大学などが得意分野を生かした活気ある地域づくりを支援します。

主な取組① 区や自治会によるコミュニティの基盤づくり

戦略

- 区や自治会による活動を支援し、町民の交流の促進や区長会の支援を行い主体的な地域運営を図ります。
- 区や自治会への加入促進を図ることで、コミュニティの核として継続的な活動を支援します。

主な取組② ボランティア・NPO等の活動促進

- 地域活動に活発に取り組めるよう、各種団体に対して必要な支援を行います。
- 地域活動への関心を高めるため、地域で活躍する各種団体の活動情報を広く発信します。

主な取組③ 大学との連携事業の推進

- 日本ウェルネススポーツ大学等との連携協力体制の強化により、大学が持つ専門的な知識や技能を用いて、地域の活性化や課題解決につなげていきます。

施策5-1-2 参加や交流を促す環境づくり

町民のまちづくりへの参加や地域での交流する機会や推進のための仕組みづくりに取り組みます。

主な取組① まちづくりへの参加基盤の構築

戦略

- 町民及び多様な主体との協働により、地域の活性化や課題解決に努めます。
- 町政への参加の機会を広げ、町民の意見を町政に生かすための指針や体制づくりに努めます。

主な取組② 交流の場と機会の提供

- 地域の交流拠点や地域活動の場として有効に活用できるように、施設の適切な管理運営を行います。
- 出会いを求める独身男女を対象として交流の機会をサポートします。

誰もが尊重される環境の整備

めざす姿

町民一人ひとりが尊重され、誰もが個性を生かして活躍できるまちを目指します。



指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
永住権のある外国人人数	88 人	89 人
審議会などへの女性委員の登用割合	28.2%	35.0%

役割

町民に期待する役割

- 日常的に誰もが尊重される社会の実現を心がけて生活する。
- 人権施策の推進に向けた活動へ積極的に協力する。

行政の役割

- 人権尊重に関する正しい理解が広まるように、啓発活動に取り組む。
- 人権被害に悩む被害者に対して、支援の充実に取り組む。

現状と課題

グローバル化と多様性が謳われる中、地域に関わる誰もが尊重され個々の特性を生かして活躍できるまちを目指すことが重要となりますが、女性や外国人差別、暴力・ハラスメント等の問題は今も多く取りざたされています。

本町では、近年外国人人口の増加傾向が顕著であり、多文化共生社会の実現のためには外国人に対する日本文化や慣習について理解を促し安心して生活できるようにする支援と町民の国際理解を深めるための支援の双方に対する取組が必要不可欠です。

また、男女共同参画においては「審議会などへの女性委員の登用割合」が 2023 年（令和 5 年）時点で 28.2%と、国・県平均を下回っており、男女共同参画社会の実現への課題となっています。人権や男女共同参画に関する正しい知識と考え方の普及・啓発には、誰もが活躍できる環境の整備や人権尊重等の教育、被害者を救済するための相談体制の充実、関係機関の連携による体制の強化が必要となります。

■ 施策の内容

施策5-2-1 人権尊重の啓発と支援の充実

あらゆる機会を通じて人権に対する正しい理解と認識の醸成を図り、差別と偏見のない地域社会づくりを目指します。

主な取組① 人権施策の推進

- ・ 町民が人権について、適切に理解し、差別のない社会になるよう、講演会の開催や広報紙・リーフレット・啓発物品を活用し、町民の人権意識の高揚を促します。
- ・ 人権が尊重され町民が安心して暮らせるよう、人権擁護委員による活動支援をはじめ、関係機関等との連携を図り、支援体制の強化に努めます。

主な取組② 多文化共生社会の地域づくり

- 戦略**
- ・ 外国籍の町民との共生のために、日本語習得や生活情報の提供、異文化理解の啓発事業などを展開し、町民活動団体の支援や町民の国際理解を深める取組を推進します。
 - ・ 多文化共生社会の実現に向けて、日本語学校などと連携を図りながら、外国籍の町民が安心して暮らせるよう支援します。

施策5-2-2 男女共同参画社会の推進

性別に関わりなく活躍できる社会づくりの実現に向けて、男女共同参画の普及・啓発と支援体制の充実を図ります。

主な取組① 男女共同参画の普及・啓発

- ・ 職場や家庭、学校などのあらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けて普及・啓発を図ります。
- 戦略**
- ・ 多様な働き方を選択できる社会を実現するため、働き方改革によるワーク・ライフ・バランス*の推進を図ります。

主な取組② 暴力・ハラスメント対策及び被害者支援

- ・ DVに関する相談窓口の設置とともに、関係機関と連携して被害者支援の強化を図ります。
- ・ DVに関する正しい知識の啓発を行います。

町内外に地域の魅力を発信する 広報・広聴の推進

めざす姿

町民と行政で積極的にコミュニケーションを図り、誰もが地域に愛着を持てるまちを目指します。



9



10



11



15



16



17

指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
区長要望に対して対応できた件数割合	82.9%	75.0%
町公式 SNS の合算フォロワー数	4,872 人（令和 6）	7,300 人

役割

町民に期待する役割

- 町政運営に関心を持ち、積極的に情報取得や意見を発信する。
- 地域に対して関心や愛着を持ち、町の PR やイメージアップに協力する。

行政の役割

- 町民への情報発信と意向把握の機会の充実に取り組む。
- 町の PR やイメージアップに取り組み、愛着を醸成する機会を創出する。

現状と課題

地域に対する誇りや郷土愛を醸成するためには、町民が行政と積極的にコミュニケーションを図り、自分ごととしてまちに関わる環境づくりが必要です。昨今では、他の地域の情報を容易に取得できるようになり居住する地域への関心や関わりが低下しているため、町民一人ひとりが地域について知るとともに郷土愛や誇りを育むシティプロモーションの取組が必要不可欠です。

本町では、シティプロモーション活動の推進のため次世代を担う若者世代が興味、関心を持つような企画運営に取り組むとともに、フィルムコミッションによる地域資源の活用や魅力発信に取り組んでいます。

また、町民と積極的にコミュニケーションを図るためには、町政に関する情報を町民にわかりやすく情報発信するとともに、広聴活動を通じて町民の意向を把握し計画や事業等に反映していくことも重要です。

■ 施策の内容

施策5-3-1 広報活動と情報共有の充実

町民に行政情報を広くわかりやすく発信し、町政への関心を高められるように努めます。

主な取組① 広報活動の充実

- 町民の暮らしに役立つ情報や町政に関する情報を広報紙を通して発信します。
- 町公式ホームページや情報メール一斉配信サービス等を効果的に活用し、情報発信媒体の充実を図ります。
- 広報レポーターを採用することで町民の視点に立った魅力的な情報の発信に努めます。

主な取組② 情報共有と情報公開の推進

- 出前講座の開催などにより、町民と事業や制度に関する情報共有化を図ります。
- 戦略 • 町政の透明性と町民の知る権利の確保を図るため、関連法令に基づいた適切な情報開示に努めます。

施策5-3-2 広聴体制の充実

町政に対する意見の提出の機会を確保し、町民の声を聞くよう広聴活動の充実に努めます。

主な取組① 広聴活動の推進

- 町政懇談会やランチミーティングなどにより、町民から町政に対する意見を聞き取る機会の充実を図ります。

主な取組② 町民意向の反映

- 区長を通して把握した要望等を担当課へとつなぐことで、円滑な地域の課題解決を図ります。
- 戦略 • パブリックコメントなどにより、町民意向を反映した計画の策定や事業等に取り組みます。

施策5-3-3 シティプロモーションの推進

シティプロモーションにより様々な地域の変化や新たな魅力を町内外に広く発信し、町の認知度向上とイメージアップを図ります。

主な取組① SNS等を活用した魅力発信

戦略

- SNS*などの様々な広報媒体を活用し、町の魅力やイベント情報を発信するとともに、流行の動向を観察し、時代に沿った効果的なプロモーションを実施します。
- 町外の方々をターゲットとしたアウトタープロモーションを推進するなど、町の魅力を広く伝えることに努めます。
- 町の魅力を発信するプロモーション動画を作成し、町内外に広く発信し、町の認知度向上とイメージアップを図ります。

主な取組② 地域への愛着を醸成する機会づくり

戦略

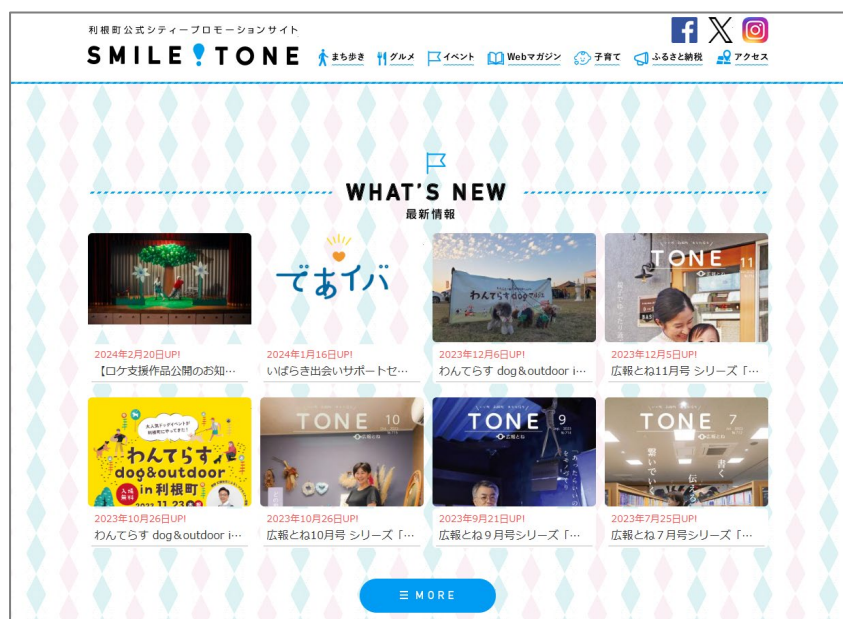
- 地域の次世代の担い手となる世代の町民とともに町のシティプロモーションの企画運営を行うことで、町への愛着の醸成を図ります。
- 町の様々な魅力ある写真を収集し、地域資源として保存・共有することで、PRや各種情報発信にあたって効果的に活用します。

主な取組③ フィルムコミッションの推進

- 映像制作者からのロケーション撮影に関する相談に対し、いばらきフィルムコミッションと連携しながら、映像制作者への支援を行います。
- 映像作品に関する情報を、SNSなどの様々な広報媒体を活用して情報発信します。



町政懇談会



利根町公式シティプロモーションサイト

効果的・効率的な行財政運営の推進

めざす姿

総合的・効率的な行政体制の整備・確立を図り、一層の行財政改革に取り組み、自立性の高い持続可能な行財政運営を目指します。



指標

指標名	現況値 2023 年度（令和 5 年度）	目標値 2030 年度（令和 12 年度）
数値目標が設定された行政改革実施項目に対する改善項目の割合	67.5%	80.0%
行政手続のオンライン化率	68.1%	75.0%

役割

町民に期待する役割

- 町民・事業者・行政の役割を認識し、行財政改革に協力する。
- 町が講じる施策・事業について理解し、納税義務を通じ行財政運営に協力する。

行政の役割

- 行政課題を洗い出し、課題解決のための最適な施策・事業を着実に実施する。
- 事業の効率化と行財政改革を推進する。
- 持続可能な財政運営に努める。

現状と課題

近年、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。特に、本町においては、急速に進行する人口減少や少子高齢化に伴う地域活力低下への対応などのほか、多様化・高度化する町民ニーズに機動的・弾力的な対応も求められており、限られた財源や人材を最大限に生かした効率的な行財政運営が課題となっています。

行政運営については、これまでも行財政改革を進めながら、町民サービスの質の向上と内部事務の効率化を図るとともに、公共施設の統廃合や利活用、長寿命化など限られた行政資源の有効活用に取り組んできました。また、財政運営についても、町税をはじめとする自主財源を安定的に確保するとともに、財政状況の的確な把握と透明性の向上に努めてきました。

今後も、持続性の高い行財政運営を展開していくため、地域の実情やニーズに合った個性豊かで自立性の高い自治体運営が継続できるよう、デジタルなど新たな技術も積極的に活用しながら行財政運営に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の内容

施策5-4-1 DXを取り入れた行財政改革の推進

DX*も含めた行財政改革の積極的な推進に努めるとともに、職員の育成及び組織の活性化による効率的・効果的な行政体制の確立を図ることにより、行政サービスの質の向上を目指します。

主な取組① 行財政改革の推進

- 質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、更なる行財政改革の推進に取り組みます。

主な取組② 職員の育成と組織の活性化

- 職員の能力及び資質の向上を図るため、多様な各種職員研修の参加機会を確保するとともに、職員の能力や実績を適正に評価し、組織の活性化に努めます。
- 働き方改革を実施し、職員のワーク・ライフ・バランス*を確立するとともに、職員の意欲の向上と能力が最大限発揮できる環境整備を推進します。
- 戦略 • 都市地域から地域に変化を与える活動に取り組む人材を呼び込み、職員と連携・協力しながら地域の課題解決に取り組みます。

主な取組③ 自治体DXの推進

- 戦略 • 町DX推進計画に基づき、データとデジタル技術を活用し、行政サービスの向上と業務効率化を図ります。
- AI*ツール等の新たなデジタル技術について調査研究を行い、本町に適した形態で将来的な導入を目指します。
- マイナンバーカードの申請支援や、町民への広報活動等、マイナンバーカードの普及促進に引き続き取り組みます。

主な取組④ 行政情報の適切な運用

- 行政事務の簡素化、効率化を図り町民サービスの向上につなげるため、情報システムの安定的な運用を推進します。
- 情報技術の進化に対応したセキュリティ水準となるよう、職員研修による意識の向上や、情報セキュリティの監査体制の強化などを通じて、更なる情報セキュリティの向上を図ります。

施策5-4-2 財政の健全な運営

自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的・効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。

主な取組① 計画的な財政運営

- 歳入の予測及び歳出の見通しを作成し、基金の計画的な積立と活用に努めながら、効率的・効果的な予算編成に努めます。
- 収支均衡型の財政構造を構築するため、歳入歳出の管理を適切に行い、適正な予算編成及び予算執行に努めます。
- 会計書類の審査、出納検査等を通じて、適正で迅速な会計処理と安全で効率的な公金管理を行います。

主な取組② 財源の確保

- ふるさと納税による寄附金制度や企業広告など、多様な収入の確保に努めるとともに、新たな財源を積極的に発掘し、自主財源の確保に努めます。
- 各執行事業について、国・県等の様々な補助制度や財政措置等を検討し、積極的に導入・活用していきます。

主な取組③ 税収等の確保

- 町税の公平で適正な賦課を実施し、税収の確保と納税に対する町民の信頼の獲得に努めます。
- 納税相談や滞納整理の強化を継続し、町税の収納率向上に努めます。

施策5-4-3 効率的な行政運営

総合振興計画の進行管理を行いながら、課題に対する総合的な調整機能の強化を図り、施策の重点化と各施策・事業の着実な推進に努めます。

主な取組① 総合振興計画に基づく計画的行政の運営

- 行政評価と連動した総合振興計画の進行管理を行い、各施策・事業の適切な推進を図り、効率的かつ効果的な行政運営を行います。
- 基本計画を指針として3か年実施計画を策定し、毎年度の進行管理及び計画のローリングを進めます。

主な取組② 効率的な行政を推進するための体制強化

- 行政組織、事務分掌を随時見直し、改善の余地がある部分については適正な定員管理や他事業との調整を図ることにより行政運営の合理化を行います。
- 業務量や職員の能力・適正を考慮した職員を配置し、中長期的な視野に立った適正な定員管理に努めます。
- 入札・契約に係る情報を適切に公表し、契約事務の公正性・透明性の確保を図るなど、効率的で公正な入札・契約事務の執行に努めます。

主な取組③ 公有財産の有効活用と管理

- 低・未利用の公有地などの遊休財産については、施設の状態等を考慮し、他用途への転用などについて検討します。
- 施設の適正な維持管理と老朽化した施設の長寿命化に向けた計画的な施設修繕・改修及び最適化を推進します。
- 指定管理者制度など民間の力を活用し、公共施設において適切な行政サービスを確保しつつ、施設を有効に利用できるよう検討します。

施策5-4-4 窓口サービスの充実

町民にとって、各種手続が、よりわかりやすくより迅速に済むよう、町民の視点に立った満足度と利便性の高い行政サービスの提供を図ります。

主な取組① 利用者の視点に立った窓口サービスの向上

戦略

- ・ 職員一人ひとりが町民の立場に立った親切でいねいな窓口対応に努め、証明書等の交付サービスの拡充により、町民にやさしい窓口サービスの提供を目指します。
- ・ 各種研修等の実施により職員のスキルアップを継続的に行い、窓口業務における事務手続の迅速化及び簡素化を図ります。

主な取組② デジタルを活用した窓口行政サービスの向上

戦略

- ・ 窓口での申請において、来庁者が自ら申請書を書かなくても簡単に手続ができる窓口システムの導入を目指します。
- ・ 町民が役場に行かなくても各種手続を行えるよう、オンライン申請の拡充に取り組みます。
- ・ インターネット等を利用した電子納付など、これからも納税者の納付手段の拡充に取り組めます。

施策5-4-5 広域行政の推進

近隣自治体による共同事務処理や公共施設の相互利用に取り組むとともに、周辺自治体との連携・協力体制の強化を図り、広域的な行政課題の解決に努めます。

主な取組① 広域的連携の強化

- ・ 近隣自治体との連携により、一部事務組合での事務処理や、公共施設の相互利用など広域的に取り組むことで、効果的・効率的な行政運営を図ります。
- ・ 周辺自治体との連携・協力体制の強化を図ることにより、広域的な行政課題の解決に努めます。

資料編

1 策定関連データに関する資料

資料1 現況と課題に関するデータ

資料2 指標一覧

資料3 個別計画一覧表

資料4 SDGs対応表

資料5 用語解説

2 策定経過及び策定組織に関する資料

資料1 第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定経過

資料2 利根町総合振興計画条例

資料3 利根町みんなのまち基本条例(利根町自治基本条例)

資料4 利根町振興計画審議会委員名簿

資料5 利根町振興計画策定委員会設置規定

資料6 利根町振興計画策定委員会委員名簿

資料7 諮問・答申

1 策定関連データに関する資料

資料1 現況と課題に関するデータ

基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり

1 快適な住環境の整備

■本町の土地利用構成（2021年（令和3年））

（単位：千㎡）

項目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	総面積
面積	11,670	1,782	3,324	627	229	689	6,580	24,900

資料：茨城県市町村課「土地に関する概要調査報告書」

2 持続可能な環境対策

■環境基準達成率（水質）

（単位：%）

2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
15.4	23.1	46.2	30.8	30.8

資料：生活環境課

3 移動環境と憩いの場の整備と維持管理

■利根町ふれ愛タクシー利用実績

（単位：人）

	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
1日当たりの 利用者数の平均	30.6	26.2	33.3	32.2	35.8

資料：政策企画課

4 上下水道の充実と管理運営

■経常収支比率（公共下水道）

（単位：%）

2018年 （平成30年）	2019年 （令和元年）	2020年 （令和2年）	2021年 （令和3年）	2022年 （令和4年）
88.8	92.0	96.6	94.6	94.3

資料：経営比較分析表（令和4年度決算）

5 地域の安全・安心の強化

■避難所一覧（2025 年（令和 7 年 4 月現在））

施設名	所在地	収容人数（人）
利根町民すこやか交流センター	布川 2968	424
布川地区コミュニティセンター	布川 2958-1	181
利根町立柳田國男記念公苑	布川 1787-1	53
利根町立利根小学校	布川 4230	975
日本ウェルネススポーツ大学 第 1 キャンパス	布川 1377	1,055
日本ウェルネススポーツ大学 第 2 キャンパス	布川 1649	1,211
利根町健康増進等複合施設	下曽根 254	1,079
利根町文化センター	下曽根 187	484
利根町保健福祉センター【福祉避難所】	下曽根 221-1	424
利根町総合教育センター	大房 228	703
文間地区農村集落センター	大房 488-2	83
利根町生涯学習センター	中谷 967	221
利根町立利根中学校	横須賀 1277	1,329
利根東部農村集落センター	加納新田 2736	83
利根町図書館	下曽根 278 - 1	30

資料：町公式ホームページ

基本方針2 いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

1 健康づくりの推進

■平均自立期間

（単位：歳）

	2019 年 （令和元年）	2020 年 （令和 2 年）	2021 年 （令和 3 年）	2022 年 （令和 4 年）	2023 年 （令和 5 年）
男性	78.9	80.1	79.4	79.4	79.0
女性	84.1	83.7	84.0	84.2	85.1

資料：KDB（国保データベースシステム）

2 支え合う福祉の推進

■要支援・要介護認定者数

（単位：人）

2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）	2024 年度 （令和 6 年度）
829	900	969	994	1,007

資料：福祉課

3 みんなを支える社会保険制度（医療・介護・年金）の充実

■国保加入率

（単位：%）

2020 年 （令和元年度）	2020 年 （令和 2 年度）	2021 年 （令和 3 年度）	2022 年 （令和 4 年度）
31.0	30.3	28.8	19.7

資料：福祉課

基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

1 子育て環境の充実

■年少人口

(単位：人)

	2020 年 (令和 2 年)	2021 年 (令和 3 年)	2022 年 (令和 4 年)	2023 年 (令和 5 年)	2024 年 (令和 6 年)
0～2 歳	130	115	125	113	117
3～5 歳	194	182	142	143	135
6～8 歳	249	239	215	199	182
9～11 歳	343	306	287	251	240
12～14 歳	341	340	341	345	302
総数	1,257	1,182	1,110	1,051	976

資料：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在

2 特色ある学校教育の推進

■町図書館と学校等との連携による活動件数

(単位：件)

2020 年 (令和 2 年)	2021 年 (令和 3 年)	2022 年 (令和 4 年)	2023 年 (令和 5 年)	2024 年 (令和 6 年)
2	2	2	1	6

資料：生涯学習課

3 誰もが学ぶことのできる生涯学習の推進

■生涯学習施設・社会教育施設の状況

施設名	主な諸室等	施設面積	設立年
利根町生涯学習センター	多目的室，調理室，講座室，工作室，音楽室，会議室，集会室（和室），野球場	1,006.87 m ²	2002 年
利根町文化センター	多目的ホール，集会室，会議室，研修室，講座室，調理実習室	2,166.81 m ²	1985 年
利根町図書館	図書スペース，DVD 観賞用ブース，フリースペース	2,454.30 m ²	1996 年
布川地区コミュニティセンター※	多目的ホール，工作室，研修室，会議室，和室	757.50 m ²	1995 年

資料：生涯学習課

※布川地区コミュニティセンターは役割として基本方針 5 に該当するが、町として生涯学習施設に位置付けているため施設の概要としてはここに記載している

4 地域づくりを支える文化芸術・生涯スポーツの推進

■主なイベント・大会の参加者数

	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
音のまち TONE ふれあいコンサート	11 組	中止	中止	6 組	中止
利根町民運動会	中止	中止	中止	1,500 人 (延べ)	1,500 人 (延べ)
利根町駅伝大会	701 人	中止	中止	328 人	276 人
利根町ウォーキング大会	498 人	中止	91 人	中止	101 人
利根町文化センター 秋のコンサート	367 人	353 人※	中止	423 人	298 人
利根町文化祭	46 団体	中止	中止	25 団体	38 団体

資料：生涯学習課

※秋のコンサートは中止，記念コンサートとして開催

※2020 年度（令和 2 年度），2021 年度（令和 3 年度）の「中止」は新型コロナウイルス感染症の影響による

基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり

1 農業の継承と新たな魅力形成

■経営耕地面積

(単位：ha)

	2020 年 (令和 2 年)	2021 年 (令和 3 年)	2022 年 (令和 4 年)	2023 年 (令和 5 年)	2024 年 (令和 6 年)
経営耕地面積	1,029	918	976	976	856
1 経営体当たりの平均経営耕地面積	2	2	2	3	3

資料：農林業センサス

■農業経営体数，農業従事者数

(単位：経営体，人)

	2020 年 (令和 2 年)	2021 年 (令和 3 年)	2022 年 (令和 4 年)	2023 年 (令和 5 年)	2024 年 (令和 6 年)
農業経営体数	685	502	435	371	255
農業従事者総数	491	414	290	286	288
60 歳以上の農業従事者数	333	281	198	217	215

資料：農林業センサス，国勢調査

2 商工業の振興と担い手育成

■事業所数と従業者数（商業）

(単位：人，所)

	2004 年 (平成 16 年)	2006 年 (平成 18 年)	2014 年 (平成 26 年)	2016 年 (平成 28 年)	2021 年 (令和 3 年)
従業者数（農業・林業・漁業除く）	2,608	3,039	2,862	2,357	2,229
事業所数	477	489	423	388	410

資料：経済センサス

3 地域の魅力を生かした観光振興

■観光イベント開催回数

(単位：回)

2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
1	0	1	3	2

資料：町調査

基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり

1 町民参加体制の充実

■審議会等への女性委員の登用割合 (単位：%)

2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
27.5	28.3	30.1	29.2	28.2

資料：政策企画課

2 誰もが尊重される環境の整備

■外国人人口 (単位：人)

2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
348	311	297	295	357

資料：住民基本台帳

3 町内外に地域の魅力を発信する広報・広聴の推進

■広聴活動回数 (単位：回)

	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
町政懇談会	1	0※	0※	1	1
ランチミーティング	0	3	0	0	0

資料：総務課

※新型コロナウイルス感染症の影響のため実施なし

4 効果的・効率的な行財政運営の推進

■財政力指数※

2018 年度 (平成30年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)
0.43	0.43	0.43	0.41	0.40	0.38

資料：茨城県市町村課 市町村財政実態資料

※財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のこと。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる

資料2 指標一覧

■重点施策(総合戦略)の KGI・KPI 一覧

戦略プロジェクト1 持続可能なまちの土台づくりプロジェクト

区分	指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
K G I	市街化区域内人口密度	50 人/ha	50 人/ha	まち未来創造課
	滞在人口率	0.88 倍 (令和4)	1.00 倍	政策企画課
	移住促進施策を通じた移住者数	41 人	60 人	政策企画課
K P I	空き地バンク成約件数	7 件	15 件	生活環境課
	広域交通の運行本数(平日・上下)	158 便/日 (令和6)	158 便/日	政策企画課
	利根親水公園の口コミ件数	216 件 (令和6)	250 件	まち未来創造課
	空き店舗バンク物件登録件数	2 件	5 件	まち未来創造課
	町役場の事務・事業に伴い排出された温室効果ガス総排出量	802t-CO ₂	789 t-CO ₂ (令和8目標)	生活環境課
	基盤整備進捗率	58.5%	66.2%	農業政策課
	とねまち未来ラボ参加者数	9 名	20 名	まち未来創造課
	空き家バンク成約件数	71 件	83 件	生活環境課
	スポーツ大会参加者数	667 人	900 人	生涯学習課

戦略プロジェクト2 次世代の미래のひとづくりプロジェクト

	指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
K G I	年間出生数	38 人	38 人	政策企画課
	将来の夢や目標を持って生活している児童・生徒の割合	児童 83.5% 生徒 76.6% (令和6)	児童 85.0% 生徒 78.0%	指導課
K P I	妊娠期からの相談対応率	—	100.0%	子育て支援課
	病児保育利用登録者数	75 人	75 人	子育て支援課
	英語検定料補助事業を利用して英検を受検した児童・生徒ののべ人数	53 人	70 人	指導課
	町総合教育センターにおける相談対応数	239 人	250 件	指導課
	町図書館と学校等との連携による活動件数	1 件	15 件	生涯学習課

算出方法・指標の定義	引用先
(市街化区域人口÷市街化区域面積)×100 [年間]	都市計画現況調査 (国土交通省)
休日 14 時における月別推移のうち最大の月の滞在人口率 [年間]	地域経済分析 システム
移住施策に基づいて転入した人数 [年間]	利根町調べ
空き家・空き地バンクにおける空き地の成約件数 [累計]	利根町調べ
大利根交通バスの町内で 1 日のバス運行本数 [年間]	利根町調べ
Googlemap における利根親水公園の口コミ件数 [累計]	利根町調べ
空き店舗バンクにおける成約件数 [累計]	利根町調べ
利根町温室効果ガス排出抑制実行計画における算出方法に準じる [累計]	利根町調べ
基盤整備済みの面積÷農業振興地域の面積×100 [累計]	利根町調べ
若者会議「とねまち未来ラボ」メンバーの参加者数 [年間]	利根町調べ
空き家・空き地バンクにおける空き家の成約件数 [累計]	利根町調べ
利根町駅伝大会と豊島杯体育大会、利根町ウオーキング大会の参加者人数の合計 [年間]	利根町調べ

算出方法・指標の定義	引用先
1 年間で生まれる子どもの数 [年間]	社会動態・自然動 態報告シート
「将来の夢や目標を持っていますか」の間に「当てはまる」「どちらかといえば、 当てはまる」と回答した割合（児童は小学 6 年生の値、生徒は中学 3 年生の値） [年間]	全国学力・ 学習状況調査 (文部科学省)
妊娠届時、妊娠後期、出産の相談数に対する対応率 [年間]	利根町調べ
病児保育利用の登録者数 [年間]	利根町調べ
利根小学校と利根中学校の児童・生徒が英語検定料補助事業を利用して英語検定 を受験した人数 [年間]	利根町調べ
町総合教育センターへの相談を行った対応件数 (児童・生徒・保護者・教職員の合計)	利根町調べ
町図書館と学校等との連携により活動を行った件数	利根町調べ

戦略プロジェクト3 町民の幸せな暮らしづくりプロジェクト

	指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
K G I	特定健診受診者1件当たりの医科の費用額	25,240 円	21,861 円	保険年金課
	特定健診未受診者1件当たりの医科の費用額	38,580 円	34,706 円	保険年金課
	担い手農家への農地集積率	56.6%	56.6%	農業政策課
K P I	平均自立期間	男性 79.0 歳 女性 85.1 歳	男性 79.2 歳 女性 86.9 歳	保健福祉センター
	高齢者の悩み相談できる相手がいない割合	39.0%	37.0%	福祉課
	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動回数	3 回	7 回	政策企画課 総務課
	地産地消協力店	20 店舗	25 店舗	農業政策課
	企業・店舗等の継業・後継者育成相談数	—	5 店舗	まち未来創造課

戦略プロジェクト4 町民を支えるまちのしくみづくりプロジェクト

	指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
K G I	介護施設の入所定員数	233 人 (令和6)	233 人	福祉課
	地震被害の想定最大避難者数に対応した備蓄品の確保割合	61.0%	100.0%	防災危機管理課
	役場職員の残業時間数(平均)	8 時間	5 時間	総務課
K P I	一般診療所数	6 施設 (令和6)	6 施設	保健福祉センター
	介護施設数	6 施設 (令和6)	6 施設	福祉課
	防災士資格取得人数(自主防災組織)	34 人	50 人	防災危機管理課
	災害時応援協定等の締結件数	49 件	60 件	防災危機管理課
	外部人材の登用者数	1 人	7 人	政策企画課
	パブリックコメント案件当たりの意見者数の平均	1.1 人	2 人	総務課

算出方法・指標の定義	引用先
特定健診受診者の1件当たり医科レセ点数（点数×10円）〔年間〕	KDB（国保データベースシステム）
特定健診未受診者の1件当たり医科レセ点数（点数×10円）〔年間〕	KDB（国保データベースシステム）
担い手農家の経営耕地面積÷受益面積×100〔累計〕	利根町調べ
0歳の人が必要介護2以上の状態になるまでの期間〔累計〕	KDB（国保データベースシステム）
「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください」の設問で「そのような人はいない」と回答した割合〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〕〔年間〕	利根町調べ
ワーク・ライフ・バランスに関する講演会の開催やチラシの発行及び町職員に関する啓発活動（夏季休暇の取得、ノー残業デーの実施、年次休暇5日の取得）の合計〔年間〕	利根町調べ
地産地消協力店の数〔累計〕	利根町調べ
企業・店舗等の継業・後継者育成に関して相談対応を行った店舗数〔累計〕	利根町調べ

算出方法・指標の定義	引用先
町内の介護施設の入所定員数〔累計〕	地域医療情報システム
地震災害による3日間累計物資需要量の考え方13項目※において、積算基準に基づく備蓄量が確保できている割合〔累計〕 ※食料、飲料水、毛布、携帯トイレ、粉・液体ミルク、使い捨て哺乳瓶、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品、マスク、消毒液、パーティションシート	茨城県保有データ
町役場職員の1人当たり残業時間（月平均）〔勤務条件等に関する調査より〕〔年間〕	利根町調べ
内科系診療所、外科系診療所、小児科系診療所、産婦人科系診療所、皮膚科系診療所、眼科系診療所、耳鼻咽喉科系診療所、精神科系診療所の合計〔累計〕	地域医療情報システム
訪問型介護施設数、通所型介護施設数、入所型介護施設数、特定施設数、居宅介護支援事業所数の合計〔累計〕	地域医療情報システム
自主防災組織における防災士資格取得人数〔累計〕	地域医療情報システム
町が締結した災害時応援協定を件数〔累計〕	利根町調べ
地域活性化起業人制度や地域おこし協力隊制度などによる外部人材の登用者数の合計〔累計〕	利根町調べ
パブリックコメントで意見を提出した1件当たりの平均人数〔年間〕	利根町調べ

基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり

指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
町土に対する田・畑・宅地面積率	65.0%	65.0%	まち未来創造課
市街化区域内人口割合	65.6%	70.0%	まち未来創造課
環境基本計画に掲げた目標項目のうち 改善した項目割合	—	80.0%	生活環境課
環境基準達成率（水質）	30.8%	100.0%	生活環境課
町が主体となる公共交通サービスの利用者数	16,536人	15,500人	政策企画課
道路維持管理工事延長	15,943m	20,000m	建設課
経常収支比率（下水道事業）	101.1% (打ち切り決算時)	100.0%	生活環境課
污水处理人口普及率	95.4%	96.5%	生活環境課
防災訓練参加地区数	31地区	36地区	防災危機管理課
刑法犯認知件数	82件	50件	防災危機管理課

基本方針2 いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
町健康増進等複合施設 トレーニングルーム 及びスタジオ（軽運動室）利用者数の合計	—	8,300人	保健福祉センター 生涯学習課
国民健康保険特定健康診査受診率	40.5%	60.0%	保険年金課
ボランティア登録者数（健康・福祉関連）	133人	100人	福祉課
要支援・要介護認定者数	994人	1,243人	福祉課
社会保険制度収納率（国保・後期）	国保 95.3% 後期 99.7%	国保 96.5% 後期 99.7%	保険年金課
後発医療品（ジェネリック医薬品）利用率 （国保・後期）	国保 86.9% 後期 85.0%	国保 90.0% 後期 90.0%	保険年金課

算出方法・指標の定義	引用先
$((\text{田面積千}\text{m}^2) + (\text{畑千}\text{m}^2) + (\text{宅地面積千}\text{m}^2)) \div (\text{総面積千}\text{m}^2) \times 100$ [累計]	茨城県市町村概況 -土地に関する概 要調書報告書
$(\text{市街化区域人口} \div \text{都市計画区域人口}) \times 100$ [累計]	都市計画現況調査 (国土交通省)
数値が改善した項目数 $\div$ 環境基本計画において掲げた目標項目数 $\times 100$ [累計]	利根町調べ
町に関連する環境基準の達成項目数 $\div$ 環境基準設定項目数 (13 項目) $\times 100$ [累計]	利根町調べ
福祉バス (福ちゃん号) 及びふれ愛タクシーの年間利用者数の合計 [年間]	利根町調べ
維持工事を行った延長距離 [累計]	利根町調べ
経常収益 $\div$ 経常費用 $\times 100$ [累計]	利根町調べ
$(\text{下水道処理人口} + \text{農業集落排水処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) \div \text{人口} \times 100$ [累計]	利根町調べ
防災訓練への延べ参加地区数 [年間]	利根町調べ
町内における犯罪の発生件数 [年間]	茨城県警察ホームページ (市町村別の認知 件数・犯罪率)

算出方法・指標の定義	引用先
町健康増進等複合施設 トレーニングルーム及びスタジオ (軽運動室) 利用者数の 合計 (目標値は類似の室の実績から算出) [年間]	利根町調べ
対象者※に対する特定健康診査を実施した割合 [データヘルス計画] [年間] ※40 歳以上 74 歳以下に達する者のうち、年度途中における異動者 (加入, 脱退) 及び平成 20 年 厚生労働省告示第 3 号に規定する各項のいずれかに該当する者 (妊産婦等) と保険者が確認できた 者を除いた者の数。	利根町調べ
利根町社会福祉協議会のボランティア参加者数 [年間]	利根町社会福祉 協議会
要支援 1・2 及び要介護 1・2・3・4・5 の認定を受けている人数 [年間]	介護保険事業 状況報告
国民健康保険税・後期高齢者保険料・介護保険料の収納率の平均 [年間]	利根町調べ
該当年度の 1 月時点の利用率 [年間] (国保情報ネットワークに基づく)	茨城県国民健康 保険団体連合会

基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
保育所等待機児童数・放課後児童クラブ待機児童数の合計	0人	0人	子育て支援課
とね子育て支援センター利用者延べ人数	937人	1,162人	子育て支援課
授業がわかりやすいと思う児童・生徒の割合	児童 75.5% 生徒 63.4%	児童 78.0% 生徒 70.0%	指導課
コミュニティ・スクールとして地域と連携した活動件数	4件 (令和6)	8件	指導課
文化センター・生涯学習センター・図書館の利用者数の合計	54,683人	52,000人	生涯学習課
小学生・中学生の一人当たりの年間貸出冊数	小学生13.7冊 中学生2.4冊	小学生20冊 中学生10冊	生涯学習課
音のまちTONEふれあいコンサートの参加団体数	6団体 (令和4)	10団体	生涯学習課
町民運動会参加者数	1,568人	1,500人	生涯学習課

基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり

指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
いばらきみどり認定数	—	5人	農業政策課
遊休農地率	2.2%	1.0%	農業政策課
商工会に加入している事業所数	230件	230件	まち未来創造課
チャレンジショップを活用した創業支援者数 (累計)	2者	4者	まち未来創造課
町公式ホームページの「利根町観光案内」ページへの年間アクセス数	2,505アクセス	4,500アクセス	まち未来創造課
町が支援し観光協会などが主催した町内イベント件数	6件	8件	まち未来創造課

算出方法・指標の定義	引用先
保育所等と放課後児童クラブの申込児童数と入所児童数の差〔年間〕	利根町調べ
とね子育て支援センター利用者延べ人数〔年間〕	利根町調べ
当該設問に対し、当てはまる・どちらかと言えば当てはまると回答した割合（児童は小学6年生の値、生徒は中学3年生の値）〔年間〕	全国学力・学習状況調査（文部科学省）
コミュニティ・スクールとして地域と連携した活動件数〔年間〕	利根町調べ
文化センターと生涯学習センター、図書館の利用者数の合計〔年間〕	利根町調べ
小学生に対する町図書館及び学校図書館での貸出冊数÷小学生（総数）〔年間〕 中学生に対する町図書館及び学校図書館での貸出冊数÷中学生（総数）〔年間〕	利根町調べ
音のまちTONEふれあいコンサートへ参加した団体数〔年間〕	利根町調べ
町民運動会への種目ごとの参加者数の合計〔年間〕	利根町調べ

算出方法・指標の定義	引用先
いばらきみどり認定をうけた農家数〔累計〕	茨城県
耕作されていない遊休農地面積÷地面積×100〔累計〕	利根町調べ
町商工会の会員数〔累計〕 ※令和5年の値は令和6年3月31日調べ	利根町商工会
チャレンジショップを利用した創業支援者数〔累計〕	利根町調べ
町公式ホームページの「利根町観光案内」ページへの年間アクセス数〔年間〕	利根町調べ
まち未来創造課で実施・支援する集客イベント等の開催件数の総数〔年間〕	利根町調べ

基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり

指標名称	令和5年度 (現況値)	令和12年度 (目標値)	担当課
住民協働事業提案件数	25 件	49 件	政策企画課
大学等と連携した取組数	8 個	12 個	政策企画課
永住権のある外国人人数	88 人	89 人	住民課
審議会などへの女性委員の登用割合	28.2%	35.0%	政策企画課
区長要望に対して対応できた件数割合	82.9%	75.0%	総務課
町公式SNSの合算フォロワー数	4,872 人 (令和6)	7,300 人	まち未来創造課
数値目標が設定された行政改革実施項目に対する改善項目の割合	67.5%	80.0%	政策企画課
行政手続のオンライン化率	68.1%	75.0%	政策企画課

算出方法・指標の定義	引用先
住民協働事業へ応募があった件数〔年間〕	利根町調べ
大学等と連携して実施した取組数〔年間〕	利根町調べ
永住権を保有する外国人人数〔住民基本台帳〕〔累計〕	利根町調べ
審議会等における総委員数に対する女性委員の比率〔年間〕	利根町調べ
要望に対応できた件÷区長要望件数×100〔年間〕	利根町調べ
町公式 SNS（Instagram, X, YouTube, Facebook, Note）の登録者数の合計〔累計〕	利根町調べ
行政改革実施項目のうち数値目標が設定されている 40 指標のうち基準年度の値より改善した項目の割合〔累計〕	利根町調べ
全 56 手続きのうち利根町に関わる手続き（44 手続き）におけるオンライン化済手続きの割合〔累計〕	地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査（デジタル庁）

資料3 個別計画一覧表

基本方針1 安全で人にやさしい快適なまちづくり

【基本施策】 1 快適な住環境の整備, 2 持続可能な環境対策, 3 移動環境と憩いの場の整備と維持管理,
4 上下水道の充実と管理運営, 5 防犯対策の充実

		2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
1	利根町都市計画マスタープラン						
2	利根町農業振興地域整備計画	—					
3	利根町空家等対策計画第2期						
4	利根町環境基本計画	2035年度(令和17年度)まで					
5	利根町温室効果ガス排出抑制実行計画第5期						
6	利根町ごみ処理基本計画	—					
7	利根町一般廃棄物処理計画	毎年度更新					
8	利根町除染実施計画第2版	—					
9	利根町災害廃棄物処理計画	—					
10	利根町地域公共交通計画						
11	利根町橋梁長寿命化修繕計画						
12	利根町上下水道耐震化計画(下水道)						
13	利根町下水道ストックマネジメント計画第2期						
14	利根町下水道事業経営戦略	2034年度(令和16年度)まで					
15	龍ヶ崎地域循環型社会形成推進地域計画(第2期)						
16	利根町地域防災計画	—					
17	利根町国土強靱化地域計画	—					
18	利根町業務継続計画	—					
19	利根町耐震改修促進計画						
20	利根町国民保護計画	—					

基本方針2 いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

【基本施策】 1 健康づくりの推進, 2 支え合う福祉の推進,

3 みんなを支える社会保障制度（医療・介護・年金）の充実

		2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
1	第4次健康づくりとね 21						
2	利根町新型インフルエンザ等対策行動計画	—					
3	利根町業務継続計画(新型インフルエンザ発生時)	—					
4	利根町国民健康保険第3期データヘルス計画・利根町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画						
5	利根町地域福祉計画第3期						
6	利根町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画						
7	利根町障がい者プラン(利根町障害者計画, 利根町第7期障害福祉計画, 第3期障害児福祉計画)						

基本方針3 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

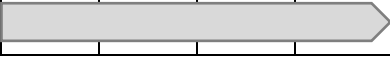
【基本施策】 1 子育て環境の充実, 2 特色ある学校教育の推進, 3 誰もが学ぶことのできる生涯学習の推進,

4 地域づくりを支える文化芸術・生涯スポーツの推進

		2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
1	第3期利根町子ども・子育て支援事業計画						
2	利根町学校施設長寿命化計画	2060年度(令和42年度)まで					
3	利根町教育大綱						
4	利根町学校教育指導方針	—					
5	利根町子ども読書活動推進計画(第2次)						
6	利根町「部活動の運営方針」	—					
7	利根町通学路交通安全プログラム	—					

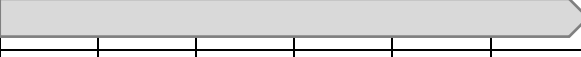
基本方針4 みんなが集まるおもしろいまちづくり

- 【基本施策】 1 農業の継承と新たな魅力形成, 2 商工業の振興と担い手育成,
3 地域の魅力を生かした観光振興

		2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
1	利根町農業振興地域整備計画	—					
2	利根町田園環境整備マスタープラン	—					
3	利根町農地等の利用の最適化に関する指針						
4	利根町農業経営基盤強化促進基本構想	—					
5	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画) (文地区)	—					
6	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画) (文間地区)	—					
7	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画) (東文間地区)	—					
8	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画) (布川地区)	—					
9	導入促進基本計画	—					
10	創業支援等事業計画						
11	第2期茨城県南部地域基本計画						

基本方針5 みんなが主役でともに進むまちづくり

- 【基本施策】 1 町民参加体制の充実, 2 誰もが尊重される環境の整備,
3 町内外に地域の魅力を発信する広報・広聴の推進, 4 効果的・効率的な行財政運営の推進

		2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
1	利根町人権教育推進計画	—					
2	第3次利根町男女共同参画推進プラン						
3	利根町女性職員の活躍の推進に関する特定事業主 行動計画						
4	利根町特定事業主行動計画第3次	2035年度(令和17年度)まで					
5	第2期利根町行財政改革行動計画						
6	利根町DX推進計画						
7	利根町情報セキュリティポリシー	—					
8	利根町公共施設等総合管理計画	2056年度(令和38年度)まで					
9	利根町公共施設個別施設計画	2056年度(令和38年度)まで					

施策横断

		2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
1	利根町過疎地域持続的発展計画※						

※2025年度(令和7年度)に次期計画を策定予定

資料4 SDGs対応表

表の「○」はSDGs 17のGOALに対応する施策を表しています。

	SDGs 17のGOAL→ 後期基本計画の施策↓	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	健康と福祉	質の高い教育	ジェンダー平等	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	産業と技術革新	不平等をなくそう	持続可能なまち	つくる責任つかう責任	気候変動対策	海洋資源	陸上資源	平和と公正	パートナーシップ
1-1-1	持続可能なまちづくりに向けた土地利用								○			○						
1-1-2	多様な人々が訪れ交流する住みよさ溢れる住まいの環境づくり			○		○			○			○	○					○
1-2-1	総合的な環境対策の推進											○		○				
1-2-2	地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり						○	○					○	○				
1-2-3	安全・安心で快適な生活環境づくり												○	○	○	○		
1-3-1	公共交通の充実										○	○						
1-3-2	道路・公園の整備と維持管理											○	○					○
1-4-1	水道水の安定供給						○								○			
1-4-2	下水道の整備と管理運営						○							○	○			
1-5-1	防災体制の強化	○										○						
1-5-2	防犯の充実																○	○
1-5-3	交通安全の充実			○								○						
2-1-1	健康づくりの強化			○														○
2-1-2	保健予防の充実			○														○
2-1-3	医療体制の充実	○		○														○
2-2-1	地域福祉の充実	○		○								○					○	
2-2-2	高齢者福祉の充実			○					○									
2-2-3	障がい者福祉の充実	○		○					○		○							
2-3-1	国民健康保険制度の適正な運営			○							○							
2-3-2	医療福祉費支給制度（マル福）の適正な運営			○							○							
2-3-3	後期高齢者医療制度の適正な運営			○							○							
2-3-4	介護保険制度の適正な運営			○							○							
2-3-5	国民年金制度の円滑な運営	○		○							○							

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	SDGs 17 のGOAL→ 後期基本計画の施策↓	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	健康と福祉	質の高い教育	ジェンダー平等	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	産業と技術革新	不平等をなくそう	持続可能なまち	つくる責任つかう責任	気候変動対策	海洋資源	陸上資源	平和と公正	パートナーシップ
3-1-1	母子保健の充実	○		○														○
3-1-2	子育てを支える環境づくり			○														○
3-1-3	子育て家庭への支援充実	○															○	○
3-2-1	豊かな教育環境づくり			○	○							○						○
3-2-2	義務教育の充実			○	○						○						○	○
3-2-3	学校と地域の連携強化				○													○
3-3-1	学びの機会と場の充実				○							○						
3-3-2	子どもたちの育ちを豊かにする学びの機会の充実				○													○
3-4-1	文化芸術の振興				○							○						
3-4-2	生涯スポーツの推進			○	○							○						○
4-1-1	農業生産基盤の充実													○		○		
4-1-2	多様な担い手の育成と安定的な生産・経営		○		○					○						○		
4-1-3	特色ある農業の形成						○		○							○		
4-2-1	商工業の活性化の推進								○	○			○					
4-2-2	起業・継業・雇用の機会の充実				○				○	○								○
4-3-1	観光事業の推進								○				○			○		○
4-3-2	地域の魅力発信											○					○	○
5-1-1	地域活動の活性化										○	○					○	○
5-1-2	参加や交流を促す環境づくり											○					○	○
5-2-1	人権尊重の啓発と支援の充実										○						○	○
5-2-2	男女共同参画社会の推進					○					○	○					○	
5-3-1	広報活動と情報共有の充実									○	○						○	
5-3-2	広聴体制の充実										○						○	
5-3-3	シティプロモーションの推進											○				○		○
5-4-1	D Xを取り入れた行財政改革の推進			○		○				○	○	○					○	
5-4-2	財政の健全な運営								○			○					○	
5-4-3	効率的な行政運営										○	○						○
5-4-4	窓口サービスの充実										○	○					○	○
5-4-5	広域行政の推進											○	○					○

資料5 用語解説

計画書本編の本文中に「＊」をつけている用語の解説を下記に示しています。

頭文字	用語	用語の説明文
か	カーボンニュートラル	環境中で、二酸化炭素の排出量と吸収量が同じであるということ。 1 植物や植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして出る二酸化炭素は、植物が生長過程に吸収した二酸化炭素と同量で温室効果ガスを増やすことにはならず、環境破壊にはつながらないという考え方。 2 日常生活や経済活動によって排出される温室効果ガスのうち、排出者自身の努力では削減できない分を、他の場所で達成された削減・吸収量で相殺することによって、温室効果ガスの増加が実質的にゼロになった状態。
	官民連携（PPP／PFI）手法	公的機関と民間事業者が協力して公共サービスを提供すること。《Public-Private Partnership》《Private Finance Initiative》
け	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合のこと。
こ	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標のこと。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。
	コミュニティ・スクール	学校と地域社会の一体化によって行われる教育のこと。地域社会の諸問題を取りあげて教科に組み入れるとともに、学校を開放して一般人をも参加させる方法。
し	自然増減	人口動態に関する統計で、出生・死亡による人口の増減のこと。
	持続可能な開発目標（SDGs）	2015 年に達成期限を迎えるミレニアム開発目標の後継となる、環境と開発問題に関する新たな世界目標のこと。2012 年 6 月の国連持続可能な開発会議（リオ＋20）で策定の開始が合意された。
	社会増減	人口動態に関する統計で、転入・転出による人口の増減のこと。
	人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。若年期の死亡率が低下すると人口が減りにくくなるので、この水準値は減少する。
す	スクリーニング調査	迅速に結果が得られる簡便な検査を行うことによって、集団の中から特定の属性の人を選び出すこと。
	スポンジ化	都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象のこと。
た	ダイバーシティ	多様性。相違点。人種・国籍・性・年齢を問わずに人材を活用すること。これにより、ビジネス環境の変化に柔軟、迅速に対応できるという考えのこと。
て	デジタル・アーカイブ	博物館・美術館・公文書館などの所蔵資料や、自治体・大学・研究機関などの公共性が高いデータを電子化して管理・公開するシステムのこと。絵画・彫刻・文書・写真・音声・映像などを対象とし、インターネットを通じて資料目録を検索したり、デジタル画像などを閲覧したりできる。
	デジタル田園都市国家構想	デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという構想。

頭文字	用語	用語の説明文
は	パートナーシップ制度	自治体が、同性の2名を婚姻に相当する関係と認める制度のこと。法律上の配偶者には当たらないが、公営住宅の入居や福利厚生制度の利用の際などに、家族として認められる。
ふ	フレイル予防	加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態（フレイル）に陥らない又は進行するのを防ぐこと。
へ	平均自立期間	日常生活動作が自立している期間の平均（0歳の人が必要介護2以上になるまでの期間）のこと。
ま	まち・ひと・しごと創生	人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を目指す総称。
わ	ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方のこと。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。
A	A I	コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。《Artificial Intelligence》
B	Beyond 5 G/6 G	2030年代に導入される次世代の情報通信インフラのことであり、あらゆる産業や社会活動の基盤となることが見込まれている。従来の移動通信（無線）の延長上だけで捉えるのではなく、有線・無線や陸・海・空・宇宙等を包含した統合的なネットワークと考えられている。
D	D X	I T（情報技術）が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。ビジネス分野だけでなく、広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。《Digital Transformation》
I	I C T	情報通信技術のこと。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてI Tが普及したが、国際的にはI C Tが広く使われる。《Information and Communication Technology》
S	S N S	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。Instagram, X, Facebook などがある。《Social Networking Service》
	Society 5.0	日本政府により閣議決定された科学技術政策の基本指針の一つ。人工知能・ビッグデータ・ユビキタス関連の情報技術を従来の技術と組み合わせ、社会のあらゆる分野で新しい製品やサービスを提供できるよう、研究や開発、投資を進めようとするもの。
U	U I J ターン	Uターン：地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。 Iターン：生まれ育った故郷以外の地域に就職・移住すること。 Jターン：地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違う別の地方に移住して働くこと。
4	4 R	リデュース、リユース、リサイクルの「3 R」に、「断る」を意味するリフューズを加えた考え方のこと。ごみが発生した後ではなく、商品などを購入する際に、不要な物を買わないように断るなど入口での環境対応を促す。

2 策定経過及び策定組織に関する資料

資料1 第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定経過

■令和5年度

日 付	事 項	内 容
令和5年 7月5日	令和5年度第1回 利根町総合振興計画等策定委員会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定方針（案）について
7月28日	令和5年度第1回 利根町総合振興計画審議会	・委嘱状交付・諮問 ・利根町総合振興計画後期基本計画策定方針について ・利根町総合振興計画前期基本計画の概要について ・第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要について
8月1日	令和5年度第2回 利根町総合振興計画等策定委員会	・第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略令和4年度事業進捗、数値目標及びKPIの実績報告について ・第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略 見直しについて
9月5日	令和5年度第3回 利根町総合振興計画等策定委員会	・利根町過疎地域持続発展計画の数値目標の令和4年度実績報告について ・利根町過疎地域持続的発展計画の見直しについて
10月4日	令和5年度第4回 利根町総合振興計画等策定委員会	・行政評価システムによる評価結果について ・第5次利根町総合振興計画前期基本計画の見直しについて
10月25日～ 11月15日	町民アンケートの実施	・回収数 585票（2,000人配布） ・回収率 29.3%
10月27日	令和5年度第2回 利根町総合振興計画審議会	・利根町総合振興計画後期基本計画策定状況及び今後の進め方について
11月18日	第1回町民ワークショップの開催	・参加者数 21名 ・テーマ 過去から考える、未来の利根町に大事なモノ・コト・ヒトは何？
12月25日～ 令和6年 1月19日	町内企業に勤める町外住民に対するアンケートの実施	・回収数 294票（24事業者約550人配布）
令和6年 1月22日	第1回 中学生ワークショップの開催	・参加者数 112名（中学3年生を対象に開催） ・テーマ 架空の町“T町”の未来について考えよう！
1月29日	第2回 中学生ワークショップの開催	・参加者数 112名（中学3年生を対象に開催） ・テーマ 町の未来と、未来の僕・私が利根町にできることを考えよう！
2月17日	第2回町民ワークショップの開催	・参加者数 9名 ・テーマ 未来の利根町の次世代の担い手のために必要な取組を考えよう！
2月21日～ 5月2日	小学生・中学生及びその保護者に対するアンケートの実施	・回収数 516票（小学生・中学生※小学生は3年生から6年生が対象）239票（保護者）
3月1日～ 3月4日	町外在住者に対するアンケートの実施	・回収数 1,053票（25,194人配布） ・回収率 4.2%※Webのみによる実施
3月16日	第3回町民ワークショップの開催	・参加者数 12名 ・テーマ 利根町の将来目標の実現に向けた方向性を考えよう！

■令和6年度

日 付	事 項	内 容
令和6年 4月3日	令和6年度第1回 利根町総合振興計画等策定委員会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定に関する各種調査結果報告 ・第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定にあたっての課題の整理
4月19日	令和6年度第1回 利根町総合振興計画審議会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定に関する各種調査結果報告 ・第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定にあたっての課題の整理
4月23日～ 8月28日	町関係課現況把握等調査の実施	・調査票の作成依頼のほか、担当課ごとに2回のヒアリングを実施し現況を把握
6月4日	令和6年度第2回 利根町総合振興計画等策定委員会	・利根町総合振興計画について（計画の構造） ・基本構想について ・人口ビジョンについて
6月25日	町長・教育長ヒアリングの実施	
6月28日	令和6年度第2回 利根町総合振興計画審議会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画について（計画の構造） ・基本構想について ・人口ビジョンについて
7月3日	令和6年度第3回 利根町総合振興計画等策定委員会	・第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略令和5年度事業進捗、数値目標及びKPIの実績報告について ・第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略 見直しについて
8月1日	令和6年度第4回 利根町総合振興計画等策定委員会	・行政評価システムによる評価結果について
9月3日	令和6年度第5回 利根町総合振興計画等策定委員会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画骨子案について ・利根町過疎地域持続発展計画の数値目標の令和5年度実績報告について ・利根町過疎地域持続的発展計画の見直しについて
9月20日	令和6年度第3回 利根町総合振興計画審議会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画骨子案について
9月30日	令和6年度第1回利根町総合振興 計画等策定委員会専門部会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画の体系について ・第5次利根町総合振興計画後期基本計画の施策等について
10月2日	令和6年度第6回 利根町総合振興計画等策定委員会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画基本構想（素案）について ・利根町人口ビジョン（素案）について
10月9日	令和6年度第2回利根町総合振興 計画等策定委員会専門部会	・重点施策についての検討 ・重点施策の決定
10月25日	令和6年度第4回 利根町総合振興計画審議会	・第5次利根町総合振興計画後期基本計画基本構想（素案）について ・利根町人口ビジョン（素案）について ・第5次利根町総合振興計画後期基本計画 骨子案修正案について ・第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略令和5年度事業進捗、数値目標及びKPIの実績報告について ・第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略 見直しについて

日 付	事 項	内 容
11 月 6 日	令和 6 年度第 7 回 利根町総合振興計画等策定委員会	・ 第 5 次利根町総合振興計画（基本構想・後期基本計画）素案について ・ パブリックコメントについて
11 月 15 日	令和 6 年度第 5 回 利根町総合振興計画審議会	・ 第 5 次利根町総合振興計画（基本構想・後期基本計画）素案について ・ パブリックコメントについて
11 月 18 日	第 1 回町議会説明会	・ 第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画の策定経過について ・ 第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画（素案）について ・ パブリックコメント・住民説明会の実施について
11 月 28 日～ 12 月 27 日	パブリックコメントの実施	
12 月 14 日・ 12 月 20 日	住民説明会	・ 第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画策定経過について ・ 第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画（素案）について
令和 7 年 1 月 16 日	令和 6 年度第 8 回 利根町総合振興計画等策定委員会	・ パブリックコメント等の実施結果について ・ 第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画（確定案）について
1 月 31 日	令和 6 年度第 6 回 利根町総合振興計画審議会	・ パブリックコメント等の実施結果について ・ 第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画（確定案）について ・ 答申（案）について
2 月 7 日	町長への答申	
2 月 18 日	第 2 回町議会説明会	・ 第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画の確定案について
3 月 日	町議会定例会に上程	
3 月 日	議決	

資料2 利根町総合振興計画条例

○利根町総合振興計画条例

平成30年6月8日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、総合振興計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続きを定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もって将来にわたって魅力ある、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 まちづくりの指針となる総合的な計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町の将来像及び政策の方向性を定める基本的な考え方をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき実施する施策の目標及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業計画を示すものをいう。

(総合振興計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合振興計画を策定するものとする。

2 町長は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画と一体的な計画として、総合振興計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合振興計画は、町の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画を策定又は変更するときは、総合振興計画との整合を図らなければならない。

(総合振興計画審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更するときは、あらかじめ、利根町総合振興計画審議会に諮問するものとする。

(総合振興計画審議会)

第6条 町長の諮問に応じ必要な調査及び審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定により利根町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第7条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 8人以内
- (2) 各種団体等 4人以内
- (3) 町民 4人以内

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合はその後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の在任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第9条 審議会に会長及び副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、町長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(議会の議決)

第12条 町長は、基本構想を策定し、変更するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(公表)

第13条 町長は、総合振興計画を策定し、変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和5年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成2年利根町条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(利根町振興計画審議会条例の廃止)

4 利根町振興計画審議会条例(昭和50年利根町条例第19号)を廃止する。

資料3 利根町みんなのまち基本条例(利根町自治基本条例)

○利根町みんなのまち基本条例

令和4年12月21日
条例第18号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 基本理念(第4条)

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民(第5条・第6条)

第2節 子ども(第7条)

第3節 議会(第8条・第9条)

第4節 行政(第10条—第12条)

第4章 情報共有(第13条・第14条)

第5章 参加と協働

第1節 参加(第15条—第20条)

第2節 協働(第21条—第24条)

第6章 町政運営(第25条—第32条)

第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力(第33条)

第8章 条例の普及啓発及び見直し(第34条・第35条)

第9章 利根町みんなのまち基本条例推進委員会(第36条—第44条)

附則

私たちのまち利根町は、都心より約40キロメートルに位置し、通勤・通学圏内です。眼下には日本三大河川の一つであり、坂東太郎とも呼ばれる利根川を望み、古来より水運の要衝として繁栄してきました。今なお絶えることのない水の恵みは、豊かな緑を育み、田畑を潤しています。

関東最古の水神を祀る蛟蛸神社や国の重要文化財を有する徳満寺などの史跡が存在し、また、民俗学の父・柳田國男が幼少期を過ごして民俗学を志すきっかけとなる地であるなど、歴史、文化の足跡がまちの様々な場所に残されています。

近年、様々な要因による人口減少や少子高齢化、高度情報化の進展など利根町を取り巻く社会環境は目まぐるしく変わってきています。私たちは、子どもから高齢者まですべての人が明るく元気で住みやすいまち、町民から愛されるまちを創り上げていかなければなりません。

そのために、私たちは、先人たちから受け継いできた自然、歴史、文化を後世に引き継ぐとともに、一人ひとりが主役となって、町民、議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

私たちは、まちづくりの基本理念を明らかにし、利根町民であることを誇りと思えるような、笑顔あふれるまちづくりを進めるため、利根町みんなのまち基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、利根町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び行政の役割と責務等並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、本町のまちづくりの基本を定めるものであり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限尊重するものとします。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 町民 町内に住所を有する者、町内に通勤する者、町内に通学する者及び町内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(2) 行政 町の執行機関である町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 町 行政及び議会をいいます。

(4) 協働 町民及び町が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任に基づき、互いに尊重し、対等な立場で協力することをいいます。

(5) 参加 町の政策形成、実施及び評価等の過程において、町民が主体的に関わることをいいます。

(6) 住民自治組織 一定の地域を基盤とする住民の組織であり、当該地域における住民自治の推進や相互扶助等を目的とした活動を行う団体をいいます。

第2章 基本理念

(基本理念)

第4条 町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、それぞれの役割と責務等に基づき、協働によるまちづくりを推進します。

2 町民及び町は、次の事項を基本として、協働によるまちづくりを推進します。

(1) 町民の参加を基本として、町の運営が行われること。

(2) 町に関する情報を共有すること。

(3) 町民及び町が、互いに尊重し、理解を深め、信頼関係を構築すること。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民

(町民の権利)

第5条 町民は、生命、自由及び幸福を追求する権利が最大限尊重されます。

2 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。

3 町民は、町政の情報を知る権利を有します。

(町民の役割と責務)

第6条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、自主的にまちづくりに参加します。

2 町民は、互いを尊重し、協力してまちづくりを進めます。

3 町民は、自らの発言と行動に責任を持ちます。

第2節 子ども

(子どものまちづくりへの参加)

第7条 町民及び町は、子どもを将来のまちづくりの担い手として尊重し、子どもがまちづくりに参加できるよう努めます。

第3節 議会

(議会の役割と責任)

第8条 議会は、町の意思決定機関として、条例、法律その他の法令に基づき議決の権限を行使するとともに、行政を監視する役割を果たします。

2 議会は、公正かつ開かれた議会運営に努めます。

(議員の役割と責務)

第9条 議員は、町民の意見を的確に把握し、町政に反映せるとともに、町民の代表としてふさわしい活動を行います。

2 議員は、自らの資質向上に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。

第4節 行政

(町長の役割と責務)

第10条 町長は、町を代表します。

2 町長は、公正かつ誠実に町政を運営します。

(行政の役割と責任)

第11条 行政は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を執行します。

2 行政は、自らの判断及び責任において、事務を公平かつ適正に管理し、執行します。

(職員の役割と責務)

第12条 町の職員は、町民全体の奉仕者として、職務を遂行します。

2 町の職員は、公正かつ誠実に職務を遂行します。

第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 町は、公正で開かれた町政を推進するため、町の保有する情報について、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有化を図ります。

(個人情報保護)

第14条 町は、個人の権利利益を保護するため、町の保有する個人情報の適正な取扱いについて、必要な措置を講じ、個人情報の保護を図ります。

第5章 参加と協働

第1節 参加

(参加の機会)

第15条 町は、多様な参加の機会を提供し、参加の推進に努めます。

(参加のための環境づくり)

第16条 町は、政策形成、実施及び評価等の過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、年齢及び性別に関わらずすべての町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

(附属機関等への参加)

第17条 町は、附属機関等の構成員の一部を公募により選任するよう努めます。

(パブリックコメント)

第18条 町は、重要な条例、計画等の制定、改定等に当たっては、事前にその案を公表して町民から意見等を募るパブリックコメントを実施します。

2 町は、パブリックコメント手続によって提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等に対する考え方を町民に公表します。

(意見への対応)

第19条 町は、参加によって町民から出された意見について、幅広い意見を町政に反映するよう努めます。

(住民投票)

第20条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 町長は、住民投票の結果を尊重します。

第2節 協働

(協働の推進)

第21条 町民及び町は、地域課題の解決のため、協働してまちづくりに取り組みます。

2 町民及び町は、年齢及び性別に関わらずすべての町民がまちづくりの主体であることを認識し、協働の推進に努めます。

(目的の共有)

第22条 町民及び町は、協働に当たっては、企画立案の段階から十分な協議を行い、適正な合意形成、目的の共有を図ります。

(協働のための学習支援)

第23条 町は、町民が協働に関して理解を深められるよう学習の機会を設けます。

2 町民は、地域課題や協働に関する理解を深めるよう努めます。

(協働におけるそれぞれの役割)

第24条 町は、住民自治組織及び公共的な課題の解決を目的とする市民団体等(以下「住民自治組織等」といいます。)の活動について、その自主性及び自立性を尊重し、適切な支援を行います。

2 住民自治組織等は、自主的かつ自立的な活動を行うとともに、地域課題の解決のため、町との協働に努めます。

3 町民は、住民自治組織等の役割を認識し、尊重するとともに、その活動に対して、積極的に協力するよう努めます。

第6章 町政運営

(総合振興計画)

第25条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、町の目指すべき将来像を定めた町の最上位の計画(以下「総合振興計画」といいます。)を策定します。

(男女共同参画の推進)

第26条 町民及び町は、男女共同参画社会の実現のため、町民及び町が一体となった男女共同参画の取組を推進します。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進の取組に関し、連携及び協力するよう努めます。

3 町は、男女共同参画の推進に関し、総合的な取組を実施します。

(子育て・子育て及び教育の推進)

第27条 町民及び町は、子育て・子育て及び教育に関するそれぞれの役割を認識し、子どもが健やかに成長できる環境を確保するとともに、将来のまちづくりの担い手となる人材の育成に努めます。

(健康の推進)

第28条 町民及び町は、地域の連携、協働により健康を維持増進する環境づくりに努めます。

(財政運営)

第 29 条 町長は、持続可能な財政運営のため、総合振興計画を踏まえ、予算を編成し、執行します。

(行政評価)

第 30 条 行政は、効率的な行政運営を推進するため、行政評価を実施し、評価結果を施策等に適切に反映させるよう努めます。

(説明責任)

第 31 条 行政は、政策形成、実施及び評価等の過程について、町民に分かりやすく説明するよう努めます。

(危機管理)

第 32 条 町民は、平常時から防災意識の向上に努め、協働して災害等に備えるよう努めます。

2 町は、災害等に備えるため、町民及び自主防災組織その他関係団体と連携及び協力を図ります。

3 町は、町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、適切な施策を実施するとともに、危機管理体制を整備します。

第 7 章 国、県及びその他地方公共団体との連携及び協力

(国、県及びその他地方公共団体との連携及び協力)

第 33 条 町は、公共サービスの向上及び共通する課題の解決のため、国、県及びその他地方公共団体と連携し、協力します。

第 8 章 条例の普及啓発及び見直し

(条例の普及啓発及び推進)

第 34 条 町は、この条例の基本理念の実現を図るため、この条例の普及啓発に努めます。

(条例の見直し)

第 35 条 町は、社会情勢等の変化を踏まえ、この条例を検証し、必要に応じ、見直しを行います。

第 9 章 利根町みんなのまち基本条例推進委員会

(設置)

第 36 条 町は、この条例の普及啓発及び推進並びに検証を行う機関として、利根町みんなのまち基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

(所掌事務)

第 37 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとします。

- (1) この条例の普及及び啓発に関すること。
- (2) この条例の推進に関すること。
- (3) この条例の運用及び見直しその他必要な事項に関すること。

(組織)

第 38 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織します。

(委員)

第 39 条 委員は、次の者のうちから選任し、町長が委嘱します。

- (1) 町民 4 人以内
- (2) 学識経験を有する者 2 人以内
- (3) 各種団体等の関係者 4 人以内

(任期)

第 40 条 委員の任期は、2 年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任は妨げないものとします。

(委員長及び副委員長)

第 41 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任します。

2 委員長は、委員会を代表し、会務の運営が円滑に遂行できるよう努めます。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 42 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となります。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、町長が招集します。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないものとします。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによるものとします。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができます。

(庶務)

第 43 条 委員会の庶務は、政策企画課において処理します。

(委任)

第 44 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めます。

附則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

(利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 2 年利根町条例第 5 号)の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

資料4 利根町振興計画審議会委員名簿

	役職	氏名	所属	区分	備考
1	会長	坂野 喜隆	流通経済大学教授	知識経験者	
2		上原 章夫	日本ウェルネススポーツ大学 事務長	知識経験者	
3		山内 拓馬	AKKODiSコンサルティング 株式会社	知識経験者	令和6年 9月30日まで
		吉澤 仁史			令和6年 10月1日から
4		関野 敦夫	利根消防署署長	知識経験者	令和6年 3月31日まで
		鈴木 智			令和6年 4月1日から
5		野口 勝志	JA水郷つくばわかき支店 支店長	知識経験者	令和6年 3月31日まで
		長塚 元基			令和6年 4月1日から
6		赤根 潤	大利根交通自動車株式会社 次長	知識経験者	
7		寺門 正治	常陽銀行利根リテール ステーション支店長	知識経験者	令和6年 3月31日まで
		江幡 紀男			令和6年 4月1日から
8		鈴木 麻美	茨城県政策企画部 計画推進課長	知識経験者	令和6年 3月31日まで
		長島 ゆみ子			令和6年 4月1日から
9		渡邊 邦弘	区長会長	各種団体等	
10		猪瀬 美佐子	利根町商工会女性部員	各種団体等	
11		花嶋 みゆき	利根町社会福祉協議会 事務局長	各種団体等	
12		直井 由貴	利根中学校校長	各種団体等	
13		川村 啓三	公募委員	町民	
14	副会長	山口 憲二	公募委員	町民	
15		石山 肖子	公募委員	町民	
16		長瀬 一平	公募委員	町民	

資料5 利根町振興計画策定委員会設置規定

○利根町総合振興計画等策定委員会設置規程

令和5年3月31日

訓令第7号

（設置）

第1条 利根町総合振興計画及び利根町過疎地域持続的発展計画の策定，変更等について，必要な事項を協議するため，利根町総合振興計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 策定委員会は，次に掲げる事項を協議する。

- （1） 総合振興計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 総合振興計画の効果検証に関すること。
- （3） 過疎地域持続的発展計画の策定及び変更に関すること。
- （4） 過疎地域持続的発展計画の効果検証に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には町長を，副委員長には教育長をもって充てる。
- 3 委員長は，策定委員会の会務を総括し，会議の議長となる。
- 4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。
- 5 委員は，利根町庁議規程（平成18年利根町訓令第7号）第2条第1項第4号に規定する者をもって充てる。

（専門部会）

第4条 策定委員会は，総合振興計画立案作業にあたり，補助機関として次の専門部会を置く。

- （1） 都市基盤・生活環境部会
- （2） 福祉・保健・医療部会
- （3） 教育・文化部会
- （4） 産業部会
- （5） 町民参画・行政財政部会

2 部会長及び部会員は，委員長が指名する職員をもって組織し，専門部会ごとに総合振興計画立案について，策定委員会に報告するものとする。

（会議の開催）

第5条 会議は，策定委員会にあっては委員長，専門部会にあっては当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 委員長は，必要に応じ委員以外の者を会議に出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は，政策企画課において行う。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか，策定委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

附則

この訓令は，令和5年4月1日から施行する。

資料6 利根町振興計画策定委員会委員名簿

	職名	役職	氏名	備考
1	町長	委員長	佐々木 喜章	
2	教育長	副委員長	海老澤 勤	
3	総務課長		大越 達也	令和6年3月31日まで
			中村 寛之	令和6年4月1日から
4	政策企画課長		布袋 哲朗	
5	財政課長		蜂谷 忠義	令和6年3月31日まで
			木村 宜孝	令和6年4月1日から
6	防災危機管理課長		亀谷 英一	
7	税務課長		鈴木 壮	
8	住民課長		永田 幸夫	令和6年3月31日まで
			大津 聖二	令和6年4月1日から
9	福祉課長		服部 豊	
10	子育て支援課長		松永 重生	
11	保健福祉センター所長		勝村 健	
12	生活環境課長		飯島 弘	令和6年3月31日まで
			雑賀 正幸	令和6年4月1日から
13	保険年金課長		松本 浩睦	
14	農業政策課長		大越 聖之	令和6年3月31日まで
			飯島 弘	令和6年4月1日から
15	まち未来創造課長		清水 敬子	
16	建設課長		大越 正博	
17	会計課長		本谷 幸洋	
18	議会事務局長		宮本 正裕	
19	学校教育課長		中村 寛之	令和6年3月31日まで
			大越 聖之	令和6年4月1日から
20	生涯学習課長		弓削 紀之	令和6年3月31日まで
			古山 栄一	令和6年4月1日から
21	指導課長		丹 晴幸	

■諮問

利 政 政 第 47 号
令和 5 年 7 月 28 日

利根町総合振興計画審議会会長 様

利根町長 佐々木 喜 章

第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画について（諮問）

第 5 次利根町総合振興計画後期基本計画を定めるにあたり，利根町総合振興計画条例第 5 条の規定に基づき，貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

■答申

